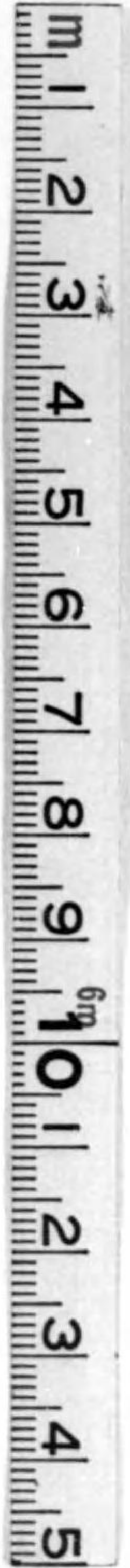


289-0227  
1200500732264

289  
2



始



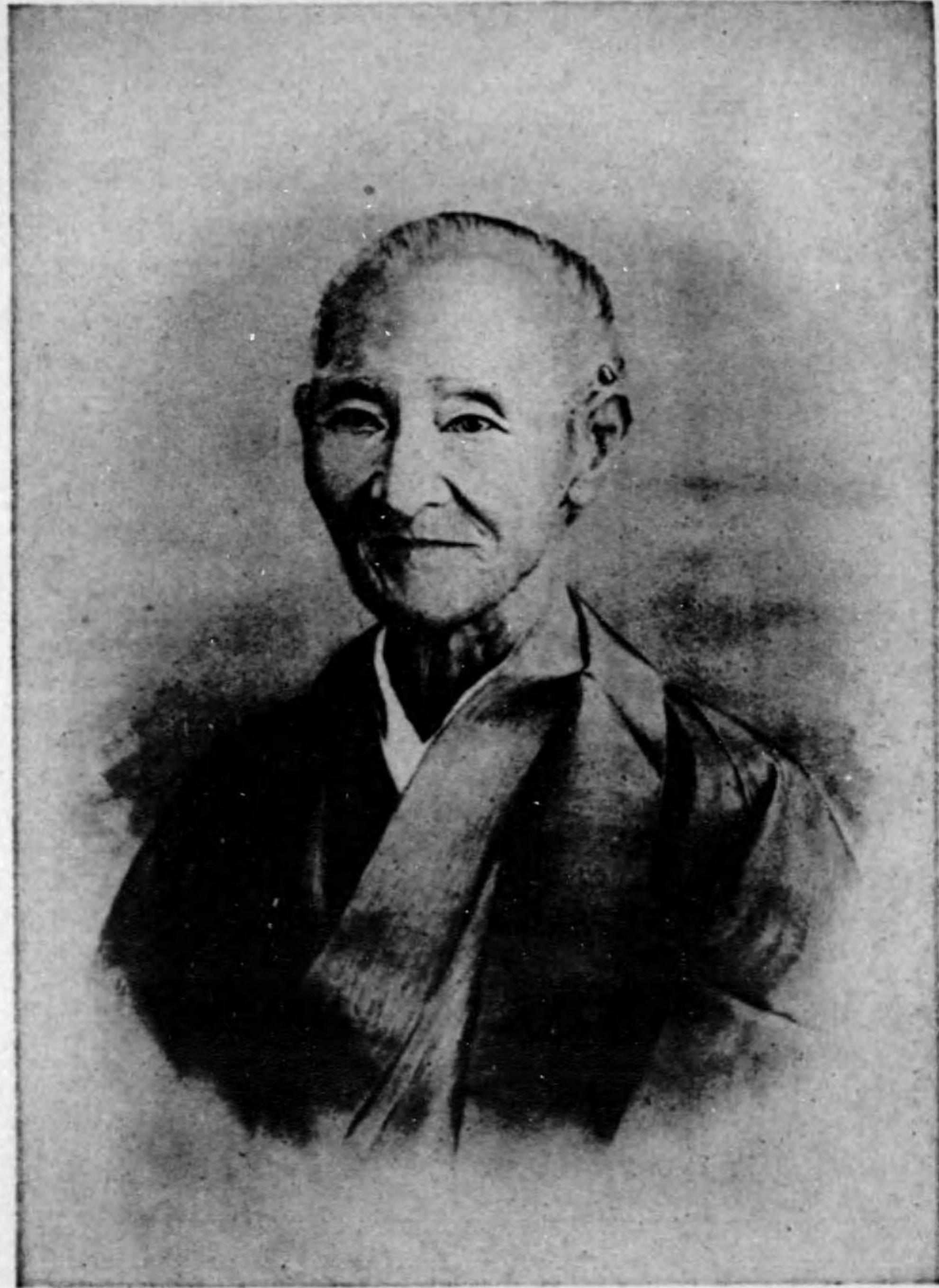
FIRM-12

289  
0.22



小笠原壹岐守長行





（影撮御の歳五十六）公 行 長 の 年 晩





公行長の代時老閣



長州征伐の際用ひられたる兜  
(前立は桐ノ木にて作らるゝ、總て長行公の考案なり)



満園咲き花満地は心も花も満ちて  
ふくむ花は心も満ちて  
竹枝小江流

明治三十二年四月二十四日  
長行公御筆蹟

満園咲き花満地は心も花も満ちて  
ふくむ花は心も満ちて  
竹枝小江流

蹟筆御公行長

長行公御筆蹟

明治三十二年四月二十四日

長行公御筆蹟

蹟筆御公行長

深更月對梅為  
山頭長

古意

賀蘭進明

崇蘭生澗底香  
氣滿幽林采采  
為欲贈何人是  
同心日暮徒盈

把徘徊幽思深  
慨然紉雜佩佩  
重奏丘中琴

讀後漢逸人傳

張謂

子陵沒已久讀史  
思其賢誰謂顏  
陽人千秋如比

冊述毛詩  
晴千一草寄坐  
必有立絕學亦敢  
辭

又

七念以若芳三  
居上森不吉一  
三百里邈尔無

子我猶立名  
平王將軍墓  
常建  
嫫媿小伎特

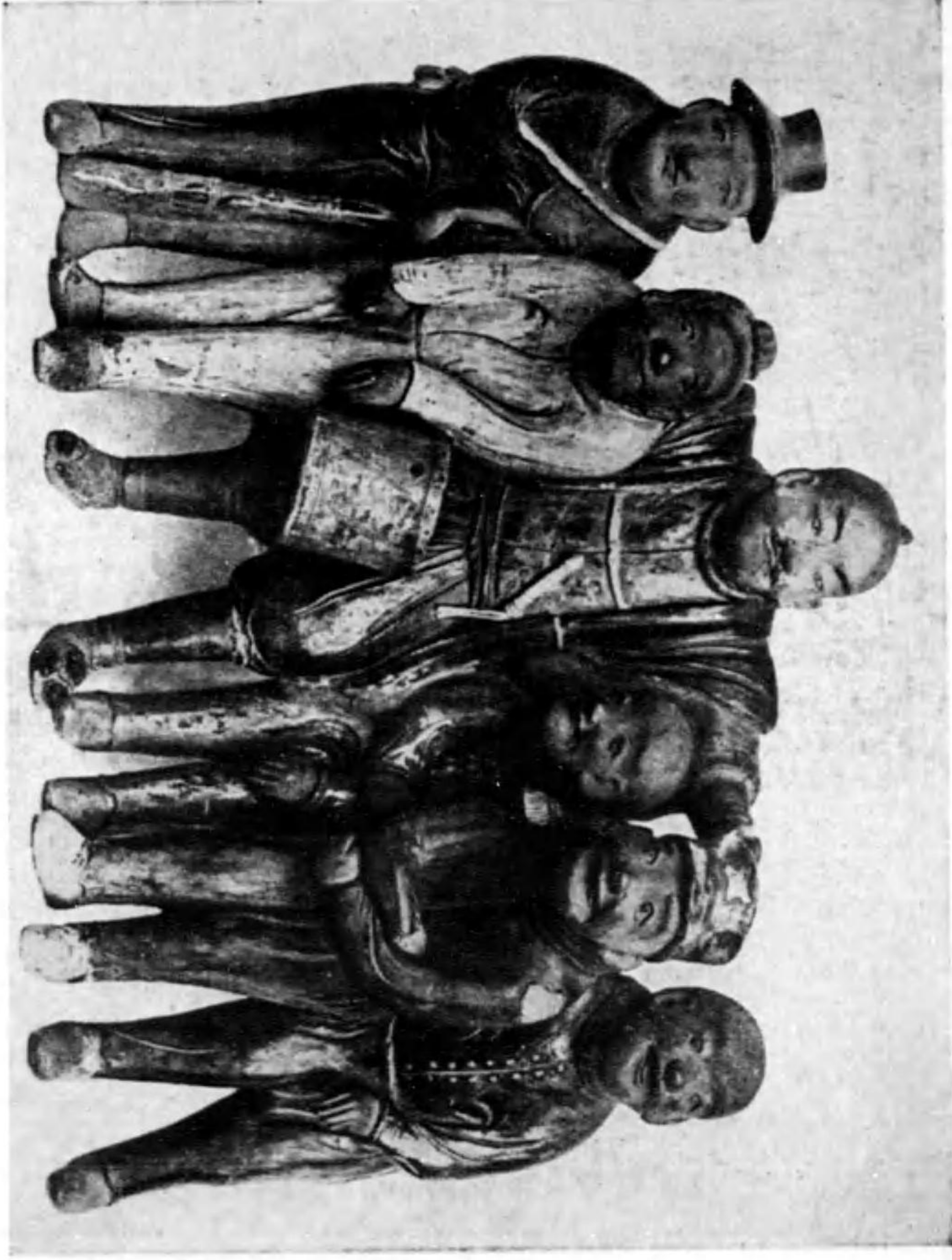
你入強千  
我任茂  
軍  
死當少澤







明治時代の幡ヶ谷小笠原邸



五大洲統一人形  
長行公の創案にて唐津焼陶工に命じて製作せしめられたるもの。  
(序文参照)

959  
35

序

亡父長行は、聊か變物であつて、嘗て余に向ひ、  
「俺の墓石には、

聲もなし香もなし色もあやもなし

さらば此の世にのこす名もなし

とだけ刻んで、俗名も戒名も無しにして貰ひたいな』

と言ふたことがある。尤もそれは冗談まじりであつたゆゑ、余としては、必しもそれを履行せねばならぬ程の責任を感じなかつたので、その墓石は世間並のものにしたのである。

が、縦し冗談まじりにもせよ、這麼ことを口にする其の心理を忖度すると、近時



(書爵子生長原笠小) 碑 址 城 津 唐

流行の建像、建碑、若くは傳記編纂など、いふことは、決して好んでゐなかつたことが分る。されば其の歿後、横濱地方の有志が、文久年間の生麥事件に關し、亡父の記念碑を建てたいと、代議士島田三郎氏を通じて内交渉し來た際にも、余は之を固辭したのであつた。併し之と前後して、舊唐津藩の人々に依りて企圖せられた傳記編纂については、從來の關係もあり、余としても子の情として、内心之を望まないても無かつたので、遂に同意を表し、久敬社員及弊家の合同事業となし、亡父に因縁の深い新井常保、田邊新之助(號松坡)、百束持中の三氏に編纂を委託したのである。爾來三氏は孜孜として之に當り、弊家に保存しある書類の研鑽は勿論、或は幕府に關係を有する故老を訪問し、或は遺族に就て傳聞する所を匡正する杯、盡瘁實に十數年を経て、始めて本書を完成した。處が當時種々な事情があつて、开を印刷に付するに至らず、以て今日に及んだのであるが、近頃如何なる理由からか、亡

父の事蹟を筆にする者が頗る増加し、徳富蘇峯翁の『近世日本國民史』や、澁澤榮一子の『徳川慶喜公傳』等を首とし、稗史類としては、『小笠原壹岐守と忠僕用助』『菊五郎格子』『突かけ侍』『松村金太郎』『はれ／＼坊主』『はれ／＼街道』(以上子母澤寛作)、『小笠原壹岐守』(佐々木味津三作)等があるし、部分的のものに至つては、『大菩薩峠』(中里介山作)以下多數に登つてゐる。あながち斯様なことに刺激せられた譯でもあるまいが、昨今舊唐津藩の有志の間に、本書刊行の議が遽に決し、小笠原壹岐守長行編纂會の名に依りて、遂に本書の出版を見るに至つたのは、余の感激に堪へぬところ、只管謝意を表する次第である。

唯、爰に補足し置きたきは、亡父が 皇國の將來に對し一隻眼を具へてゐたことで、恐れながら 御皇室の大御理想たる、八紘爲宇の實現を確信し、その象徴として、壯年時に親く唐津焼陶工に命じ製作せしめたる、五大洲統一人形(現存)の如

きは、正しく此の證左として、吾人に多大の興味を齎し、大東亞戦争の戦果赫々たる今日、その感懐たるや一入である。本書の巻頭にその寫眞を掲げ置きたれば、緋者幸に一覽を給へ。

昭和十七年十二月

子爵 小笠原長生 識

小笠原壹岐守長行 目次

第一編 公女の義風と其傳 (一八)

第二編 大東亞戦争の経緯 (二〇)

第三編 内閣大務省の経緯 (二二)

第四編 小笠原長行の経緯 (二四)

第五編 小笠原長行の戦歴 (二六)

第六編 小笠原長行の戦果 (二八)

第七編 小笠原長行の戦功 (三〇)

第八編 小笠原長行の戦績 (三二)

第九編 小笠原長行の戦功 (三四)

第十編 小笠原長行の戦績 (三六)

第一編 家門の光榮に起つ……………(三)

德、笠兩家の特殊關係……………唐津城本丸に生る……………登營、將軍家に謁す……………佐州公の名代で歸藩……………文武、勤儉を獎勵す……………君臣の間、和氣霽々

第二編 唐津三年間の治績……………(五)

土民の窮乏を賑恤す……………奢侈を戒め文武獎勵……………城下にて大砲を改鑄……………唐津燒の復興に努力……………沿海の武備を充實す……………數回長州巡視の旅へ

第三編 内外大變革に對處……………(一三)

老中外國御用掛となる……………井伊大老ら追罰さる……………攝海の警衛に奔走す……………英艦神奈川に入港せり……………生麥事件談判ひらく……………公の重責に恩命下る

第四編 公武の難局に挺身……………(二八)

小笠原山 京師の形勢混沌たり……………生麥事件の賠償斷行……………一橋、水戸兩家辭職……………朝廷に過激派の勢力……………將軍家へ堂々の答書……………惡貨改鑄の要を説く

第五編 大事變頻々と發生……………(三五)

尊攘派一頓挫を來す……………鎖港の談判開始さる……………外國奉行ら歐米派遣……………長州征討の勅命下る……………聯合艦隊馬關を襲撃す……………公、天下變亂を憂慮

第六編 開港顛末と征長論……………(三九)

幕府鎖港談判に苦心……………關老、公の手腕信賴……………英國兵庫開港を迫る……………征長斷行奏聞に及ぶ……………將軍家茂辭表を上る……………代議政治の端緒開く

第七編 長州征討の軍指揮……………(三九)

且夕に迫る征長の事……………公、難關指して進む……………征長の重任を託さる……………長州の罪狀甲論乙駁……………幕議の趣朝廷に奏上……………征討軍の難局を擔當

第八編 幕末の大政に奔命……………(四五九)

公の意氣長藝を吞む……………長州の罪狀十四ヶ條……………征長軍は各地に敗戦……………公海路小倉を引上ぐ……………慶喜將軍亦公を重用……………三度入閣の恩命拜す

第九編 蝦夷地韜晦の卷(天)……………(五九九)

舊封棚倉城下に向ふ……………奥羽列藩同盟の動き……………越後諸藩の形勢展望……………輪王寺宮も陸奥入り……………官軍に會津征討の命……………公、各藩の間に善處

第十編 蝦夷地韜晦の卷(地)……………(六二五)

開陽艦で北地へ流落……………榎本武揚佐幕旗上げ……………公五稜廓城外の庵へ……………一時遁世の素志達す……………函館戦争の顛末詳報……………公東京歸來湯島潛伏

小笠原明山公年譜……………(六八五)

第一編 家門の光榮に起つ

## 家門の光榮に起つ

徳笠兩家の特殊關係

唐津城の本丸に生る

登營、將軍家に謁す

佐州公の名代で歸藩

文武、勤儉を獎勵す

君臣の間、和氣霽々

徳川幕府の治世二百五十年間、藩國世子の身を以て閣老の要職に擧げられたるものは獨り我が明山公一人あるのみ、實に破格の恩遇とす。

其の創業の際に在りては大久保忠隣（相模守）本多正純（上野介）阿部重次（對馬守）の徒皆嗣子の身分を以て加判の列に就くと雖も當時は戰亂の餘、百事紛淆して詮衡の制度も亦備はらず、殊に忠隣の父忠世（七郎右衛門尉）正純の父正信（佐渡守）重次の父正次（備中守）等は皆創業の功臣として或は軍國の機務に與り、或は一方の重鎮たり。故に其の子として重用せられしも肯て異數となさず、後世秩序既に整ひ、格式既に定まるの時に至り、公の如く上下の望みを負ひ不次に擢用せられしは一身の光榮たるに止まらず、家門の光榮と謂はざるべからず。

公其の特恩殊遇に感激し報效を以て心に誓ふ。然れども公の出づる時に當りては幕府の綱紀既に



弛み、威令強藩に行はれず、加ふるに對外處分は益々困難を極め、人心動搖物論沸騰して天下の形勢全く一變す。此の際、明主良弼協心戮力して挽回を謀るも往時の盛業に復することは望むべからず。公の明必ず逆め之を料る。然れども父母病む時は治すべからざるを知ると雖も、醫藥を薦めざるを得ず。故に恢復を以て自ら任じ、鞠躬盡力、斃れて已まんと欲し、東奔西走席暖まる暇なし。時利あらず。志成らずして暫く草野に韜晦すと雖も嘗て施設計畫せし所は功を他日に奏し、澤を後代に存するもの亦尠しとせず。再び世に出づるに至りても尙ほ前代の遺民たるを期して名利の念を絶ち、優游自適、風月を友として晩節を全ふす。嗚呼、公の如きは終始一貫克く忠を事ふる所に效し、俯仰天地に愧ぢずと謂はざるべけんや。

昔、大江廣元は鎌倉幕府を援けて王朝の弊政を矯め、細川頼之は室町幕府を輔けて皇統を一系に復し、俱に天下の小康を致し、良佐賢宰の名を竹帛に垂る。彼れは功を遂げ、此れは敗を取るも其の國事に竭す誠心に至りては優劣あるを見ず。唯憾むらくは幕府のために忠を盡し、王家に抗する形跡あるを觀、動もすれば桀狗堯に吠ゆるの類となすものもあるも、是れ時勢を知らざる迂僻の論にして敢て辯するに足らざるなり。

抑々公が徳川幕府のために力を盡すこと斯く切なる所以のものは、固より其の恩遇の渥きに感激するに由ると雖も又一には祖先以來累世徳川氏の恩を蒙むること他の勳舊にも優るを思ひ、造次顯

沛の間も之を忘れずして厚く之に報ひんと欲するに由る。故に公の遺跡を敍するには先づ、其の家系を掲げて徳、笠兩家の關係を略述せざる可からず。

小笠原氏は刑部丞源義光に出づ。義光は清和天皇の後胤にして伊豫守頼義の第三子なり。新羅三郎と稱する兄陸奥守義家と共に後三年の役に功を奏す。義光の曾孫遠光甲州加々見の地に居り、加々見次郎と稱す。其の兄武田信義と共に宗子源頼朝を助け、平氏を討ちて功あり、信濃守に任ず。其の子長清、甲州小笠原の館に生れたるを以て加々見氏を改めて小笠原氏と稱す。

父と共に平氏を討ちて又功あり。承久の役に中仙道口の大將たり。父の職を襲ぎて信濃守に任ず。是を小笠原氏の始祖となす。

子孫世々信濃の守護となりて同國深志の城に居り名將家と稱す。其の竹帛に垂るるもの世多く之を知る。是を以て録せず。長清より十五世の孫、大膳太夫長時の代に至りて武田晴信（大膳太夫）と兵を交へ、遂に敗れて會津に走り蘆名氏に寄る。其の後織田氏が武田氏を滅ぼす時、深志の城を以て木曾義昌に與ふ。幾ばくならずして織田信長（右大臣）其の臣明智光秀（日向守）のために弑せられ、信濃の地守りを失ふ。長時の子右近大夫貞慶其の隙に乗じ、舊臣を糾合して深志の城を取り父祖の遺業を復す。是時に當り徳川、上杉、北條の三氏交々兵を出だして信濃の地を争ふ。貞慶其の間に介して獨立すること能はず、或は上杉氏に屬し、或は北條氏に屬し、竟に徳川氏に屬す。

後又志を豊臣氏に通ず。其の徳川氏に屬するや、嗣子幸松丸出で、徳川氏に質となり、其の長臣石川數正（伯耆守）の家に寄る。數正が徳川氏に背きて豊臣氏に降る時、幸松丸を伴うて行く。蓋し數正貞慶と竊に謀を通するなり。幸松丸首級を加ふるに及び秀吉其の偏名を授けて秀政と名づけ兵部大輔に任ず。豊、徳兩氏の和を講ずる時に至り秀吉亦徳笠兩家の怨みを解かんと欲し、貞慶をして徳川氏の附庸たらしめ且つ東照公の孫女をして秀政に妻はさしむ。夫人は即東照公が故の世子信康（岡崎三郎）の嫡女にして、其の配織田氏の生む處なり。是れより秀政は徳川氏に隨屬す。

天正十八年、小田原の役に貞慶豊臣氏の命を受けて兵を關東に出だす時、豊臣氏の逃臣尾藤知定（甚右衛門尉）を伴ひたるの故を以て罪を蒙り領地を奪はる。然れども秀政は徳川氏の姻戚たるを以て連累の罪を免かるを得たり。尋で徳川氏が北條氏に代りて關東を領するに及び、秀政を下總の古河に封じて二萬石を食ましめ、關ヶ原大捷の後二萬石を加へて信州飯田に移封す。慶長十八年に至り同國松本に轉封して復二萬石を加ふ。松本は元の深志にして、秀政のためには祖先以來世襲の領地なるを以て特に之を授けしなり。

元和元年、大坂の役に秀政兵を率ひて天王寺口を攻む。軍監藤田信吉（能登守）のためには沮められて戦機を誤り慚憤措くこと能はず、遂に奮戦して死す。秀政に八男二女あり。長子忠修、次子忠眞、三子忠和、四子重直、五子忠度、六子長俊、及二女は夫人徳川氏の生む所にして、東照公のた

めには外曾孫たり。故に公及臺徳（二代將軍季忠）大猷（三代將軍家光）の兩公諸子を眷遇すること極めて厚し。長子忠修（信濃守）は父と共に戦死せしを以て、次子忠眞（大學助）をして秀政の遺領を襲がしめ、忠修の遺子長次（幸松丸）及三子忠知には別に采地を授く。忠知は即我が公家の始祖にして、之を天真公となす。重直は出で、羽州上山の城主松平重忠（丹後守）の嗣子となる。長女は東照公の養女となりて阿波侯蜂須賀至鎮に嫁し、次女は臺徳公の養女となりて肥後侯細川忠利に嫁ぐ。餘子は忠眞のために養はれ、或は其の家臣となる。

天真公初め虎松と稱す。幼より大猷公に仕へて寵幸せられ、長ずるに及び壹岐守に任じ、信州川中島井上に於て五千石の地を賜ひ、書院番頭を歴て大番頭となり、後奏者番を兼ねぬ。

寛永九年、三萬五千石を加へて豊後の杵築に封ぜられ始めて諸侯に列す。是れより先き徳川氏は細川忠利を豊前より肥後に轉封す。豊前は九州の咽喉にして樞要の地なるを以て、特に其の鎮守の撰を重んず。是に於て公の兄、右近將監忠眞を播州明石より豊前の小倉に移して十五萬石を與へ、公の甥信濃守長次を播州龍野より豊前の中津に移して八萬石を與へ、公の弟松平丹後守重直を攝州三田より豊後の高田に移して三萬七千石を與へ、公も亦杵築に於て四萬石を受け、一家兄弟の領する處總べて三十萬石に過ぐ。亦盛なりと謂ふべし。

徳川氏が斯の如く小笠原一家に特恩を加へたる所以のものは秀政父子の戦功忠死を追賞するに由

ると雖も亦一には、其の姻戚たるの故を以てなり。故に徳笠兩家の關係は管に君臣の誼あるのみならず、宗支の如き親みあるを以て、笠家が徳家に對しては人臣君に仕ふるの義を盡すべきのみならず、支族が宗家を奉ずるの意を體せざるべからず。是れ我が明山公が幕府の末路、危急存亡の秋に當り成敗利鈍を料らずして進んで難局に立ち、鞠躬盡力斃れて已まんと欲し、一身に關する毀譽褒貶の如きは措て顧みざりし所以なり。

正保二年、天真公封を三州吉田に移して五千石を加へらる。公子五人あり。長子山城守(諱は長矩 始め長頼)に封地を傳へて四萬石を領せしめ、三千石を三子長定(數馬後丹後守)に、二千石を四子長秋(外記)に分ちて幕府に仕へしむ。二子忠敦(出羽)五子長一(彦次郎)は早く死す。城州公奏者番を以て寺社奉行の職を兼ねること十三年、卒して長子壹岐守(諱は長祐)嗣立す子なし。弟佐渡守(諱は長重 後長亮)を養うて封を襲がしむ。佐州公常憲公(五代將軍綱吉)の時に寺社奉行を歴て京都所司代職に補せられ、令聞治績あり。從四位下侍從に叙す。尋で老中職に擧げられ、一萬石を増して武州岩槻に移さる。文昭公(六代將軍家宣)の世子たる時西丸附となり、一萬石を加へられ、公が將軍職を襲ぐに及び復職す。幾ばくならず致仕して封土を次子壹岐守(諱は長照 始め長寛)に傳ふ。長子長道(兵助)父に先だつて卒したるを以てなり。文昭公の薨する時薙髮して峯雲と號し、城北幡ヶ谷の地に隱棲す。壹州公封を襲ぎ、幾ばくならず遠州掛川に移され、嗣子なし。族子山城守(諱は長庸)を養うて子となし

其の女を以て之に配す。城州公嗣立して早世す。長子能登守(諱は長恭)遺封を襲ぐ。能州公の立つや尙幼なり。封内に小變あるの故を以て奥州棚倉に移さる。蓋し貶するなり。然れども租額を減せず、卒して長子佐渡守(諱は長逸)嗣立す。之を南夢公と稱す。南夢公賢明にして能く士に下り民を恤む。幕府重く用ゐんと欲し奏者番となし、閣老の候補に擬するも遂に果さず。父老今に至るまで其の徳を稱す。即ち明山公の皇祖父なり。嗣子壹岐守長瑗(父)に先だつて卒す。其の弟主殿頭(諱は長昌)を立てて嗣となす。即明山公の皇考にして、靈源公と稱す。材徳並び高く、勤儉下を率ひ、力を農桑に盡して士民其の恩澤に浴す。封を襲ぎて幾ばくならず肥前唐津に移さる。蓋し幕府の恩典に出づといふ是の時文政元年なり。越えて六年靈源公卒す。遺子明山公幼にして嗣立すること能はず。庄内侯酒井忠器(左衛門尉)の弟鎌之助(諱は長泰)を迎へて嗣君となし、其の封を襲ぎて佐渡守に任じ、後壹岐守と改む。其の後壹州公疾ひありて藩政を視ること能はず、致仕して養子能登守(諱は長會)に封を讓る。能州公、實は一族彈正少弼長恭の次子にして、靈源公の外甥なり。早く卒し、養子佐渡守(諱は長和)嗣ぐ。佐州公は郡山侯松平保恭(甲斐守)の九男たり。天保十一年に卒す。養子賢之進(諱は長國)遺領を襲ぎ、叙爵して佐渡守と稱し、後中務大輔と改む。實は松本侯松平光庸(丹後守)の次男なり。之を明山公の義皇父となす。

明山公(諱は長行 初め長若)字は國華、又の字は伯華、明山は其の號なり。(封内の領中屋山一名鏡山と稱す、鏡は明なり、之に據りて號となす。)

幼字を行若と稱し、後ち敬七郎と改む。文政五年（壬午）五月十一日唐津城本丸に生る。靈源公の長子なり。嫡母は元の唐津侯水野忠光（左近將監）の次女にして、生母を松會氏となす。公の生まるゝ翌年、即ち文政六年（癸未）九月二十六日、靈源公江戸外櫻田の藩邸に於て下世す。此の時、公をして遺領を襲がしむるを當然とす。然れども事情ありて襲がしむることを得ず。是れ公のためには一時不幸に似たれども、後年徳器成就して、大名を天下に擧げたるものは亦之に由ると謂はざるべからず。古人の所謂「天將降大任於是人也必先苦其心志勞其筋骨餓其體慮空乏其身行拂亂其所爲所以動心忍性增益其所不能」とは公の謂ひなるか。

當時公が先考の遺領を襲ぐことを得ざりし事情といふは、公尙ほ幼にして公役に服すること能はざるがためなり。幕府の制に、我が唐津藩主となるものは、同國島原藩主と隔番に長崎巡視の職を負ふを以て、毎年一回必ず長崎を巡回し、其の動靜を視察して幕府に報告せざるべからず。故に若し幼主にして其の職務を執ること能はざれば、他國に轉封せざるを得ず。然るに公の先世久しく棚倉を領し、租額六萬石の名あるも、領土各地に分割され（城附奥州常州の内にて三萬五千四百拾七石余、羽州村の内にて四千八百八拾石餘）收入、時に由りては實額に充たざることあるを以て、上下共に疲弊を極めり。加ふるに數年前、東西懸隔せる數百里の唐津に轉封せしを以て、其の移轉のために費す處費られずして國帑益々空乏を告ぐ。此の際、又大葬に逢ひて復他に轉封するときは國帑遂に支へざるに至らんとす。

故に、或は他より長君を迎へんと欲し、或は轉封の憂に逢ふも、血統の幼主を立てんと欲し、藩論紛々たりしも、有司遂に他より長君を迎ふことに決し、乃ち庄内侯の介弟を迎へて嗣君となし、公の生れしことは秘して幕府に告げず、長く廢人となし、城内二ノ丸の西館に置き（西御住居と稱す、叔母徳姫の居る東御住居に對していふ。）藩士小川正直（源左右衛門）等をして保育の任に當らしむ。公十二歳の時（天保四年癸巳）天休公（佐渡守諱長泰）病ありて公務を奉ずる能はず。閩藩の士民、公の聰明にして、且つ先君の血統なるを以て繼嗣に立てんと切望す。因りて季父長光（藩人呼んで朱門公子と稱す）老臣百束持雄（九郎右衛門）等公を伴うて東上し、濱松侯水野忠邦（越前守）に就いて幹旋を乞はんとす。當時、侯は閣老の職に在り、公の嫡母水野氏の兄たるを以てなり。侯は姻戚引援の嫌を避け、却つて力を盡さず。公を延見するに及び、其の尙ほ幼冲にして且つ軀幹の短少なるを相て、岳牧の任に堪へずと思ひ、一首の和歌「君が家の梅の立枝はしらねどもあるじ顔にも見ゆるきみかな」を詠じ、長光等に與へて、繼嗣の事は望むべからずとの意を諷す。是を以て、長光等は事の遂に成らざるを察し、翌年に至り公を伴うて空しく歸邑す。公の不幸も亦極まるかな。當時在邑の老臣西脇勝任（東左衛門）等が長光等の通信に答へたる書簡は、公の嗣立を謀る苦心を察し、且つ其の間の消息を知るに足るを以て、左に其の全文を掲ぐ。

舊臘六日之尊書、御別紙兩通共、難有奉拜見候。先以余寒之節御座候得共益御安泰被爲入乍憚目

出度

御義奉存候、然者

殿様御病氣兎角御六ヶ敷被爲在兼而者御全快も被成間敷御容鉢に被成御座候之段奉恐入候。今春に至り御出勤も難被成候得者唐津表者御場所柄之義永々之御引込故御隠居御願も不被差出候而者相成候間敷段に至り候はゞ御跡目之義御大切に付色々御心を被爲痛其表同勤共にも御内密被仰候旨委細之御書被成下奉拜見候。拙者共も誠心痛此上も無之如何に而可然候半哉恐入候仕合奉存候。去る大晦日夜に入飛脚到來仕同勤共打寄再三評議仕候處先達而御含御座候通  
行若様御義長門守様之御實子に被成夫より御養子に被爲入候御願被成候はゞ宣御義と奉存候。  
行若様御義已に

若殿様被爲成實御年御拾二被爲至候得者當年御拾七之御届に而も宣御義と奉存候。御年之所者公邊にて敢而御穿鑿も有御座間敷左候時者御家督者無御相違被爲蒙仰相濟可申と乍恐奉存候。其上に而者只々御所替之所千萬無覺束如何と心痛仕罷在候。乍併此所者  
公邊御役人様方之御目鑑如何に成行可申哉難計義に奉存候勿論  
行若様御取廻し者隨分御拾七之御様子にも被拜見へ候半と奉存候得者御長ヶ低き逆長崎之御勤御任せ難被成との御評議にも相成間敷哉とも奉存候。御拾七之所に而惣而無御故障押通り候様仕度

奉存候。此段者拙者共之手前勝手之愚意にも可有御座哉と恐入奉存候。

水野越前守様御深切に者思召候得共御役家故却而御世話難被進との御義に者候得共御内々之所者悪様に者被遊間敷とも奉恐察候。

此一條に付兩者其表同勤共心配仕油断者有之間敷義と奉存候得者

水野出羽守様始其外利キ目之御方様江者御手入有之候はゞ悪敷所も宜きに相直り可申と其所御手入ものと奉存候。別而九郎右衛門義者無油断心配仕候義と奉存候。只、

御血脉に而被爲繼候御義御家之御專要且つ御先代様へ被爲對候而も重子々之御養子と申旁他より御實請被成候義者宜義と者不奉存候。此表惣家中之者も御血統之所を存含居候而御養子之義者不宜義と心得可申事と被察候義に御座候。此度段々委細之御書被成下候所一に御請不申上候段恐入奉存候。右御請迄奉申上候。恐惶謹言。

正月 六 日

西脇 東左衛門 ㊦

竹田 才兵衛 ㊦

福田 記太夫 ㊦

公は先考の遺封を襲ぐべき血統にてありながら、前に陳ぶるが如き事情のために、其の遺封を襲ぐことを得ず。又世子に立つことを得ず。庶子の待遇を受けて久しく塾居し、二十一歳の時（天保

十三年)江戸に移りて、深川高橋の藩邸中に在る一小亭(青山亭と號す)に住み、數人の侍者を使役し、一ヶ月僅か拾五兩の給養金を受くるに過ぎず。故に、尋常の人ならば少しは不快の感も起すべき筈なるに、幼より藩の督學村瀬文輔、大野右仲に就いて文學を修め、江戸に移りて後は、當時の碩學松田順之(正仙と號す)朝川鼎(善庵と號す)等に師事して聖賢の道を開き、文藝の事を學びたれば天性の温良恭謙なるに加へて、徳教に化せられたるを以て、毫も憤懣不平の氣なく、他家より迎へたる數代の藩主に仕へて、孝悌の道を盡せしことは、其の詠する所の詩歌を讀みても顯然たり。因て茲に二三の篇汁を掲ぐ。但し前一篇は先考を追慕せしものなれども、亦た、其の至孝の心を察するに足れば併せて此に載す。

天保己亥九月廿六日實爲先考靈源公十七年忌辰因循邦俗所爲謹修追篤長若不知親慈長不及奉教常方終身之感爰率侍臣賦哀慕之情恭奉奠靈座前

先君遺徳到今明。追想往時感每生。用力農桑民樂業。泰心道藝世稱名。儉家無倦治安事。勤國不洽鄭衛聲。十有七年秋欲盡。又羞新穀淚沾纓。

恭賦春日懷舊奉奠

韜光公神位前

春雨既濡小草深。庭陰泉石綠苔侵。凭机懷舊凄然坐。罔極恩情感我心。

天保十三年壬寅孟冬念三日

祥鳳公大祥忌辰恭賦懷舊二首奉奠靈坐

新穀初登十月天。大祥修祀事嚴然。憂勞帥衆行無闕。勤儉省奢徳有全。乃武乃文堪易俗。善思善學謂非賢。燒香拜跪時差處。感涙難停神主前。

又

嗟我先君徳日新。厚生利用澤黎民。追思往事腸堪斷。況又荷恩負寵身。

右の詩中に、韜光公と稱するは公の義曾祖能登守(諱は長會)の事にして祥鳳公と稱するは公の義祖父佐渡守(諱は長和)の事なり。此の二公の如きは他家より來りて笠家を繼ぎたる人なり。然るに恭敬追慕の誠を表して、恰も所生に仕ふるが如し。是れ或は矯飾名を求むるにあらすやと疑ふものなきを保たずと雖も、公が平素の行跡に徴するときは、其の肺腑より出でたることは明かなり。是れ豈尋常、人の及ぶ處ならんや。公は義父祖及び親戚の年長なるものに仕へて、孝悌の道を盡せしのみならず其の師と仰ぐ處の朝川、松田等の碩學に事ふるにも亦、善く恭敬の誠を盡せしことは、人の能く知る處にして、今日其の贈答せる文書を見るも、其の一斑を窺ふに足れり。又公は高貴の身を忘れて布衣の交りを結びしかば、當世知名の士、羽倉用九(簡堂と號す)、藤田彪(東湖と號す)、鹽谷行(宥陰と號す)、安井衡(息軒と號す)、野田逸(笛浦と號す)、川北(温山と號す)、藤森大雅(弘庵と號す)、齋藤馨(竹堂と號す)、田口克(竹州と號す)、西島梶

(秋航と)の徒を始めとして、門下に侯するもの陸續踵を接す。故に令名噴々として遐邇に鳴り、或は信陵君に比し、或は田中侯本田正寛(豊前守)の弟正訥(後に紀伊守)高鍋侯秋月種殷(長門守)の弟種樹(後に右京亮)を併せて三賢公子と稱するに至る。又小笠原の二敬と稱するときは、兒童走卒も才學に富みたる賢公子なることを知る。其の二敬と稱するは、公の通稱敬七郎にして、安志侯小笠原長武(信濃守)の子貞大も亦敬二郎と稱せしを以てなり。然れども公は却て其の名譽の高きを厭ひ、嘗て自ら箴戒の辭を作りて、怠慢の情を制するに至れり。其の辭に曰く。

人之處世當研精困思。行所聞。達所志。然而天之賦性不一。有智愚剛柔緩急之異。或生知安行。或學知利行。或閉戶讀書。或廣交遊。博聞見。困學勉行。皆所以補綴其所無增益其所有。而期於有爲也。余長于婦之手。居于遐僻之壤。未聞先哲之大道。於時事無所通曉。機變到前。而不知所以應接之。加之賦性庸懦蒙鈍。讀書輒倦睡。不能研精。處事疑不能勇斷。常自恐忝祖先焉。乃者欲少博聞見。交諸賢。而人或過譽有以信陵爲比者。自顧慚死。因歎人之不亮吾心若是哉。是不徒無益於吾。又恐長吾怠慢之心。諸賢如不辱淺劣。敢請自今而後。冀痛策驚駘。教以道之本末事之緩急。雖不足大有爲。研精困思。得有少益于心自家國。而無忝祖先。是余之志願也。野性無々怠度。群賓盡辭毛賢。唯願規箴有益。翻憂過譽成愆。

凡そ人情の常として、人のために獎譽せらるるときは、自ら怠慢の情を發するものなれども、公は却て益々抑損し、日夜汙々汲々として學業を修むるのみならず。率先して藩士の子弟を督勵し、少しく學事に志すものあれば擧げて伴讀となし、共に切磋研究し、君臣の禮を捨て、朋友の交をなす。又其の子弟の過失あるときは、懇切に訓戒して悔悟自新せしめんと欲し、其の過失のために疎斥せず。左に掲ぐる一篇の文章は、公が少壯の時、伴讀長谷川某(立身)に與ふる處にして、文中山堅と稱するは山中某(清太郎)を指す。鄙事録するに足らずと雖も公が子弟を督勵訓戒する表情の一斑を窺ひ知るに足るを以て、節略して茲に之を掲ぐ。

(上略) 來書云。典山堅嘗所貸大學衍義補。自知其罪不輕。以待誅殛。夫讀書之要在濟時救人。若典之。而有微補于乏竭。是亦救人何其惜乎。然均之救人。質典之利只救一時耳。安置其書於几右。昕夕講求修省治國齊家克己復禮之道。雖不供一時之急。而所得實多矣。豈不優質典之利邪。且所以其欲周急者。或却爲怠慢之資亦不可計。是余所便恐也。山堅借於余而典之。子未借而典之。子已非堅之所爲。而還效之。方諸堅其罪似較大。何不愧于心乎。書曰青災肆赦。怙終賊刑。子之所爲固非怙終。然謂之青災可乎。然律有之自首者罪輕一等。因始於今日。百日間課當所對讀溫史。加朱圈及朱點者。日抄一冊。慎勿竄忘。一以贖罪。一以更熟歷世之事跡。併協余素志。可謂三得之而已矣。山堅既作備。亦不爲無罪。然於余須先事戒之。客歲以來不知其書之爲如何。雖有時或懷之。而緩慢不口戒。以至于此。吁余亦有罪焉。子兄嘗有書託子於余。曰諄々惻備可以使

卒其業。余雖不敏惡爲人謀之不忠。今段之事。固雖知出於其貧窶不得已。機微亦不可不慎。故面甲千重。猥著秀言以爲報。古人以人不捨言。愚者或有一得。冀玩味焉。

前に陳ぶる所を見れば、公は唯文事のみを心を傾けたるに似たれども、決して然らず。所謂、文事あるものは必ず武備あるなり。公が後年藩政を視るに當りて、文武の業を併せて共に獎勵せしことは、逐次後章に記するが如し。其の蟄伏せる時に於ても武技に研精し、最も騎射の術に長じたり。又高島舜臣（四郎太夫）江川英武（太郎左衛門）に就いて泰西の砲術を講究せり。加之のみならず藩邸の士を督勵して武技を練修せしめたることは、一時士林に傳唱せし公が、自作の合江園演武記（園は深川高橋の藩邸内にあり）を讀みて知るに足れり。其の記に由れば、昇平の日久しく廢絶せし演武の典を再興せることは、老臣某々の議に出づるとなせども、這は公が謙遜の餘り其の功を某々に譲りたるものにして、其の實は公の建議に由るといふ。

嘉永六年<sup>丑</sup>六月、米國の水師提督ペルリが浦賀に來りて、互市を乞うてより朝野の間和戰の利害、開鎖の得失を論ずるもの甚だ多し。公以爲く、身は官守なし、言責なしと雖も是れ國家の大事、黙止すべからずと。乃ち其の歳の七月、意見を記して水戸侯齊昭（中納言）に贈り、幕聽に達せむことを乞ふ。當時水戸侯、幕府の寄托を受け外交の議に與かるを以てなり。其の意見書は、冒頭に晩學生小笠原長若頓首再拜前中納言景山明公閣下長若庸愚久聞閣下大名如雷轟耳閣下往遇鴟鴞之

厄物議嘈々

と書き下して、其の才徳を稱する所頗る長文に渉るも、是れ貴人に對する套語に過ぎざるを以て其の要領のみを左に掲ぐ。

（上略）說者或曰。宜互市。或曰。利決戰。二說紛々未知孰勝。而言互市者十居其八。長若奮謂今之言互市者。非暗必法。今之言決戰者。非暴必愚。何則互市之害遲而大。決戰之害造而小。遺大害而懼小害。是固不可從也。雖然人心未固。器械未備。而倉猝開兵端。一戰敗衄。使無罪生靈陷塗炭。遂踵滿清覆轍。是亦不可不深慮也。然二者皆其末也。蘇軾曰天下之患莫大於不知其然。而然者。不知其然而然者。是拱手而待亂也。夫軾以水旱盜賊權臣專制不爲憂。而以不知其然而然爲憂者。何也。天下之事有形者易制。無形者難治。今彼虎狼銳牙利爪以搏噬人。是信可畏也。然人欲捕之。則井可以陷。檢可以鏝。若雷霆則不然。聲可聞也。而目不可見也。目可見。而手不可捍也。今蠻夷交侵。邊鄙不寧。其勢雖若可畏。是虎耳。是狼耳。天下之禍亦有若雷霆者也。紀綱廢弛。風俗頹敗是耳。夫欲肥枝者。必先糞其根。欲治外者必先和其內。本薄而未厚。內亂而外治者。未之有也。長若有四策。請試陳之。一日。定國是。國是已定。則民知所嚮。管子云禮義廉耻國之四維。四維張乃君會行。四維不張國爲亡。謂先定國是也。

當今之時亦須張四維奮士氣以爲國是。二日舉賢才。所以固之廢興存亡者。職由人才有無。國之有



人才。猶燈之有膏魚之有水也。然世衰事繁。必任法爲治。任法爲治。則賢者無所用。其賢能者無所用其能。賢能不用。則人才必屈。是自然之勢也。孟子曰不信仁賢。國空虛。豈不然乎。三日敦教化。夫飢思食。寒思衣。人之常情也。寒焉而不服盜之服。飢焉而不食盜之食。可欺不可誣。可殺不可辱者。教化使然也。宜敦教化以固人心。四日去浮華。今世外有強梁之寇。內有鼠竊之盜。宜精器械。嚴守備以制之。而其費幾百萬。非節用不可爲也。節用之要在貴實用。貴實用須先去浮華。世之說節儉者。皆曰。惡衣服非飲食。抑末也。

長若竊察近代之風俗。徵求促急。而諸侯困弊。賦歛過重而民無所告訴。浮文虛飾。相競成風。貨賂公行。姦吏惱人。是財之所由靡也。是之不問而衣食之察。記曰放飯流歎而問。無齒決是之謂不知務。若先去浮華。則諸侯與百姓財自足。未有其子富而其父貧者。未有其下足而其上不給者。故曰節用在去浮華。吁此四策雖似迂遠。亦厚本和內之一術也。內已和。本已厚。則墨賊英夷之徒。雖並侵邊徼。曷懼乎。若夫製大銃築礮塢造大艦。其人俱存。長若不贅辯也。(下略)

此の建策は、公が自ら謂ふ如く、迂遠なるに似たれども當時、鎖攘を主張するものが唯眼を瞞らし、臂を擡つて墨夷擯くべし、英虜討つべしと妄言し、又、開國論者が滿清の敗跡を傳聞し、恐怖の餘り堂々たる滿清すら西夷に抗する能はず、況や我をや。暫く互市を許して、他日の機會を待つに如かずといふものに比すれば、其の見識自ら逕庭あり。且つ、公が和戰の利害、開鎖の得失を以

て末なりとなし、其の根本たる内治を改良せざるべからざる所以を痛論せるものは、當時幕府の紀綱廢弛して風俗頹敗し、殊に其の徵求促急にして、諸侯困弊し、衆庶疾苦せるを慨歎し、常に之を矯正せんとの念を抱きしが故なり。

公は、是より益々邊費を憂へて、翌年(嘉永七年)四月、幕府が堀織部正(利熙)、平山謙次郎、火野正左衛門等をして蝦夷樺太の地を巡視せしむるや、侍臣村瀬(文輔)、長谷川(立身)を平山に托し、其の從者となして北地の動靜を視察せしむ。其の後、公は二人が近寒の地を跋涉するを憫み、僅かなる我が資給を割きて衣服の料を恵み、且つ書を與へて謹慎事に従ひ、其の任を全ふすべしと箴しめたり。當時文恬武熙貴介公子風流に耽るにあらずんば豪奢を競ふのみ、眞誠國事を憂ふること、公の若きものは幾ばくかある。其の二人に與へたる書は左の如し。

一別已後甚疎遠兩鄉愈御盛佳欣暢之至先頃者傍人迄紙西被差越壯健之様子承知喜不可言候。厥後如何に候哉兼て聞及候風土氣候莫大の相違の由故温疫風寒の故障等は無之哉と實以致恐怖居候。此頃者都下さへ頗寒冷相増候間北陸者如何斗と存候。委曲様子被申越候様存候。借都下何も異狀も無之不相替何方も鍊兵或大小砲聲而已にて先靜謐の模様にて御坐候。下田港へも又々黒船參候得共諸藩市中等至て平穩較狎侮之態にて御坐候。瓊浦は又々英般渡來本封も御人數一番手御差出如之爪哇火船も入港の趣にて頗雜揉の義と致推察候。唐船三艘入津大黃杯三萬斤余も持渡候趣世評に

はザンギリアタマ多分の様申ふらし候英船最早出帆致候共申或は干今滯船共申不致一定候得共多分未退帆者不致義と存候。江川先生にも近來御鐵砲方蒙命別して大跋扈此節豆州へ暫時滯邑中來月初旬又々出府の趣に御座候。追々寒威にも向候間廉末の衣服にても進度平山君尊宅へ承合候處大封物は廻し兼候趣故不得已甚些少の至には候得共此金子差進候惟素寸志候而已に御座候。吳々も疎暴不束等無之精々相愼首尾能歸邑被致候様夫而已相待居候。申進度事山海無限短簡難盡尙後鴻と姑擱筆候。不宣。八月念五日

再白折角御愼要顯一と存候小子無異御息慮可被成候三御屋敷并本封共別條無之御親族御健固御放念可被成俱文司も此節杉田成郷へ入塾専心洋學致修業居候草々。不二。

外交の事、一たび端緒を開きしより天下益々多事に趨き、隨て幕府の施政も亦益々困難を極むるに至りたり。然るに、臺閣の上に立ちて其の事を料理するものは、富貴の家に生れて婦人の手に生じ、時勢に暗くして下情に通ぜざる人のみなれば、機に臨み、變に應ずる方略なく、措置當を失ひ計畫宜きを得ざりしかば、幕府の威嚴日に損じて強藩其の命に逆ひ、處士橫議して海内騷然なり。是に於てか、眞實幕府のために謀るものは、有爲の人物を撰擧して此の弊政を改革する重任を負はしめざるべからずとなし、皆望みを我が明山公に屬せり。然れども公は庶公子なり。上之を引き、下之を推すものありとも直に執政に擧ぐることは當時の制度及事情の許さざる所なり。依て藩の世

子に立て、然る後閣老に推擧せむと欲し、其の事に盡力するに至れり。是れ正に、池中の潜龍漸く雲雨を得て九霄に飛騰するの機會を得たりと謂ふべし。

當時、公を世子に立つることに盡力せるものは、内に在りては老臣西脇勝善(多仲)、及び藩士尾崎念(嘉右衛門)、大野(又七郎)、外に在りては鹽谷(行藏)、安井衡(仲平)、藤森大雅(恭輔)、田口克(文藏)、勝野某(豐作、基山と號す、幕臣阿部次郎の臣)等の碩儒なり。然れども其の議容易に行はれ難き事情あり。其の故如何とはなれば、當主佐州公尙ほ春秋に富み、公より二歳少きに父子の義を結ぶは不倫たるのみならず、他に斯の如き類例の稀なるを以てなり。而して佐州公の意固より料るべからず。其の實父たる松本老侯(松平尤香齋)の意も亦料るべからず。萬一、其の議中途に發露して、其の意に逆ふときは斧鑊の刑を免かれざるのみならず、累ひ公に及ばんとす。故に其の議を建つるものは極めて之を祕し、窃に手を盡して其の類例ありしを搜索せしに、幸に酒井家(小濱侯)に其の類例ありしを發見し、之あらば以て事成るべしとなし、是に於て徳島の儒臣、片山某をして其の主阿波侯松平齊裕(阿波守)を説かしめ、高知の儒臣、安岡某をして其主土佐侯松平豊信(土佐守)を説かしむ。二侯は有力の諸侯なり。特に阿波侯は幕府の連枝にして文恭公(十一代將軍家齊の第二十二子)又我が笠家と姻戚の關係あるを以て、斯の事を處理するには最適當の人なればなり。二侯異議なく同意し、書を佐州公に寄せて公を繼嗣に建つることを説き、且つ阿波侯は、面のあたり佐州公を説く。

佐州公、乃ち其の説を容れ、在府の老臣、多賀高寧（長左右衛門）、百束持盈（新）、西脇勝善（多仲）を召してこれを謀り、且つ其の類例あるやと問ふ。三老臣も亦其の議に賛同し、退ひて類例を調査し、先きに勝善等が窃に發見せし酒井家の類例を得て之を献す。依て其の議始めて決し、安政四年丁巳八月三日、公を一門に列することを幕聽に達す。曩に公の出生を幕府に告げざりしを以て、是の時の届書には小笠原茂手記二男小笠原敬七郎此度一門に引き直す云々とあり。茂手記は一門修理の養子なり。公、既に繼嗣となるに決す。佐州公老臣と議して多く侍臣を附せんと欲し、持盈をして其の意を傳へしむ。公益々卑謙し、左の書を持盈に與へて之を辭す。

（上略）當時御時節柄萬事相成丈質素第一に可心懸處一寸酒杯遣候とても惣體へ遣候へば夫丈之物入不少ざる者として其中を誰彼とヲロスキ候譯に者自然不參入用等餘程之相違可有之是レ不都合之一ツに御座候。諸事萬端是に準じ候得者無據むだな費を不改ばならぬやうの事も出來可致彼是始終之爲不宜哉と致勘考候。就而者自由ケ間敷候得共二人なり三人なり別段小子附と被仰附被下候は、難有存候。尤不自由者如何様とも致勘辨候間晝後杯者然と當番に罷出居不申宅に而心得居候共又は其中計御迄習にて心待居候共どちらに而も宜敷候間成丈多人數に不相成方萬端都合宜敷と存候。云々

と、又以て公が開運の時に逢ふも、屏居の時の志操を變ぜず、儉素を守る一斑を窺ふべし。

同年九月十八日、佐州公、公を養子となすことを幕府に乞ひ、同月二十一日之を允されたり。是れ公が三十六歳の時なり。公の繼嗣に立つ事斯く速に結了せるは、老女歌橋なるものが曾て、公の詩を臺覽に供せしことあるも其の一因ならんといふ。

同年十一月朔日、佐州公に従ひ、始めて登營して將軍家に謁す。是の日、下馬場に扣へたる諸藩士、公の儀仗を望見し、手を以て額に加へて曰く。是れ他日の閣老なり。と、當時公が名聞の高きこと推して知るべきなり。同年十二月十六日、從五位下に敘し、圖書頭に任す。

明山公、既に立ちて世子たり。是に於て、公の世子たることに盡力せる諸碩學及有志の徒は、公を閣老に推戴して初志を貫かんと欲す。土佐老侯（松平土佐守豊信致仕して容堂と稱す）も亦幕府をして公を擢用せしめんと欲し、先づ其の器度を試みんと欲し、使を遣して公を其の邸に招く。公事に托して行かず。乞ふこと再三に及び遂に行く。老侯宴を設けて公を饗す。酒酣にして公を罵つて曰く。

今や内憂外患交々起り、幕府の危急存亡の秋なり。郷等の如き譜代恩顧の徒は朝暮余輩國主の門に伺候して、主家救治の策を問はざる可からず。然るに、屢々使を遣はすも尊大自持して、遽に來り見ざるは何ぞやと、杯を擲ち席を蹴つて奥に入る。侍者皆愕然たり。一人進み出で、謝して曰く。寡君、今日の事臣等其の意を解する能はず。想ふに酔後の妄行深く咎むる勿れ。明旦改めて不敬を謝すべし。請ふ速に駕を回らせ。公泰然として對へて曰く。是れ等の些事何ぞ意に介するに足ら

ん。僕も亦既に酔へり。若晚餐の準備あらば願はくは一箸を下すを得んと、徐かに之を喫して歸る。翌日侯閣老某を訪ひ告げて曰く。圖書頭器量あり、用ゆべしと。依て推薦すること頗る勉む。然れども當時尙ほ舊例古格に拘泥すること甚しく、徳川氏開府以降、諸侯の世子にして老職に擧げられたるもの稀なるを以て、其の議沮んで行はれず、侯が招宴の翌日、公に寄せたる書を見るときは、豪放の侯と沈着の公と相對せし當時の情況を偲ぶに足れば、爰に掲ぐ。

昨日は御來駕被下候處爾來御安全奉雀躍候。主人醉中之振舞別而御目擊御驚愕被成候と奉存候。是則容堂先生之本色若し倨傲不敬御〇〇被成候は、如此無禮者御遠避にて可也若し又足下量如大海御叱罵無之候は、不相更接警歎可申候。僕性强頑大抵如此御座候。大笑抛筆。

念七

御頼之拙筆差出申候。不一。

明山公を仰慕せる諸碩學及び有志の徒が、先に心力を盡して公を世に出でしめたるは閣老に擧ぐる目的なりしに、世子の身なるを以て、其の事阻格して行はれざりしかば、藩中末流の徒は甚だ遺憾に思ひ、其の目的を達するため、佐州公をして退隱せしめ、公を當主に仰がんと窃に企圖せしものありて、先づ人を以て佐州公の實父、杉本老侯を諷諭せしに、侯は之を不快に感じて拒みたり。之がために佐州公と公との交情、自ら隔意を生ずる傾きありしかば、藩中、公の志を得るを以て、

己の不利となす小人は其の隙に乗じて公の地位を動かさんと謀り、陰に大殿黨と若殿黨とに分れて相闘ぐの悪弊を生ずるに至れり。而して當時公は、公の人と爲りを知らざるものより、誤りて水戸派の人なりと稱されたるを以て、大老彦根侯井伊直弼（掃部頭）のために大に忌まれたり。故に大殿黨の一派は、彦老の勢力を藉りて其の目的を達せむと謀りしかば、公の地位極めて危かりしも、偶々彦老の斃るゝに會し、其の禍を免かれしは幸なりし。一時斯の如き悪弊を生じたれども、佐州公は元來溫良の君なり。公は亦前にも屢々述ぶるが如く義父祖に能く仕へ、殊に佐州公に仕ることは、所生に仕ふるにも過ぎたりしかば、遂に佐州公の意も和きて父子の情好益々親密となるに至りたり。其の委しき事は、尙後版に記すべし。

安政五年<sup>戊午</sup>二月、佐州公の名代として唐津に歸り、藩政を執る。是より先き、公の世子に立つに當り、佐州公、公に諭すに「明春、例に依り暇を賜うて唐津に歸るべき處、郷を以て名代となし、自分は尙ほ江戸の藩邸に止まるべき」旨を以てす。公左の辭書を呈す。

昨日者不存寄明年唐津表御名代之義被仰付難有仕合奉存候得と勘考仕候處、御承知之通不束至極之上何を申茂昨今の事故、別し而諸事不行届、殊に大事之時節萬一不取計之義御座候而者御爲不  
宜のみならず六萬石之安危にもかゝり候事故、明年之處は何分蒙御免度伏而奉希候身不肖之私厚  
思召被下候段者生々世々難忘奉存候早速御請申上候筈之處右様申上思召を背き何共奉恐入候得

共、國家之御爲を思ひ存念を不包申上候事故不惡御高免可被成下奉希候。

小笠原敬七郎

〔編者曰く〕此の書公の通稱を署するを看れば叙爵前に差出されたるものならん。

然れども佐州公之を許さず。公止むを得ずして命を奉ず。乃ち二月二十八日休暇を賜はり、江戸を發するに臨み、佐州公自書を草し、在邑の老臣前揚景福（幸右衛門）、百束持盈（新）、高昌蕃綱（隻人）、大八木住仁（衛守）に與へて政事を公に委任せしことを達す。其の書は左の如し。

一筆申入候。今以春寒之節彌無障被相勤候段珍重存候。然者此度圖書頭滞城に付而者此上家政向不容易心配に可有之實に迷惑にも可有之と察入候得共、時節柄無餘義次第に候得ば、自分儀諸事相任せ爲取計候間其方共此段相心得萬端圖書頭相談之上取計吳候様頼入候此段申入候。

二月二十八日

佐渡

幸右衛門殿

新殿

隼人殿

衛守殿

猶々時候相厭精勤可致頼入候。

四月十日、唐津城に着す。公先に國を出でしより、江戸に居ること十有七年にして初めて歸る。士民其の令徳を仰慕すること久し。是に於て欣々然として相慶して曰く『賢公子行若君、遂に果して我が君たり』と、歡極まりて涙を垂るゝものあり。封疆に隣接せる公領の民も亦夙に公の令徳を仰慕す。公の國に歸ると聞くと、其の名稱、公の偏諱に觸るゝものは自ら避けて改むるに至れり。公、城に入りて順次に士民の謁見を濟ませ、越えて十二日、三の丸の練兵場（俗に御見馬場と稱す）に於て、江戸より率ひ來れる從臣をして、西洋流の兵式調練をなさしめて一覽し、閩藩の士人をして陪觀せしむ。蓋し古兵法か今日の用に適せざるを示し、武備の一日も忽にすべからざるを知らしめんと欲するなり。

同月十九日、唐津城を發して長崎を巡視す。舊例に循ふなり。二十二日、長崎に着し奉行及び目附等と會見の式を濟ませ、翌日長崎を發し、二十六日、唐津に歸る。公の旅行日記中より在崎間に係る事を抄出して、當時を忍ぶ料となす。

〔二十二日〕己時奉行所兩目附並高木作右衛門へ參供揃地廻通り自分服紗麻高木は自身出迎ひ致す初め式臺之上に着坐我至るを見て下坐敷へ下るやはり取次に應對する如く腰を折て口上申述諸侯の取次よりは口上振具外共少し丁寧に歸館後高木作兵衛並林平武八郎平兵衛伊東長右衛門其他出入之者十數人來夜分勝麟太郎來り酒肴を出す。

〔二十三日〕辰時供揃に稻佐陳屋場見聞萬福寺呼出逢口上寺號計夫より處々見物

製鏡場 會所調役案内。蘭人總督、ハルデス・スクーネル 伊澤謹吾案内。蒸氣船 勝麟

太郎案内。未後、唐館見物 高木作兵衛世話す。

此節來舶の清商には、戴萊山、程稼堂、沈寄梅あり。書を能する者には、王湘波あるを聞く。此の節清朝にて専ら事を取り居る大臣を問ひしに、彭蘊章と云者也と答ふ。此の答は程稼堂也。白雲居米帖と云法書を見る見事也、全部六帖也。

同年五月、臣下に左の諭達を下して俸祿の二割引及び役米税金の引高を宥免し且つ文武の業を勵まし、直言讜議を求む。是れ公が唐津を治むるに當り、善政を施したる第一着手となす。其の諭達に曰く。

我等事乍不肖

大殿様爲御名代當表へ罷越追々及見聞候處、彌ヶ上之引米に而家中一同難澁深察入候譜代恩顧の家ノ子無據義と者乍申、右様爲致難澁候事

御先祖へ對候而茂實不本意之至に候。然る處時節柄厚く致勘辨艱苦相凌致精勤吳候段誠忠感入候也近來世間何となく騒々敷、公邊に茂御事多、而不容易時節別に海防筋長崎有事業武備心懸無之而者不相成事故如何様とも致遣度存候得共、勝手向不如意に而何分不行届残念此事に候。依之從

當年手取二割並役米役金丈之處先差免候。尙追々差合候義も有之候間此上共上下致一和共々艱難相凌

御先祖へ對し益忠勤相勵可申候。且又文武者國之元氣に候間難澁と乍申不相替致出精吳候様頼入候。惣して上下之情隔候事第一治國之大害に候間我等過者勿論其外心付候義者口上書取何れに而も不若聊茂無包隱眞直に可申聞、君臣一致肝要之事に候。此義大殿様に茂深御心配被爲在我等より宜敷申達候様兼、被仰付候。猶委細者家老共より可申聞也。

前にも述ぶるが如く、公の先代、掛川より棚倉に轉封せらるゝや、租額六萬石の名あるも實收六萬石に充たざることあり。故に從來の臣下を養ふこと極めて困難なりしかば、祿制を變革して其の稱呼の額と、實際支給の額とに著しき差等を立てり。例へば知行百石を與ふと稱するも、其の給する所は左の割合なり。但し高祿のものは其の減額の割合多きも、少祿のものは其の減額の割合少しとす。

祿百石を與ふるものに渡す割合

一、大豆 六斗、一、糯米 參斗、一、玄米 六石貳斗五升參合（但十二ヶ月に割り毎月五斗貳升壹合宛渡すのとす）

一、同 七石零八升（但是は四人扶持として十二ヶ月に割り前項の石數に加へて渡すものとす）

計 大豆 六斗、糯米 參斗、玄米 拾參石參斗參升參合、外ニ

一、玄米 參石參斗參升參合（但是は二割引米と稱し毎年二期代金にて渡すものとす、然れども勝手向不如意の場合に引上げ切りとなすことあり）

右の如く、實際の支給額を減少せる上に、安政二年の大地震のため藩邸改築等の用度多きを以て、之を償ふため二割の引米をなす。或は毎年二期代金にて支給することあるも、亦其の米價の見積り低廉なるを以て、被給者のためには甚不利益とす。故に減額を爲したる代りに、家屋の修繕等は一切藩費となし、從僕の給料及薪炭紙藥の價の如きは或は其の全額を給し、或は其の幾分を補給し得失相償はしむるの割合となし、又家來家老用人番頭等の重職には別に役米を給する制ありと雖も、要するに他藩の祿制に比すれば、減額最も甚きものとす。公常に之を憫む。故に施政の始め、主として當時全く引上げ置きたる二割米及役米、役金を宥免せしものなり。

公は自ら前の論達を下し、七月に至り復老臣をして左の命令を藩士に傳へ、文武の業を勵ましむ。當節柄一同文武出精致候様厚恩召候得共、兎角家事に追れ出席致兼候義毎々に候然處近來の模様時宜に依り、諸方出張も被仰付候様之節者晴之場所へ御使にも參り白及に向ひ候程の義も難計と被思召候得者、上にも深く御痛慮被遊候萬々一事有時學問之力武道之心得無者、實に舟楫無が如く或は盲人杖を離れたるに等しく、俗にいふ一寸先は闇に而終には四方に使用して、君命を辱め白

刃に臨みて不覺を取るにも至り可申哉も相しれず可恐事に候。右に付何とぞ六十歳以下之面々せめて書物者四書なりとも槍劍者形計に而も相心得候様被遊度弓馬は勿論之事に候。

御先祖以來蒙御厚恩候事今ぞ報恩の時と覺悟致諸方勵みの爲にも候へ者、月に〇〇之日は志道館へ出席被致聽問なり質問なり可致、又〇日者稽古場へ出形なりと自身稽古可致猶子孫ある人には是等之意味能々子孫へも申聞幼少より相勵み候様可有教諭候。此段御一同へ申達候様御家老中被仰聞候無據斷之節者自分迄書附を以可被申聞候。

西洋流之義追々稽古致候人も有之哉に被成聞心懸之程御満足に被思召候隊伍之義、本朝と彼國とは自ら國の立方も替り候事故、そつくりそのまゝは行れがたき事も候得者是等者深き思召も被爲有兎に角繁昌致候様被遊度思召に候間、右等之所聊懸念なく志ある面々は稽古可有之候此段申達候様御家老中被仰聞候。

公は斯の如く臣下に文武の業を獎勵し、また領内を巡回し善行あるものと、農業に勵精するものを視察してこれを褒賞せんと欲し、是の月、吏に命じ豫め其の人物を撰抜して具狀せしむ。

會々將軍家の訃音に接す。（八月八日十三代將軍家定公薨去慎徳院と謚す）公能く下を恤み、又能く上に事ふ。僻地に在るの故を以て其の凶禮を忽略せず。左の如く行ふことを近臣に令して深く哀悼の意を表す。

一、明晦日より來月二日迄、三ヶ日之間、朝仕舞後より夕刻入湯迄、麻上下着用、表に罷在、入

湯後より上下脱休息へ行事

一、右者別段蒙御恩候

公方様嘉御之事故以存寄右之通に致度早々評議之上家老共へも可申聞也。

斯の凶變のために、一時領内巡回を延べたれども、其の後は屢々領内を巡回して其の善行あるものを褒賞せしこと尠からず、尋で郡吏を教諭し、農夫を訓戒せんと欲し自ら一通の告示を起草せり。此の書は故ありて、其の發表を見合せたれども、之を一讀するに、公が平素農夫を恤むの情蕩然として紙上に溢れ、又意を農事に用ひ、心を教化に盡したる一斑を窺ふに足れば、其の案文を茲に掲ぐ。

安政五年八月郡代へ諭書

我等此度爲御名代當地へ罷越追々致見聞候處、連年之違作等に而難澁之村々多く竈之烟も寥々と相見へ候君者民之父母に候。子たるもの、難澁を見る親の心中可察候。且世間何となく騒々敷折柄勝手は必至と行詰り此上如何と晝夜安心之間無之候。乍去人たる者一日も志を墜すべからず英氣毅然として内外上下心を合せ誓而國家を富強ならしむ可き事に候。論語に、君子務本々立而生とあり、國を隆んにするの本は農業にあり。農業を勵ます本は人心一和にあり、人心和せざれば何事をなすとも成就する事なく、人心一致なれば如何なる艱難も凌ぎ通さるゝ者に而又自ら天

助もあるべし。前にも言ふ如く打續而之違作之上今年之不時候に而者人心之一和尤大功之事に而候近來人情漸浮薄に流れ、動もすれば上は下を疑ひ、下者上を欺く様の惡風世間不少是以之外之事に候下之欺を用心して上より下を猜疑する心あれば、益上を欺く様成行候是下に化せらるゝ譯に候間、先此方より誠を盡して下を感化すべき事に而彼之感化せぬ畢竟此方之誠之足らぬと知るべし。古語に『至至誠地位、誠固誠、僞亦誠、未到至誠地位、僞固僞誠亦僞』とあり、人木石にあらず此方之誠實至り盡さばなどか感化せざらんや。惣して臣民ありての君なれども臣民は又君なければ立行事出來ず、されば君と臣民は盛る時は俱に盛に、衰る時は俱に衰へ片々よき道理は限りてなし。爰の筋合をとくと勘辨して其方共者勿論代官庄屋に至る迄心を誠實にして庶民と憂樂を共にすべき也。故に聖人も、誠者物之終始、不誠無物。とこそ宣へり。是れ則人心を一和し風を厚くするの本に而か様なければ父母たるの意に不叶候依而戒にも成べきと思ふ箇條。左に書載候

一、庶民に不實意之事

一、庶民をしいたぐる事

一、依怙最負之沙汰

一、信を失ふ事



右等之惡風當時に限りて有之間敷候得共無上にも猶無之様精々可致丹誠候

一、一己之行狀可慎事

一、物事率先すべき事

一、農事を第一として末技を禁すべき事

右屹度相守るべし。我等不肖ながら御名代として罷越候からは我等之不行届は

父上様之御不行届に而候又我等之素志行届くも行届かぬも其方共並代官庄屋之心得方一つに有之  
事

故銘々之心を心とせず我等之心を一統之心として萬事無油斷民者國之本たる事吳々不可忘却候。  
此意心得違無之様夫々へ可申聞者也。

同號同年同月領内へ達書

今度申聞條々、之を靜めてとくと承るべし。

一、郡代者勿論代官庄屋共より兼々申聞置條々屹度相背申聞敷事

一、凡そ人たるものは身のほとをしるを第一とす。身のほどをよくしりて、上よりの申付をそむくべからず。惣して始よくて後にあしきより、始は骨も折れて難儀なれども樂々仕合よきがよく候。さればなに事も未始終、其身の爲になる事なら一旦の骨折をいとふべからず。一心に農

業をかせぎ、外の事に目をかくべからず。

一旦の骨折事をきらいなば

いつか此世をらくにすぐべき

一、親に孝行盡すべし。いかやうかせぎても親に不孝なればほめがたし。其外一家親類むつまじくすべし。是家はん昌のもといなり。もしじやけんの親、みぐるしきつまなど、もちても、よくよおもふべからず。親となり子となり夫婦となるも、皆ゑんづくなればせんかたなしと、あきらめ孝行を盡し、むつまじくさへすれば、天道様御らんなさるゝ故、未始終あしき事はきつとなきなり。

親に孝一家親類むつまじく

わらふてくらす身こそ安けれ

一、農業をかせがず、ぶらぶらと遊びおり、よからぬことをもくろみ、又は遊に長じてちいおやより持傳へし田畑をあらし、はては賣りはらい又はいはれもなく坊主になり、又は江戸其外他國へ出、又は田をつくる事をきらひて町人となる。このやふなる者を遊民といふて甚だよからぬ事なり。かやうのあしき心がけのものはきびしく咎め申付べし。

まかぬ稻はへしためしもなき物を

かせがずば世をいかでわたらん

一、人のよき事をするをうら山しくおもひ、やつかむ心よりじやまをなすやうの事すべからず。人のよき事するをうら山しくおもはゞ、おのれは猶よき事すべし。又あしき事は共々にきをつくべし。人の事故どうなりてもかまはずなどと思べからず。惣してひとりふたりの事のみにあらず。一村中によからぬ事なきやうたがひに心付べし。

人々のよき事なすをうらむまじ

おのれもなさばなすべきものを

一、御年貢少しも滞らぬやう精々丹誠すべし。誠實の心にて取扱ふ役人。並庄屋を大切に致し、おのれの都合あしきとて欺き偽るやうの事すべからず。

まことなる人をたうとみ寝ても又

さめてもおもへ御年貢の事

一、親切と情とは其身一生の寶なり。人に親切を盡し情をかければ、その時は却而損をするやうの事、又はつらき事などありても、未始終はきつと仕合よし。陰徳あれば陽報ありとも、又情は人の爲めならずともいふなり。みめ形のみ、人にも親切情の心なきは、食物を見てかみあひをする犬猫におなじ。是を人面獸心といふ。かやうの心根の人の家をば鬼のすみかとするといへり。恐るべし。

親切と情は人のためならず

無慈悲は鬼のすみかなりけり

右之條々堅相守るべし。おろそかに心得とがめ申付候ときにいたり、後悔せぬやう平生心懸べき也。

毎年秋冬の交、米穀水旱虫害に罹りて不熟なる時は農民藩廳に上申して、收穫の多寡を檢し、納租を減せむことを請ふ。是に於て司農及收税の吏各村を巡回して之を檢す。是を檢見といふ。其の檢見をなすや臨場の吏極めて多く、

郡代上下四人地方吟味役上下二人同組頭上下二人代官上下二人徒目付上下二人地方勘定二人以上  
駕七挺地方手代三人代官手代二人下目付一人以上當番の外乗馬五疋小使一人計二十三人

儀式嚴重に過ぐるも公平の檢量を爲すこと尠く、且村吏多くは吏の意を迎へて供奉極めて厚く、動もすれば其の減じて得る處、費す處を償はず。加ふるに巡回吏、往々村吏と結託して奸をなし、民其の弊に耐へず。公之を察し、是歲十月寒威漂烈の日、突然、二、三の侍臣を率ひて柏崎村に到り、檢見の場に臨みて其の實況を目撃し、更に諷諭を加へて曰く。

今日者檢見一覽致候處、兼々丹精いたす様子満足に存候。寒風の時分別て大儀能き序故申聞置

候。上に立ちて下の者を取扱ふには威光もなければならず。又恩徳もなくてはかなはず。仕方は色々あれども、上も下も一致して互に實意を盡す處肝要故、得と工夫可致。實意といふは、俗にいふ馬鹿正直の事にはあらず。是等の處吟味の役、代官は勿論、手代に至るまで不取違やう心得可申。

後檢見のある毎に自ら巡檢し、或は窃に侍臣を遣はして其の情況を視察せしむ。是れより吏畏れて奸をなさず。儀式簡易となり、供奉隨て薄し、民大いに喜ぶ。

公會で領内を巡回して某村に至り、行厨を開かんと欲し、從者をして村衙に就ひて茶を求めしむ。村長美食を調理して之を献す。公憐ばすして之を斥け、内諭を下して爾後巡曲の節、各村斯の如き準備を爲すこと勿らしむ。

同年十二月二十五日、左の諭達を下して臣下の窮乏を救ひ、且施政の始めに下したる諭達の趣旨を反覆し、益々文武の業を勵まし、直言讜議を求む。

一、當年も毎度ながら難澁の中、勤向者勿論、家事も可有之處一同文武拔群に致出精段満足之至候。來春者勢揃一覽之含も有之旁々に付乍少分無理なる手段を以て當暮百石に付三兩之手當差遣候。兼々差含候義も有之趣申聞置候事故今少し救助も致遣度候得共不如意之勝手實以不任心底寸志之印迄に候。此上共彌上下一和して五月中達候通り相心得文武出精忠勤相勵物事實意を

本として廉耻といふ事努々忘るべからず候。我等事下情にうとく候間例之上下隔絶之憂可有之と日夜不堪心痛候。是亦五月中も申聞候通り假にも國家之爲を思はん者は心附候儀者聊無伏藏ぢかに申聞候様吳々も頼入候。此段申達候。猶委敷者家老共より可申聞也。

公の唐津を治むること滿三年の間、屢々右の如き諭達を出して言路を聞き、文武を勵まし、勤儉を奨め、窮乏を恤むことを勉めしのみならず、自ら奉すること極めて薄く、常に僉服を着し、僉食を用ひ、藩國世子の身を以て後宮の便令に供するもの僅數人に過ぎず。其の質素なること、往時背山亭に住みたる時の生活に異ならず。政務の餘暇には儒臣を招き、近侍及藩士の學を好むものを集めて、經史を講論せしめ、自ら其の席に臨みて聽聞し、課業を了れば茶菓、若くは酒肴を出だし共に胸襟を披ひて世事を談じ、時に―或は夜を徹するに至る。又屢々、志道館及演武場に臨みて授業の實況を閱覽し、勉勵衆に超ゆるものは不次に擢用し、或は臨時に褒賞を與へしかば、闔藩翁然として奢侈の風を去り、競うて文武の業を勵むに至れり。而して公の下向を好むや最も切なり。嘗て左の問目を設けて群下の意見を問ふ。

一、韓淮陰は登壇の日に、奏項を制するの勢を論じ、諸葛武侯は未だ草廬を出でずして、天下を三分にするの策を建て終身その圖る處を違はず。古人は皆、平日に講究して、着眼ある事と思はる事に臨みて後、工夫する事に而者決してあるまじ。されば天下實用の大經濟も、平日の着

眼肝要と存候間その着眼の致方如何致候て可宜哉。

一、聖賢之書を讀み、大學の條目に從ひ、己を修め人を治むるの道を説候事は誰も存候事に候得共、左様に膚泛に道理を申計るには、今日の實用に立兼候間、的切の實事に當り候様手段承り度候。

一、徳は本也。財は末也。と有之候得共、本を務むるの肝要たること誰も存知たることなり。しかし今諸藩共財用乏しくして、何事をなさむと欲しても差支ゆる也。此時に當りても、財用の事は置て論ぜず。徳を修むるの學を講すべき也。又理財の事を講すべきや。

一、先徳を修めんとならば、その手段如何。理財を講ぜんとならば、其手段如何承り度候。

一、何れの道、儉約は致さねばならず。質素儉約一同に行はるべき様、手の下し方何れより相始可申哉。

一、民を治むるの道、一利を興すは一害を除くにしかず。と承はる。今天下の通弊も有之、諸藩の通弊も有之事に候。第一に除くべき天下の通弊何事。諸藩之通弊何事と申儀承り度候。此事民の上計に限らず、藩士の上にも有之事に候。

一、舊弊を一洗せんには、第一に、役々に携る者の賢愚を察し、點陟をせずしては叶はぬ事也。賢愚之察し方如何。點陟之仕方如何。

一、重立たる役人、舊勳之家柄之内、才幹之者無之節は輕輩より引上げ、品によりては他よりも抱入ねばならぬやうの勢にも及び候節は、家柄の者など兎角不心服ものにて、或は下より擧上げ、或は他より招入候。而も心服和熟致し候仕方如何。

一、文武を以て人をとれば、文武に長じて、天性姦曲之者有之、醇良を以て人をとれば、愚直にして不才之者多し。撰擧の仕方如何。

一、衣食足りて禮節を知る。と管子にも申候通り、衣食足らざれば禮節を治むるに違あらず。孟子も恒の産を制するは王政の始めと申され候。今民間の恒の産を制し、士人の衣食を足し候手段如何。

一、源を塞ぎ、本を絶ち候は俗習を改むるの第一に候處、當時奢侈を禁しても止らず。日々増長致候は源を塞がず、本を絶たざる故と覺へ候。此本源は、何れの處に在て其を塞ぎ、絶の手段如何して可然哉。

一、何事も人情に戻れば行れ難く、人情に従へば行れやすき事なれども、遊惰の風習甚敷時節なれば、善事を起さんとせば、人情迷惑に存するもの也。善事なれば人情に戻りて強而行ひ可申哉。又は人情に戻らず行るべき手段ありや承り度候。

一、法制煩はしければ下苦しむ。法制なければ紀綱立たず、衣服の制度、音信、贈答の制、冠婚

葬祭大概の制度は立候方可然哉。立ざる方可然哉。若立んとならばその立方の大概承り度候。

一、冗費を省くは冗員を省くに如かず、冗員を省くは冗官を省くに如かずと承り候得者、先冗官を省き、次に冗員を省き、次に冗費を省くべき事と存候。されば冗官は何々にて、その省き方如何。冗員、冗費は何々にて其省き方如何と申事承り度候。

一、冗員は省くとて、其の人に暇を遣す様には成兼べし。されば扶持を遣す人なれば何れにさし置ても同じ事故、冗員は省きたり共儉約の足しにはならずと申ものも可有之候。此説如何。若し萬一、冗員を省くをよしとせば其人の使ひ方如何すべきや。

一、役所々々の費用省略の仕方兎角舊弊に泥み、迷惑申立るものにて、是を人も服し、取締も立べき仕方如何すべきや。

一、文武は士の常の業に候處、兎角内證に追れ忘り勝に相成候。士人の衣食を足候手段相立候上は文武引立方如何可然哉。徒に嚴敷申付候斗にては無據致候。而も精入れ兼るもの也嚴重不申付して、自然と精の入る様に仕方は如何。

一、學問之儀兎角空談に落ち其意を聞けば高上に聞えても、事を致させ候得ば俗人にも劣る輩多く、自然と學問は不用之事の様に相成候。夫を空理に落さず、實用に立候様爲致候仕方如何。

一、武藝之儀、當時外國を敵に致候勢にて古と事替りあるべし。其修業如何爲致可然哉。射術、

槍術、劍法並火箭、弩等之儀實用如何可有之哉。諸般武藝不殘兼致方便宜に可有之哉。一藝、

二藝づゝ相分ち、たとへば炮手、弓手、槍手抔と申様兼而極置、平日之修業操練に至る迄專業に爲致可然哉。又は操練は炮隊に限り候はゞ、外武藝は無用たるべく候間不殘相止可然哉。此等之得失利害委敷承り度候。

一、打込仕合を被好候藩にても、是迄に師家彼是迷惑申候て合併なり兼候向も有之候。夫を一致合併さする手段如何。

一、諸侯は人牧にて、民政肝要之事に候。當時は唯年貢を取立て士人の食祿に致候斗にて、民の取扱は唯郡奉行代官に任せ置き年々の取込さへ減不申候得ば、下に如何様疾苦致候共不存候事に相成候。是を誠の人牧之職に相叶候様致候は如何すべきや。

一、堯の民を治め給ふのも欲する所は興之聚之、惡む所は無施のみと有之候。民之欲する處何々にて、惡む處は何事と申儀並にその聚方、施し方承り度候。

一、不時の用金申付けて飯食宴樂之費に供し候は以ての外に候得共、軍役武備之手當には取立候て不苦筋に候哉。

一、領分中繁昌之所有之人民集り候は國の爲に相成候哉。相成不申候哉。

一、若し國の爲に相成候はば繁昌の場所取立方如何。

- 一、新田開發の利害如何。
- 一、戸口を殖し候仕方如何。
- 一、罷民をこらしめ精農をすゝむる仕方如何。
- 一、田野闢け土地荒蕪せざる仕方如何。
- 一、國中より産物多く出候て、民の爲に相成候哉。國のため如何と申譯承り度候。
- 一、若し産物多く出候をよしとせば、其取立方如何並に賣さばき方如何。
- 一、城下町人賣物之制方可然哉、無之方可然哉。
- 一、博奕を禁する仕方如何。
- 一、神事祭禮は爲相休可然候哉、又は十分に爲致可然哉。
- 一、水利之儀彼に宜ければ是に害あり、そのまゝ捨置て可然哉。又は少々の害あり共手を入可然哉。
- 一、池塘樋堰之事永久便利之方可有之哉。
- 一、近來外夷覬覦の情甚敷候間、人心一致して利誘に従はず、夷風に移らぬ様の致方如何して可然哉。

右卅七ヶ條文體如何様に、鄙俗に而も聊不苦、假名にても片假名にても得意次第其儘今日に行は

れ候様實用第一に少しも忌諱なく思ふ存分相認可被爲見候。就中漠然として定見も附兼候分は直様本封之土地、藩風にて議論を立可被申且此問目之外に、猶妙論も有之候はゞ大小輕重に不拘書加可被爲見、くれぐれも實用專一、長々と無益の文飾に不陷様に可被相認候。

明 山 識

右の諮問案は、先づ先に背山亭に屏居して治國之要務を講究せし時、師事する所の藤森大雅恭輔をして起草せしめたるものなりといふ。冒頭に、韓淮陰は登壇の日に秦項を制する勢を論じ、諸葛武侯は草廬を出ずして天下を三分する云々の語句を案するときは其れ或は然らん。又此語句を看れば公が屏息中に、他日顯達して實際に施設を期したる心事を推知すべし。公は元來大雅の人となりて喜び、曾て我が藩に聘用せしめんと欲し、當路者に推薦せしも遂に容れられざるを憾みとせり。其の後、公が志を得る時に至りては、大雅は幕府の嫌疑を受くる身となりて、復採用するを得ざりしは惜むべし。

公又常に唐の太宗の人と爲りを歎慕し、好んで貞觀政要を誦す。故に其の施設の跡を見るに、往往太宗の爲す所に倣ふものあり。史に稱す。太宗自神采の臣下のために畏れらるゝを知り、常に温顔にして群臣に接し、人を導きて諫めしめ、諫むるものを賞し以て之を來たすと。公、亦諫を好みて屢々諭達を出して直言讜議を求むれども、群下其の聰明を畏れ、且長吏の猜忌を憚りて、進んで

言ふものなし。平士稻垣某（章輔）公が諭達の語に、佐州公を大殿様と稱するを見て妥當ならずとし、父上様と稱せよと乞ふ。公喜んで之を改む。又塚田某（手内）間を乞うて國事を痛言す。其の説取るに足らざりしも公其の志を嘉みして其の職を昇ぼす。衆之を看て欣羨し、之れより言を進むるもの多し。

安政六年己未正月、醫學館に臨み、授業の實況を一覽し、學頭保利某（文浪）を召して左の如く口達す。

一、醫學之儀者、古人も仁術とも説き、論語にも人ともども恒なき以て巫醫と作るべからずとある故、いか様の妙術ありても實意といふものがなければやくに立たず。術の精粗巧拙は様々あるべけれども、誠實を以て根本とすること醫たる者の第一肝要の事件也。城内、城外多少之人命を預け置く事故、必容易に心得べからず。此意其方のみにあらず、多くの醫師共へも心得違無之様時々申聞かすべし。

從來藩内に橘葉館と稱する醫學校の設けありと雖も、微々として振はず。公常に醫術を重んず。故に之を振はしめんと欲し、親臨して此の口達をなし、爾後屢々其の事に與かる醫師を召して獎勵す。是より醫學大に振ふ。

同年五月五日、西洋流の練兵術を學ぶ者を蒐め鏡山の巔に於て訓練を爲さしめ、松樹を削りて其

の事を勸し、記念となす。又斯の月、其の術を學ぶものに左の訓戒を加ふ。

一、物之盛衰者時運之變遷に由れば、よしや衰へたりとも亦自ら盛なる時あるべし。業之成否者智愚に由らず、辛抱の能きとあしきとにあり。左れば有志之士者辛抱つよく、練磨して、事は、事あらんとき君の爲めに忠勤を勵まん事を日夜忘るべからず。斯くなさんとは一つの心得あり。平日質素にして誠實を本とし、世間の風評、人の毀譽を耳にも入れず、無用の費を省き、有用の具を貯ふ。是第一緊要の事と知るべし。

是より先き、公の江戸に在るや、親く江川英龍（太郎左衛門）に就いて西洋流の炮術及練兵術を學び、其の精利なるを知り、漸次に藩中の兵式を變革せしむと欲し、藩士多賀高景（圓治）及其の弟右金治をして勝義邦（麟太郎後に安房）の門に入りて兵術を學ばしめ、先づ之を江戸藩邸の士に傳へしめ、歸邑の日從ひ來れる右金治を一ヶ年間滞留せしめて、藩士に授けしむ。然れども、當時の情態尙舊法を崇尙して洋式を學ぶことを快しとせず。中には熱心に其の業を修めむと欲するものあるも、謗議を憚りて自ら怠る傾あり。故に此の訓戒を加へしなり。

同年六月、老臣前場景福（幸右衛門）に弓術、馬術及炮術掛りを命じ百束持盈（新）に槍術、劔術及柔術掛りを命じ二人に諭して曰く「武藝は文道と等く、人材を養成するに緊要の業となす。各能く丹精を盡して其の發達を謀るべし」と。又二人、高島蕃綱（隼人）大八木住仁（衛守）に文武

勝手掛りを命じて左の諭達をなす。

一、文道引立頭取申付候文教は人才を仕立てる大事な道具、國家盛衰の懸る處大切に相心得忠勤を盡して懈怠致さぬ様に此段申達候。

一、紙方之儀此度勝手方にて引受申候に付、是迄懸り申付置候處首尾能差免す改而武道引立頭取申付候武道之儀者國勢を強くする道具、當時武備肝要之時節故容易に心得ず、丹精を盡し取立致す様に此段申達候。

一、勝手向取扱ひ當分頭取申付る以來勝手之儀打まかせらるによつて、聊も遠慮伏藏なく心を一致にもて、十分に取計様に、此節東西事多不容易時節故厚く致思慮御先祖へ對して忠誠盡様に此段申達候。

公は斯の如く文武の獎勵、財務の整理を主とし、其の他國事の改革を以て屢々老臣に諭し、勵精功を擧ぐるを望むも、一面には君臣の和合を以て必要となし、高貴を屈して屢々老臣の邸を訪ひ、其の家族を後宮（御休息）に招き、時には其の家族と俱に舟遊を爲すことあり。故に君臣の間、霧靄たる和氣に充たされ、毫も猜疑の念なしと雖も唯憾むらくは、當事者皆因循姑息にして改革を喜ばず。動もすれば舊例古格を引き、國帑の空乏を唱へて其の盛意を沮抑し、公をして充分に驥足を展ばすことを得ざらしむ。此の際、英斷を以て此の輩を黜け、我が業を贊するものを擧げむと欲す

るも、公の地位に在りては施し難き處あり。如何となれば、當主たる佐州公は江戸に在りて、公は其の名代たれば國事を一切料理する委任を受くるにもせよ、子たるの道として、大事は佐州公の認可を経て行はざるべからず。



第二編 唐津三年間の治績

唐津三年間の治績

## 唐津三年間の治績

士民の窮乏を賑恤す 奢侈を戒め文武奨励 城下にて大砲を改鑄  
唐津櫓の復興に努力 沿海の武備を充實す 數回長崎巡視の旅へ

前章にも粗く述べたる如く藩士中公の聰明を憚り、其の志を得るを以て己の不利となし、父子の間を離隔して公の地位を動かさんと欲するものあり。禍機既に藩牆の中に萌せり。公の明疾く之を察す。故に一たび東上して佐州公に見え、親しく赤心を懇へて其の疑惑を解き、後顧の患を除きて益々國事を改良せんと欲し、之を諸老臣に謀りしに老臣も亦之を支へて其の意を遂ぐる能はず。當時、公が諸老臣に與へたる書牘を讀むに、公が東上の意切なること、事物に意を用ゆることの周到懇切なることを知るに足れり。故に茲に掲載す。

一、小子事御名代として昨年當地着以來の事つらつら相考候處、最早一年半にも相成候得共何一つ是と申事も不出來、只滯城致候のみ。御名代として參り候甲斐も無之赤面の至り、殊に昨年者田畑違作鯨不獵惡病流行抔是皆天災廻り合せとは申もの、自然小子の不徳より出候事に而

薄々承り候得者領内の者共は、昨年着前より至極難有君と申て樂居候者も有之隣國迄も小子之事評判も致候哉の趣に候處夫々引替右様の譯合に而者何之徳もなく功もなく實耻入候。取わけ御先祖様に對し神慮の程何とも恐入候事に御座候。猶又勝手向者次第に六ヶ敷相成り  
 父上様にも殊の外御心配被遊候御様子者此御書を拜見致候ても相知れ候事に候。

父上様には右様不通御心配被遊多くの家來は難澁にて立行兼、百姓、町人は日夜目をぬぐひて難有被御出も有之哉と相待居候處、自分のみいかに安樂なればとて何の効能もなくべんべんと居られ可申哉。實に板ばさみの苦しみつくづく考へ候へば、身骨も碎ける様に日頃存續け居候。然る處此御書中尙又冬中迄致滞城當地之事十分に取計ひ候様被仰下思召之段重疊難有義には候へ共、何分不束もの見込み付方更に無之思召をもとくと相伺候へば、又工夫の付様も可有之歟、只々當地の事小子十分に致候様何ヶ度被御下候。

而も最早工夫も盡果俗に申佛子も七もなけ候上にて只困り果候のみに御座候。各方も當地之改革者小子滞域不致候而者諸人守りも薄くと御申候得共、此大勢之家來を一時に感服して改革を屹度取守り候様に致候事は、小子如き不徳ものには中々不參届は鏡にかけて見る如くに候。夫を知りつゝなまじひに口出し致候は、無益の事故だまり居候方と存候。昨年来ろくな了簡もなきに愚存抔少し申候さへいらぬ事と今に而は甚致後悔候。まして大改革に至り候而者迎も及も

なき事に候。

しから者口はきかすとも只かかし様にさへなり居候へば宣敷と御申可被成候得共、平生の事すら夫に而者不參此度の如き不容易改革はかかし抔に而者決して參らぬ事に候。殊に當年者格別の凶年と相見え關東筋大洪水の由其上水戸之騒動横濱に而者何者かおろしや人を切殺しおろしや人殊の外六ヶ敷申候由、旁以不安心の世の中勝手抔人一刻も早く立直しに相成居不申候而者萬一騒々敷義出來候時間に合不申融通者次第に塞り可申候と申て、前文申候通小子に者勝手立直しの工夫は更に無之候間此邊の所

父上様へよくよく御申上何分宣敷御願申候。一體小子存候には勝手立直しの義は何れにも上下一致に無之而者不參譯夫に者先第一番に父子心一つに合せ候はでは下々は迎も一致に者不相成事と存候。左様申候とて當時

父上様と心が別と申義に而者且以て無之、此上新規改革も手續心入の事を申義に而前文の通り萬事不行届の小子に候間、父上様思召再應も三應もをし返してとくと相同行違ひ無之様心を御合せ申さず候而者何事も出來不申、然るにかく懸隔り居候ては萬事思ふ様に不參誠に當惑致候。右故當年者是非一寸なりと出府と存候處又々居續けと相成候而者實以十方にくれ人に逢候も何となく心地あしく候間、此上者一間に閉籠り可申存念に御座候。

是も本意と申に者無之候得共實致方なく候此様な事申候は、嘸々御當惑も可被成又我儘ものとも可被思候得ども、兼々何事も打明て御相談致來候事一人に而考へ居候へばむねのみいたみあまりたへがたく候間所存を不殘相認候。どふ致候は、宣敷候哉。何卒御差圖可被給候。以上。

江戸よりかけ合に道中入費の事申來候。是は先日も御咄致候通り此時節右様の事申候は、俗に申一目おしみの百目損そんな事では何事も出來不申と存候。先頃も申候通久々御機嫌も不伺實御なつかしく存候。此儘居ると被仰付候へ者いつ迄も滞城可致候へども、何の効能もなくべんべんと居候事は實につらく存候。此等の情合深く御酌取可被給候右等口上に而御咄し申候へ者不辨の上せき候て申そこなひなども有之、分りにくくと存候間認見候處、是以長くのみ相成情合思ふ様に書取兼候間能、御推察可被給候。以上。

九月十二日夜認

圖 書 頭

幸 右 衛 門 殿

新 殿

衛 守 殿

〔編者曰〕書中高擧筆人の名を缺くは當時用務を帯びて上府中なるに由る。

又別に幸右衛門へ遣す書

兎角、鬱陶敷天氣、彌御壯健大慶存候。然者今朝御相談申候義、小子の心底難題がましき義申候に者決して無之、又出來がたき事を無理にと申候にも無之、只々父上様御なつかしく存上、並に家の爲を思ひ候義、家の爲は則各方の御爲、家中一統の爲にも相成候間旁にて右様申事にてぞふさもなく御掛合出來そふな事と被思候。然處、今朝の様に退役するの氣に入たるものを引上ろのと被申候ては、御挨拶にも實は當惑いたし候。能々考へて御覽可被成、なんの御越度も無之候を、右様之事がほんとうに出來可申哉。餘人はしらす小子は於而者、其様な事者出來不申候。何事も國家の爲に候へば、ひらつたく御相談致度、萬一、此後今朝の様に被申候へば、御挨拶も出來不申候。なる程一應江戸表に御掛合に者相成候得共、物事、一度催促すると、十度催促すると、毎日催促すると、十日に一度催促するとは自然、ちがひ候ものにして、事柄はかはり候得共、是も同様と存候。今一應御掛合に相成り、父上様へ御歎き御申上給り候。而も御立腹も有之間敷

公邊之事は色々に而、こちらの推量とは大きにかはり、あの時こう願へば、ちきに出來るものを願はぬ故、こちらから、さしづも出來なかつたと御祐筆など申候事間々有之由、兼々承及び候。左すれば何事も願つて見ぬはそんなにて、願つて出來ぬとて少しも耻には無之候。

公邊之義は何事も江戸に問合せ、江戸まかせが宜敷哉。物事、推量から行違ひ出來候事多く有

之様存候。右等又々御うるさく御座候。半ば外の事者可成申さる趣に御従ひ申候へども、此事計は國家之大事と存候間、存込候だけ者御咄申し其上の義者致方無之候間、其御つもりに而不惡御酌取可被給候。

一体、此度出府之義者色々相考候事に而どふしても當年中出さぬは、先に屹度差支の出來可申、少々見留有之候而之事故、いつになく押返して申張候譯に候。依而貴君へ折入而御願申候間、何卒御掛合に相成候様御取計可被給候。此趣兩大夫へも御取違ひ無之様、御申通御願申候。小五郎清書誠に宜敷出來、小子抔甚耻入候得共、折角之御望故一二枚認遣候。御約束之猪口不出來ながら一組進候。外に卦さん一本進候。水入に筆かけは小五郎に御遣し可被給候。草々不  
宜。

九月十七日

圖 書 頭

幸 右 衛 門 殿

毎々書取方不宜御取違へに相成候様存候。此書も同様不束に可有之、能々御よみわけて可被給候。

新に遣す書

しめしめ敷秋雨、何卒天氣相成候様存候。其後御眼氣如何に候哉。度々の事ささそ御うるさ

く可被有之、折角大切に被成候様存候。然ば先頃愚存相認候出府一條、昨朝兩大夫と御相談致候處、江戸よりも差留參り、且島原一件も有之、とても懸合候而もむだな事と被申候。何様、是も一應尤に候間夫而もと申候而者、ちと無理の様に候へども、一圖に家の爲を考候へ者、是非當年出府之方宜敷、あまり見越の様に候へども、當年出府不致候。而者、先へより屹度差支出來可申と存候。並久々御目通も不致、御なつかしくもあり、申上度事もあり、色々込居りちよつとには書取兼候。

委細者此間の書と、昨日前大夫へ差遣候書面等にて御勘考可被給候。出來ても出來んでも、今一應御懸合に相成候とて耻にも無之、各方御不行届と申にも決して無之候間、明日御出勤も候はゞ此段而大夫へ御咄御すすめ可被給候。くれぐれ御願入申候。草々。

九月十八日

圖 書 頭

新 殿

衛 守 に 遣 す 書

秋雨濛々敷御座候。彌御勝常欣慰之至候。然者昨朝、御相談申候出府一條色々相見候得共、どうしても年内中に者出府致度、左様無之而者萬端不都合且親子の情合も察し可被給候。只々差支と申候而者昨日も御咄之通、島原一件に候。そこは

公邊之事故どふ歎仕方有之かも不相知、兎も角も今一應御掛合に相成候。而も各方、御不行届と申に者決して無之、其段者小子よりも父上様になり、御同列へなり委細可申上候間、御懸合之處くれぐれも御願申候。委しくは、昨日前大夫へ申入置候。今日者少々不快に而こまかには認取兼候間致文略候。草々不宜。

九月十八日

圖書頭

衛 守 殿

別紙かねてはゆるゆる御目通相願候積りに候へども、最早かやう相成候而者、とてもゆるゆるは出来ず、どちらにしても一寸御機嫌伺候事と存候間夫者覺悟の前に候。昨日ゆるゆるは出来まじとの御咄御座候間一寸申進候のみ。

三大夫に遣す書

兩大夫、昨朝被申候事ちと合點參り兼候處も有之候間、心靜に相考候處、風と心付先日之書面小子書取方いかにも宜しからざる處より、政事向其外家中町在取扱等各方不行届に而存念通り參り兼、夫故隣國へ名も發せざるに付當地に居候事いやに相成、しきりに出府々々と申候様に御取被成候哉も相知れず。萬一左様にも被思候はゞ、夫は全認方惡敷故、左様見へ候にて小子に於て左様之存念毛頭無之、只々行末家之爲を相考へどふかなして當年者、是非出府致し父上

様御機嫌も伺、思召しをとくと伺取候上、江戸唐津一致之取不致候而者不相成、此時をすぎ候而者最早立直しの時節も無之と實は心に深く相考候事に御座候故、右様申候譯に候。各方もどふぞ目前の事を差置、永久家の爲を御思被成候はゞ、此邊の處能々考へて御覽被成候様くれくれも祈候。

江戸表住居之義、昨年住居候處は當時ふさがり候。奥向も

御隠居様御住居に而者差支へ候間、萬一出府之義懸合に相成候はゞ江戸より御住居處無之段懸合參候事必定と存候。是者いか様之處に而も聊不苦上屋敷物見住居に而も又、高橋に住居して、かしこより登城等致し、日に櫻田へかよひ候ても、その様な事は一向とんちやく不致、骨の折候事は聊も厭不申候故、供の者とても主人さへ厭不申候事、格別不服は申間敷候。又は奥向も手廣に候間、割住居に而も官敷候重代之家來共へも心にもなき難澁致させ置候事故、わざわざにも右様粗末な、窮屈なる處に住居度心底故、却而その方が望に而、安樂な處はいやにて候。右様相成候而も決して各御不行届に而は無之、江戸表御同列衆之不行届に而も無之全く小子望みにて右様致候事明白に相分り候様致方有之相合居候間、此邊決して被致心配間敷候。江戸表より右の懸合御座候而から御申遣にては手間取候間、出府之儀、今便御懸合に相成候事ならば、住居の事も直様被申遣候様致度候。最高大夫へも萬一出府等の節は住居などはいか様

の處に而も聊も厭不申候間彼是申者御座候はゞ御差押へ被吳候様兼而申置候旨申聞候處、まさか左様にも不相成と申候間、是非左様相成候様別段取立等は堅く無用に被致候様、暇乞の節申置候間定而失念は有之間敷と存候間、是へも一封御差出可然存候。此段一寸申入度、住居の義杯はあまり差越候へども一番差支と心付候間、取あへず認候。出すぎの處は御勘辨可被成候。不快申別而認方不束に候間、意味合能々御かみわけ可被給候。

九月十九日

圖書頭

幸右衛門殿

新殿

衛守殿

前に掲ぐる數通の書は、冗長に渉る嫌ひはあれど、之を熟讀玩味せば、公が當時如何に東上の意の痛切なりしかを知るに足らん。公は是非とも東上して父君に謁し、親しく赤心を披瀝して嫌疑を解き、以て後顧の憂を除かんと思ひしかども、老臣等は其の本意の在る所を解せざりしが、將た他に止むを得ざる事情の存する所ありしか、公をして其の意を果さしめず。是に於て、公も今は是非なしと断念し、是れより一層奮つて國事の改良に盡力し、幕府に乞うて大砲を改鑄し、或は旨に忤ふ重臣を黜け、或は領内の人民をして封事を呈せしめ、或は金穀を出だして、農商を賑救せる等の

英斷を施したること逐次後章に記するが如し。

又一方に於ては書信の贈答、使節の往來ある毎に意を盡し、誠を推して佐州公に奉事すること周到懇切なりしかば、其の嫌疑も自ら氷解し其親きこと骨肉も及ばざるほどに至りしを以て、之がため内訌の變も未發に消滅するを得たり。蓋し公は誠實の二字を以て護身符となす故に、其の言ふ所、其の行ふ所、一として誠實の二字に由らざるはなし。公が後年百折千挫に逢ふと雖も屈撓せず、遂に晩節を全ふせしもの亦之に由ると謂ふも不可なるなからん歟。

同年十一月、公例に依りて長崎を巡視す又公の記行あり。當時の旅況を追想するに足れば左に附記す。

安政六年己未十一月二十二日卯時發程。卯前半達和多田少憩。發和多田至鬼塚間徹燈。辰上半憩德須惠。下半發德須惠。巳半憩駒鳴峠下坂。此時陰雨濛々寒甚。鎖轡窓默思。忽綴治國要領三件。一曰。存誠實去浮華。二曰。舉賢才、消猜忌。三曰。奧廉耻奮遊惰。隨綴睡々中達大川野時午半也。於是午食。堀田鳴鶴來謁進酒肴及兔肉。命診脈。未半發大川野。申前半休元部。依例賜茶菓於侍臣。少時發元部。薄暮經川古。酉時越十坂峠。此間點燈、酉上半憩川上。酉半發川上。初更至塚崎投宿。大川野至元部一里。元部至川上一里半。川上至塚崎又一里半。此日里程通計八里二十町。

此日陰雨濛濛。道路泥濘。

同二十三日

陰雨四塞無風。卯時發宿。辰上半達檜野川休貴船神社地。少時發社地。下已食嬉野。已半跨馬發嬉野。上未憩山中。此間山腹並畑畝間皆植茶。白花盛開香風撲鼻。少時上途乘肩輿行。上申宿彼杵。雪意寒甚。柄崎至檜野一里半。檜野至嬉野又一里半。嬉野至山中一里半。山中至彼杵一里半。通計六里。

同二十四日

曇天時々見日。或風或雨。寒威比昨少減。卯半上途。辰上半休江串。少時發程。巳時憩松原。已半發松原。午下半泊大村。

彼杵至江串一里半。江串至松原一里十一町。松原至大村二里。通計四里半十一町。從來欲泊永昌有事礙。故泊于此。町奉行川原順左衛門、市中見繕楠本嘉內。此日大村公使者來。佐藤安左衛門。近例賜豆豉汁於三役於古賀。今次以有事故不休古賀。且達旅館早。此日賜食餘於三役。改豆豉汁賜食餘復舊例也。

同二十五日

美晴繁霜清寒無風。丑時發驛。上寅少憩鈴田。卯時達永昌。茶亭有事故露憩。自大村至于此三

里。間有極谷坂、荒井坂、鈴田坂、鎌峠、日峠。一上一下。崎嶇艱險。得一作。

一險下終又一險。十餘里間不看村。行客艱步羊腸路。居人厭住寂寞山。疎村處々走狐兔。闕月斜射四更天。輻窓霜氣滿顏凍。睨視陪從徒跣人。

下卯發永昌。不至干貝津四町許。乃徹燈。卯半休久山。辰後半憩藤棚。少時上途。距古賀驛數百步。道右有大村新番所及制札場。道左之新屋則里正之所住。俗所謂役宅者。少而美也。今春大村侯以幕命獻彼杵郡大浦之地。幕府換賜以此地。行一町餘有大村領。與公領之分界標。已半食矢上。驛中有牟田或者。余舊知也。世爲諫早家老。家業酒造。道左大屋裝聖土者則是也。午半發矢上。未陣憩日見邑。未半達本河內。本河內一號新茶屋。於是換衣改裝。陪從盡整頓。申半達邸。此間杉山森之助者出迎。大村至鈴田一里半。鈴田至永昌一里半。永昌至久山一里二十町。久山至古賀一里二十町。此間有海老尾坂。古賀至矢上二十町。矢上至日見峠至長崎一里半。日見峠長崎一里半。總計九里半六町。

同二十六日

鎮日美晴。辰半與奉行御目附並高木應接。上午歸邸。午食前田中武八郎、杉山森之助、山本善之助、武內億之助來謁。午食後山本立太郎、伊東長右衛門、高島作兵衛來。設茶菓懇談辭去。後登田中武八郎之樓。眺望夷船輻湊。夜分牟田或。雨森小仲太。中澤見作來。命酒肴閉話。山本宗禪



來命謁。同牟田及二士賜配肴。三更辭去。定禪能俳諧歌。余請之。退寫一篇。唐津太守君初に御目通をゆるし給る不存寄御懇を蒙り難有存候しも愚詠を乞給ふに乍恐侍る。奉りて

三國にひいでし君と申すべし。

ふじにま見得て扱も明山

晴雲 舍望月

同二十七日

美晴。卯時發程憩本河内。辰半發本河内。巳時食古賀。上午上途。上未休久山。俄頃發久山。自貝津左轉行捷道。右旋左折十町弱。出河畔曰千見津河。沿河地行又十町弱。有村曰千見津。又行一里許。至鎌峠與本道合。下坂憩鈴田。時日已沒山。自是用火行。酉牌着大村。

同二十八日

朝晴午後陰。正丑發驛。寅後半憩松原。卯前半休江串。此時已徹燈。辰牌午食彼杵。午牌少憩山中。來時休嬉野。申上半達禰野川。酉牌泊塚崎。浴溫泉。室煖燠如春。裸體不知寒。聞四壁蟋蟀盛吟。

同二十九日

美晴肅寒。午後風且陰。此日冬至。早食發宿時寅牌也。直經川上。卯上半休元部。即時發元部。辰

半憩大川野。上午少憩駒鳴。午半食德須惠。未半發德須惠。下申休和多田。自是改服。陪從皆盛裝。薄暮入城。

同年十二月、藩士に金を恵みて其の窮乏を救ひ、文武の業を獎勵して品行を謹むべき事を訓戒す。其時の諭達に曰く。

我等事、昨年御名代として當地到着以來、政事を始め文武取立方等、精々心配候得共、何分不行届、殊に兼々引米多、何れも難澁の中、諸稽古事強而申付候も如何と段々致勤弁居候。然る處、近來異船等混雜して今にも騒々敷義も差起可申勢、折悪敷時節と甚致心痛居候處、何れも時節柄深く相辨へ候事と相見え、家事をも抛ち、存外に文武致出精尙勤向大切に相勵候段、せめては御名代之驗も相立、厚く忝次第に存候。

其に付當暮の處、何と歎取扱遣度存候得共、年來逼迫の勝手昨年以來必至と陥り、當暮杯は何共凌方六ヶ敷其節之役、深致心痛居折柄、如何共致方無之候。去午前文之次第も有之候事故種々に工夫致し、少分之手當差遣候。是以極々無理なる手段に而差遣候事故、此邊深く致推察不容易相心得與候はゞ別して可致満足候。

尙此上勤向は勿論、文武共無斷可致出精候。偕て此の節分て申聞候人の行狀に於て、第一に相愼むべきは酒にて候。酒と申者飲様によりて損得大に異なるものに候程、能飲時者冠婚葬祭之禮を

なし、其外萬の悦を助る道具と成り鬱を散し、氣をめぐらし、身を養ふの薬となる。惡敷飲時者禮義廉耻をも忘却し、喧嘩口論の媒となり、思はざる過を生じ、もろもろの病多くは酒より起り、終には身を害ふ毒となる。近來動もすれば打寄り酒宴箇間敷義相催し、或は過酒致し、禮義廉耻を忘却の族も有之哉に相聞へ、以之外の事に候。

此後萬一右様の風聞も有之候はゞ、急度相糺可申候聞其時に至り致後悔候。而も無詮事故兼而能心懸居、平日はもとより、或は冠婚又は寄合等の節も禮義廉耻をば堅く相守り、努々過酒致間敷候。其上飲過れば其日のみ歟、翌日迄自然氣力薄く、筋骨懦弱、而物事面倒に成、折角厚く心懸候も思ふ様に稽古も不出來甚出精の邪魔になり候間、急度相愼候。而文武相勵候はば格段上達も可致歟。左すれば

御先祖様への忠勤にも相成り、父上様思召にも相叶我等に於て最大慶に存候也。

安政七年庚申正月元日の夜、天休公の訃(安政六年十二月十四日逝去)江戸より達す。公喪に服し年始の儀式を廢す。天休公は公の義高祖父に當り、靈源公の後を襲ぎたる人なり。同五日。城下の富商山内小兵衛公が屢々善政を施して、領内の士民其の德澤に浴するを感じ金百兩を献す。公之を嘉納す。然れども敢て自ら私せず、之を江戸に齎して佐州公に献せむと欲し、且つ重職に配與し、窃に其の意を諭して曰く。

昨日者小兵衛より献金志之程致満足候。一體、一昨年四月以來、政事向萬端毎々致心配候得共、不行届勝人氣も如何と致懸念居候處、何之德も無之、小子へ右様不時献金等有之候事、全く父上様御光り故と難有奉存候。今年、彌參府とも相成候はゞ、是非小少者御禮心之御土産に而も持參し而差上度、其砌者御骨折御願可申と兼々存候折柄、幸之支故右志之金子者大切に相貯參府之上、父上様へ致献上候心組故、愚存之段含迄に御話致置候也。

且又右方にも政事向深御丹精給り候故、右様人氣も折合宜敷譯故是亦寸志之御謝禮致度、即右金子之内〇〇差進候餘り小分に者候得共全く寸志故受納可被給候。

其の後、又富豪の徒金を献するものあり。公亦之を受く。名古屋村山口久右衛門金を献す。之を受けて其の志を賞す。然れども濫りに使用せず、多くは窮乏を賑恤するの資に供せり。而して資産の豊かならざるもの、金を献するときは唯其の志を賞して受けざりしなり。千束村門平なる者金を献す。之を受けずして其の志を賞す。もし公にして聚斂の心あらば、身は邦君の威嚴を備ふ。固より萬金も咄嗟にして辨すべし。然るに些々たる百金を得て其の喜び言辭に顯はるるは何ぞや。

其の献するもの他の徵求を待たず、又自ら求むるの心なく、眞實、公の德政を感ずるの餘り贏餘の財を献じたること明かなるを以て、公も亦銅臭の嫌ひを避けず、喜んで之を受けたる所以なり。即公が此の些々たる献金を喜ぶを見て、益々公が平素聚斂の心纖毫もなかりしを知るに足れり。而

して又公が其の貨を私せず、之を父君に献せんと欲し、老臣に頌つを見て其の孝道を盡し、宿老を憫むの意尋常に卓越せることを知るべきなり。

同年閏三月、例に依りて又長崎を巡視す。三日唐津を發し九日唐津に歸る。蓋し是の歲三月三日、大老井伊直弼（掃部頭）水戸浪士のために刺さゝれて死し物情騒然たり。故に巡視の期を早めしなり。（是月五日、年號萬延と改まる） 歸路、領内畑島村に於て、山田村の農岩助の祖母ふき女を召し見て其の壽を祝し、手づから物を賜ふ。（雪月花を畫きたる三組の盃及陶器一個） ふき女、今茲に百歳、尙ほ嬰饒たり。曩に手作の米一苞を献す。公銀及物を賜うて之に酬ひ、且司農の吏（郡代）をして慰撫せしむ。五月に至り、ふき女疾みて臥すと聞き、近臣數人を從へ、岩助の家に至りて其の疾を問ひ、ふき女が常に用ふる烟管を取り、自ら莖葉に火を點じて之を與へ、且金及藥を與へ、ふき女の食器及食品を乞ひ、之を携へて歸り、尋て二人俸を給す。（ふき女文久二年六月六日死す）

公は老人を遇すること極めて渥く、其の領内を巡廻する毎に、尊卑の別なく老人を召し見て物を賜ふ。是の歲七月、又領内に諭達し八十歳以上の人名を具申せしめ、八十歳以上には木綿一反、九十歳以上には木綿二反を賜ふ。

同年五月、藩士中槍術に長ずるもの五人（堀銓次郎、田邊熊太、長谷川豊太郎、金子金次郎、松澤保藏）を撰みて久留米藩に遣し、其の藩の師範役井上彌左衛門に就て槍術を研究せしむ。發する

に臨み五ヶ條の教諭をなして曰く。

- 一、今度爲修業差出すからは際立致上達様可心懸事
- 一、師近者勿論他人に對し不敬之義堅致間敷事
- 一、禮義廉耻忘却すべからざる事
- 一、一分可相愼如何程藝術上達するとも、行狀悪ければ其詮なき事
- 一、讀かきの義も油断すべからざる事

同年六月、家士に達して盡く封事を呈せしむ。其の達書に曰く。

我等事不肖の身を以承業之大任を忝し、爲國政見習の當地へ罷越て以來三ヶ年之間、危懼惕勵心痛罷有といへども、素より愚昧の我等故、各人心に飽足程の處置も無之、定而不足にも可存と愧入候也。然る處各も承知の通時勢も追々推移り、不容易大變も有之、世上動搖の中國勢一日も難捨置時節と被察候。箇様に君臣窮迫致居候而者、萬一此上時變到來之節は何を以奉公務可全國家哉。一念是に及時者、寢食も相忘心配此事に候。君臣存亡を共にするの秋と者箇様の時節と存候。我等も各と存亡を共にする所存故、各も我等が心底を能く推察いたし上下貴賤の差別なく、同心共力、我輩が不肖をたすけ、共に憤發有之様頼申外無他事候。就而者領内治り方甚不安心の處有之、且前にも申候通、上下窮迫致居候而者何程志有之而も、諸事難被行時節の際、君臣共に

果と行詰候者目前の事に候間、只今より覺悟を定め上下行立候仕法取立方肝要と存候。然らば諸事隨時勢改革無之而者不叶義も有之、先後緩急の差引、利害得失の見渡し、愚昧の我等以一己之小智中々難決事に付、各の力を頼候より外無之候。

帝舜之政を攝せしも、四門を闢き、四目を明かにし、四聰を達すと申て四方之隅に、いやしき賤之男、賤之女迄言を献し、天之耳目を以耳目となされ候。されば世庸にも是を稱して惡を隠し、善をあげ其兩端をとり、其の中を民に用ゆと申候。是一人の智を智となさず、天下の心を以て心となすと申候也。

近くは已に、南夢公御初入之時、あまねく諸臣に仰出され異見を奉らしむ。其内諸臣の内意見を奉りたる者有之由承及候。まして我等如き思慮も短く、聞見も狭きものをや。今より益志を相勵し、誓而國家を立直し可申決心に付、先一番に言路を開候間前文の次第勤罷在候者勿論、有志之者共不拘老少上下、内外悉被得其意如何様嫌諱にふれ、逆耳の言も決而不苦候間、漢文和文に限らず、或は一ヶ條又者二三ヶ條に而も宜敷心附候次第、何れか可先何れ歎可後。是を行ふに者何の法を可用何利可興何害可除と申處、其外君道の事に而も、臣道の事に而も、勝手之事に而も、文武の事に而も、心附候次第聊も無腹藏有の儘に相認、姓名月日をしるし封書にして來る〇日限り、近習役鳥羽傳兵衛方迄無間違差出頼入存候。我等自身開見候。決して外へ洩るるの懸念致すべからず。

一々展覽の上申立候次第により、直に呼出巨細に可相尋候。努々我等へ申聞と不可思、即ち御先祖へ申上るにて候間、其心得にて能く覺悟可有之候。若言を左右に寄せ或者姑息偷安の心を抱き、或は上役先役の思はくを懸念して、國家の大事を外に見成し、心腸をも不申出族於有之而者、君憂臣辱君辱臣死之義に違ひ、誠之忠とは難申、君臣之情義も是より不被行様相成候に付、右様の者は急度所存可相尋候。君臣上下心を一致にして、國家を立直し、隣邦にも美國と稱せられ、後世迄も明主賢臣と仰がれて我等の先祖に對しても、各の先祖へ對しても豈本懐ならずや。豈快よからずや。此事吃と我等と各とにある事なれば此旨得と相辨、誠眞の申立足をつまたつて相待候也。

同年六月二十一日、老臣前場景福(幸右衛門)罪あり、其の職祿を削ぎて致仕せしむ。是れより先き、景福暇を乞うて三社に賽せんと欲し(藩制土人の安りに他邦に行く事を禁じ、土人をして金を儲けし當籤を以て順次に筑前宰府の天満宮、筑後の高良明神、肥後の清正公の廟に参詣せしむ、之を三社詣と稱す)發程の日領内相知村に宿し、村中の婦女子を集めて盛宴を張る。公當時屢々命を下して風紀を嚴にす。後此の事を聞き意らく。法の行はれざるは上に居るもの守らざるに由る。是れ痛く懲らざるべからず。と遂に此の命あり。

景福、執政の首席に在りて自ら風紀を破る。其の罪固より輕しとせず。然れども其の犯す所に至りては亦重しとせず。而して公は、平素老臣を待する事極めて渥し。然るに平素の意に反して、此

の嚴譬を加へしものは蓋し亦他に故あるなり。公の先世數代の君、皆他家より來りて笠家の統を繼ぐ。故に大概、事を宿老の臣に委ね、身は岳擯して成を守るの風あり、公の國を盪するに及び、自ら事を執りて勵精治を圖り、舊來の積弊を釐革す。故に久しく權威を振ひし老臣、及苟且偷安を事とする有司等は竊に之を喜ばず。往々國帑の空乏等に託して其の盛意を沮抑せしかば、公の意常に樂まず。加ふるに前に記したる廢嫡論の萌芽、江戸藩邸の中に發生する報あるを以て、公は東上して其の害を除かんと謀りしも、亦老臣等に支へられて其の意を遂ぐる能はず、止むを得ず。景福に内意を含め、代りて東上せしめんとせしも又事に託して意に應ぜず。故に中老福田直興（連）をして東上せしむるに至れり。偶々景福の罪を犯すに會す。是に於てか、公は又一身の利害を顧みず、奮つて此の宿弊を一洗せんと欲し、遂に此の英斷を施したる所以なり。而して廢嫡論の主張者たる疑ひある足立兵左衛門、岩崎源兵衛を江戸より召して質問せしも、其の要領を得ざりしかば九月に至り、鳥羽信德（杵右衛門）を密使として江戸に遣はし、其の事情を探らしむ。信德は多賀高寧（長右衛門）の實弟にして、當時在府の家老西脇勝善（多仲）用人多賀高景（圓治後長兵衛）とは叔姪姻戚の關係あり、故に其の事を探査するに便宜を有するを以てなり。

信德江戸に到り、佐州公に謁して詳しく公の赤心の在る所を懇へしかば、佐州公の疑惑も亦氷解し、其の黨類を糾して、主唱者たる足立、岩崎及吉倉唯一、青木吳平の四人を幽屏せしを以て全く

無事に局を結ぶを得たり。當時公が信德に授けたる口上書の草稿なるものを看るに、幾微の事情を推知し得らるゝを以て茲に掲ぐ。

九月杵右衛門渡口上書草稿

一、父上様極々眞實之思召。是は第一根本に候間能々可奉伺萬一思召に相背候而者何事も成就不可致尤模様次第申上方も可有之事。

一、多仲極々眞實之所存。是も能々せんさく可有之。

一、廣間向一同之實情。

一、四人之者實情。

一、密書之事、是は手に入る事ならば一刻も早く取出し極々内密に此方は可差越也。

一、田口文藏、是者剛直第一之人物。

一、保見隆敬、此の人は才もあり又少し山もあり。

一、西脇多仲、是者三ヶ所かけて循良第一何と歟工夫致し兎にも角にも先江戸表へ差留候方國家の爲と存候。

一、多賀圓治、是者三ヶ所かけて才略第一尤有用之人物

總じて事を取計には大體之見込肝要也。此見込明らかならざれば必ず事を誤るべし。爲國家能々

勘辨して奸人之言に惑ふべからず。此度之役義無滯相勤候は、無類之誠忠歸國之上厚可加恩賞也。

是れより宿老及有司等皆公を畏れて、敢て其の命に抗するものなければ公も益々力を國事に展ばすを得たり。故に公をして尙ほ數年間唐津に留まらしめば、其の施設計畫する所大いに見るべきものあらん。然るに間もなく東上して遂に幕府のために擢用せられ、専ら意を藩政に注ぐ事能はざりしは、士民今に至るまで憾みとす。公は斯くの如く景福を嚴譴せしかども、其の罪の軽くして其の罰の重きを憫む故に、翌年正月其の子の景（小五郎）に世襲の録五百石を與へて、先手物頭と爲し、後江戸に召して寵任せしは、父の意を感むる深衷なりしといふ。又廢嫡論の主唱者たりし四人も一時は罰せられたれど、公は少しも意に介せず、閹老となりし時、第一に此の輩を抜きて要に用ひしかば、閹藩皆公の處置の公平なるに心服し、今に至るまで其の善政の一に數ふ。

全年九月、有司に命じて、封内の農商より祠官僧侶の徒に至るまで、盡く自家の利害、藩政の得失、及其の希望の事を記して目安箱に投ずることを達せしむ。目安箱とは、從來城濠に沿ひたる街頭に備へ附けし投書函の事なり。其の令一たび下りてより、封書を目安箱に投ずるもの前後數百千通の多きに及べり。公自ら一々之を檢閲するに、譏誣非望に陟る説多き中に、名護屋村の里正、松尾兵左衛門直太郎父子の述ぶる所、公の意に副ひ、特に檢見の弊を述ぶること最も適切なりし

かば、公大ひに之を嘉みし、是の歳十一月古城を登覽せんと欲して、名護屋村に到りし時、父子を召し見て懇に賞詞を與へ、爾後尙ほ見る所あらば、忌み憚からず献白せんことを諭し且物を賜ふ。

筆架、注水壺及菓子皿

封建尙武の世、士人たるもの尊大自ら持し、農商を奴僕視して共に談ずるに足らずとなす。然るに公は藩國世子の身を以て、仔々として蕪蕪の言を探り、一里正の言ふ所、善きを見て之を褒美する事、斯くの如し。傳に曰く。禹は昌言を聞ひて拜すと。公の徳を稱して大禹に配すといふも、誰か我が好む處に阿ねるを謂はんや。士民今に至り、其の徳を追慕して已まざるもの誠に所以あるなり。公は自ら其の封事を檢閲して、其の行はるべしと認めたるものを拔萃し、十一月中旬之を郡宰に下附し且、左の達書を添へて注意を加へり。

一、小前之者封書三包十八通差遣候寛猛中を得人氣折合專一に可致勘辨也。

一、中に者不埒なる願もあれども、本來無知文盲之小前之事故、和解教諭者可然餘り嚴敷叱り咎めて者言踏開達之主意にも違ひ、却て騒々敷義可差起哉も難計。

一、出來ぬ事者出來ぬ様申諭し、又出來る事者聞届候趣分明に申聞早々取行ふべし。かたかた計勝ては人氣に障はりて如何。

一、箱訴之義、言路開達之一つ也。是に付不便利の義も生ずべけれども又、大に都合能事もあ

り、是者處置の善惡によりて箱訴の有無による事にあらず。左れ者言路開達の主意に不差響様可得其意也。

一、頼む所あれば、人氣の立事者早くして害者小也。言路塞り愁苦にたへず。せつばつまりて起るのは遅くして、禍者却て大也。此意味能々合點すべし。

一、御年貢さへ不滞様丹精せば、其勤功にて願筋御聞届に相成廉も可有之と申意差含むべし。

一、右之外者賣拂田地元主に相戻様半價下直に相成様借錢淀みに相成様と申同じ様の文言夥敷有之、此三ツ者容易に難聞届筋と存候。

右之條々郡代一統得と可申談くれぐれも小前氣合之處能々勘辨肝要之事に候也。

十一月十七日

是の歳十二月復た、藩士を賑恤して其の奢侈を戒め、且文武の業を奨勵す。其の諭達は左の如し。當六月相達候書面、猶九月中相達候趣も有之候得共、勝手不如意より思ふ様に參り兼候義も有之、残念至極に存候。各も我等心中深く相察候事と見え、近頃文武致出精志之程、實に忝存候。乍去、銘々逆も勝手不練廻より意外之義も可致出來哉と甚致心痛候。依而不相替、少分之手當差遣候間、取續方心懸吳可申候。就而者此度冠婚葬祭。其之外之定申達候間、可得其意候。殊に近來異船出入等にて、海岸筋不油斷、時節萬一不覺にても出來候而者不相成候間、困窮之中ながら

文武は勿論、武器之貯等心懸肝要の事に候。猶委細者家老兵可申聞せ候。

文久元年、辛酉二月十九日、米三千俵、金百三十兩を農民に施し、米百五十俵、金二十兩を市民に施し、別に米三千俵を農民に、百五十俵を市民に貸與して年賦返納せしむ。其の出だす所通計米六千三百俵、金百五十兩にして、金は則内帑より支出せるものとす。是れより先き、比年水旱の害ありて、五穀稔らず。民菜色あり、公深く之を憫み、賑恤する所あらんとし屢々吏を戒めて冗費を節せしめ、又自ら勤儉下を率ゐて貯蓄を勉めたるを以て、其の効顯はれ、政を施す事僅三歳にして、此の盛舉を見るに至れり。民皆蘇息の思ひをなして其の仁徳を謳歌し、歡聲相傳へて四境に達す。

四隣の民、皆公の民たらんことを希はざるはなし。傳へ聞く佐賀侯（松平肥前守齊正）此の舉を聞いて、窃に人に語りて曰く。隣藩の豎子斯くの如き事をなし、吾儕をして施政に困難を感ぜしむと。其の眞偽知るべからずと雖も其れ或は然らん。

公が封内の人民を視る事は、恰も慈母の赤子に於けるが如く、而かも其の業の農たり、商たり、將た方外の人たるを問はず。視る事一樣にして、毫も愛憎偏頗の心なかりしは人の常に稱する所なり。是の月、寺社奉行職のもの、宗旨改法を釐董せむと欲し、其の方案を備へて稟請す。公之を閱して、其の方案中僧侶のために不便利なるものあるを察し、翌月に至り、左の書簡を中老近藤祐

記に與へ、奉行職のものに諭して訂正せしむ。

風立騒々敷天氣に候。愈御壯福欣喜之至候。借宗旨改之義今朝御相談申候後、猶又得と致勘考候處、下之民者一體に御座候處、寺院之者迷惑に相成候而者甚心よからず候間、左之通取計候而者如何可有之哉。

- 一、改之節寺院組元へ罷出前以小前之者寺院へ張面持參にて印形受候事。
- 一、小前之者此度格段之憐愍相加候かはり、是迄定式之附届は急度寺院へ可差遣内沙汰之事。
- 一、是迄目見不致寺院差支無之向者目見申付候事。

餘者今朝申談候通、役所々々の威嚴を推立候事、平生は最至極之義に候得共、當時勢にては聊に而も小前行立候様致差略近隣近國の者何卒唐津の百姓に相成度と申様に仕懸候事、當今者第一の義に存候彼御預り處杯に付而者猶更の事に候間、此處猶又深く相考候様教諭可被給候。草々。

三月五日夜

初め宗旨改めの改革案を公に呈するや、公は其の方法を成るべく簡易ならしめんと欲し、五人組の内一人を以て其の事を扱はしめんとす。有司大法に負く所以を辨す。公は却て舊法を墨守すべからざる所以を記して祐記に寄す。今其の書を一讀するに、公が施政上徒に文法に拘はらず、總て簡

易と圓滑とを主とせるの意を伺ふに足れば茲に附記す。

能潤にて大慶、最早天氣相成候様存候。打揃御清健之義と不堪欣喜之至候。扱寺社奉行差出候書附得と致勘考候處餘者、何れも宜敷候へ共、五人組宗旨方一同改出來兼候と申一條法を以て申候得者、一應最もに候得共、餘り一概之様存候。たとい繪踏之時と申候而も、病人もあり、他國へ行て留主之者もあり、内實を糺し候はゞ、急度法通りに計參る物にて者決して無之、是には品々手心有之事と存候。實を申さば、繪踏相止候而者只顔を出し候のみにて、繪板を踏でもなし、印形押でもなし、顔さへ出せば決して邪宗に無之と申も不取留譯と存候。左すれば是者誠之御大法一通りと存候間、申さば家内頭さへ印形致候はゞ、眷族子供の類はどうでも宜敷事と存候。畢竟寺社奉行、郡代共意味合得と會得不致故、右様彼是申候義と存候合點參り候様猶申さとし可然候。何も自分より求て手輕に致候義には無之候得共、

公邊より繪板御借渡無之に付、當時の形勢を以致勘考候處、是則御手輕く被成候譯にて、夫をさとり得ず嚴重に致候様と申文句のみへちがたく相守り候者愚の至と存候。事機と申者早く見ると、遅く見るとは莫大之損得有之間、此邊得と勘辨有度事に候。惣じて法と申者三十年、五十年乃至七八十年には世態の移り替るに従ひ、是非少々宛改不申候而者不相成、是天地自然の道理に候。



公邊にてさへ御手輕に御改革御座候をもとの血判にもどすなごとは餘り時機にうとき事。公邊の御主意にももとり候譯には無之哉。しかし改めて改革と申候而者却而廉立候間、やはり是迄の姿にて手心の致方者いか程も可有之存候。夫とも彌手心出來不致と申譯に候はゞ、無論改めて改革可申出候得共、左様廉立ず取計出來候事と存候。和らかによくわかる様に御申聞可被給候。今一條下目附之義者出役致候方可然存候。右申入度猶得と勘考可被給候。早々。

二月二十二日

是の歳二月、城下釜屋堀に於て大砲を改鑄す。公亦内帑の金を出だして其の費用に供す。從來我が唐津には城附の大砲十門及び幕府より預かる所の大砲二門あり。口碑に傳ふ。城附の大砲十門は往年寺澤氏の唐津を領せし時（正保六年六月十日）外船暴風に逢うて海岸に漂着す。寺澤氏兵を發して襲撃し、舟人を壓殺して獲る所のもの。幕府より預かる所の二門は征韓の役に、加藤清正の捕獲し來るものなり。共に寺澤氏以後の城主大久保、松平、土井、及び水野の四氏に相傳へて遂に小笠原氏に傳へり。公の唐津を治めて沿海の武備を修むるに及び、其の發砲を試みて、粗製實用に適せざるを知り、私に書を長崎奉行岡部駿河守（長常）に寄せて改鑄の事を謀る。奉行其の適例なきを以て決する能はず、幕府に稟請せしむ。依て安政七年三月長崎邸監（長崎聞役）をして、左の書を奉行所に出さしむ。

覺

佐渡守在所唐津之義城地、元來海岸に突出、其上領分押廻し海濱に而浦々嶋々の内、要害の箇所多御座候間、去天保十三寅年以後、追々御觸達の通、沿海警衛向急務の御時勢に付、當表非常の御用者勿論、領海守衛の手當方無油斷被申付有來、兵器の外大砲鑄造數度被申付、夫々要地に割當被申候得共、未存分に至兼深被致懸念候。當時、圖書頭爲名代去る午年在著以後、猶亦精々被致心配武備充實の儀專被及指圖候得共、何分場廣而、第一要器の大砲等足合不申、備向手厚に行届兼深被致心痛候爲、其滯邑も被相願種々工夫を被盡候折柄、從古來城附並御預に而御引送相成候大砲數門御座候處、古製の品故、何分取扱不便利の向も有之、木造車臺並小道具共右同様の振合に御座候。其上大砲窩中狂も相見候間、是等の外者仕直不申候。而者實用の儀千萬無覺束被存候。近來追々研究の上、發明の製作も御座候事に付、可相成儀に御座候はゞ、右の分輕便の品に改鑄申付度被存候。然共古來城附御預の品、私の存意を以て容易に取計候儀者恐入候事に候間、是迄見合置被申候。乍去右仕直出來候得者備向格別の利方にも相成候事故、難默止何卒改鑄申付附屬の品も實用に相立候様造替、其儘城附にいたし置申度被存候。此段各様迄御内慮奉伺候様圖書頭被申付越候。以上。

申、三月

小笠原圖書頭内

河内泉左衛門

同月二十日奉行所左の附箋を下す。  
書面之趣者江都表に相伺候上、可及沙汰候。尤其御方より相伺候様可被致候。  
是を以て翌閏三月、左の伺書を幕府に呈す。

肥前國唐津城附大砲

- 一、石火矢 壹挺 三貫八百目玉、唐銅長壹丈
- 一、同 壹挺 三貫七百五拾目玉、同銅長壹丈
- 一、同 三挺 三貫目玉、同銅長四尺壹寸より壹丈壹尺迄
- 一、同 壹挺 壹貫八百目玉、同銅長壹丈二寸
- 一、同 貳挺 貳貫六百目玉、同銅九尺七寸
- 一、同 壹挺 貳貫五百目玉、同銅長八尺四寸
- 一、同 壹挺 貳貫三百目玉、同銅長壹丈
- 合 拾挺
- 全御預ケ
- 一、石火矢 壹挺 唐銅筒三百目玉損し

- 一、全 壹挺 全銅百目玉
- 一、全 壹挺 全銅五拾目玉

右古來より城附に而引渡御座候處、古製の品に而取扱不便利に有之、右の内損し或者狂も相見候間、可相成儀御座候者當節輕便の製作に改鑄申度專務之折柄、附屬の品々も實用に相適、城附に仕直度尤古製の品に付鑄減筒數も如元に者相成間敷と奉存候不苦儀に御座候哉。此段奉伺候。以上。

閏三月二十六日

小笠原佐渡守

全年五月朔日、幕府左の如き指令を下す。

伺之通相心得尤是迄之挺數に不拘貫目相増候大砲鑄立候儀可爲勝手次第候。

是に於て公は藩士坂本次郎右衛門を長崎に遣し、勝麟太郎(義邦)下曾根甲斐守に就いて製砲術を學ばしむ。次郎右其の業を研究する事數月、業を卒へて唐津に歸り、是の歲二月始めて改鑄に着手せるものなり。而して三月下旬漸く四門(十八ポンド野戰一門、六斤砲野戰一門、十五ドキム白砲一門、二十九ドキム白砲一門)を改鑄し、翌月一日領内妙見浦に於て新製砲の發放を試む。公その場に臨み自ら火を點じて之を檢す。

公の唐津に在るや勉めて威嚴を除き、士民をして政事の利害得失を言はしめたること前章に記す

るが如し。然れども公は之を以て足れりとせず、屢々書を以て近國知名の士を訪問し、啓沃の益を得むことを希望せり。今春、公が内使を久留米に遣し、舊知なる其の藩の儒臣、佐田道（修平）に贈りたる書と、道が公に酬ひたる古詩一篇を左に掲載して、公が高貴の身を屈して克く賢者に下りたる一斑を示さん。

形管拜啓氣趾之候動履愈御裕和可被成御寢食喜不可言候。倍別來荏苒閱六歲候。小生儀去午歲爲同苗名代致西遊御近隣之事故早速可馳一書處家政繁劇且不得鯉動致因循候段緩慢多罪忝來世熊變遷纒三五年間都下景況霄壤之相違殊に滿清も客歲取大敗英夷跋扈之由齒寒之憂漸相迫り内外總而寒心之至候不相替學業御勉強之事と存候。客多故有て尊揮一二張拜覽頻同舊情候。御近作御垂示伏而相願候。小生前文之通機務軼掌文思拂地加之近來廢外交耳目短小御新聞も候はゞ承度候。別而政教之裨益に相成候金言御教示可被下候。此儀者強而相願候。此度者富田政右衛門村瀬文輔と申者其地へ致漫候に付何ぞ差進度候得共田舎間產物無之國產陶器之儀近頃幕廷献貢者御斷申上候得共他日再興之積故折々火を爲入候。其節黨中に投候兪物御笑草に拜贈博一榮候書不能盡意御諒察可被下候。

二月二十四日

再啓隨時御自愛專一存候。くれくれ御啓沃屈指相待候。小生依舊碌々無類掛懷本年者東行と致決

定居候。御出府杯者無之哉。都下に而御一會千祈萬禱之至候。草々。

道が公に酬るし詩は、

唐津燒今古有名。歲時貢獻東武城。荏苒星移燒廢絕。陶器鮮少貢獻歇。唐津世子明山公、追尊古道興事切。陶家從是顏色好。漸次貢獻復向東。人主豈唯器玩末。平主學道春眼崇。西歸三年政亦振。教化翕然改弊風。佳聲藉々入我筑。黎民可待衣食足。公昔閑散在江都。貴賤相忘下交辱。安子息軒餞我時。枉駕徹夕惜分離。爾來商參六年所。都下景象氷炭違。智者不論世間謀。浮沈落榮付奕秋。英夷跋扈滿清敗。咄々眞迫齒寒憂。幕府辟公執豪傑。鷹殺羯奴奮忠烈。神國依然舊金甌。萬民蘇息一王活。世子賢明希世人。深知志士感激頻。倏忽憶人寄書簡。且贈奇產陶器新。陶器雖新擬古物。筆筒筆架盆如月。此意懇懇不可酬。漫寫中懷何倉卒。世子今春馬首東。想看彩衣飄春風。吾願皇天致君廟堂上。薰陶天下此器同。

唐津燒歌奉謝

明山公見賜厚意時辛酉季春三日

久留米 竹水佐田道拜草

抑々我が唐津燒と稱する陶器は豊太閤が名護屋在陣の時、朝鮮の陶工を招きて製らしめたるを嚆矢とす。其の後歴代の領主其の遣型に依りて之を製らしめ、幕府に進献し、知人に贈與するの外、

市場に販ぐを禁するを以て俗に御止め焼きと稱す。其の陶工は士人の列に加へ、俸米を給し、世襲の家業となさしめたり。故に其の業に熟練する良工多く出で、古雅にして韻致あるものを製り出だせるを以て、古唐津焼と云へば世に珍重されたるも、保護奨励に意を用ゆるもの少きためか次第に衰微して殆ど廢絶せんとし、幕府の進献すら止むるに至れり。公の國事を行ふに及び之を憂へて復興せんと企圖し、大いに保護奨励す。故に公が常に佐田と同じく崇敬する、江戸の儒士田口克(文藏)に新製の陶器を贈りたる書に、

一、手窯 三品

右不出來呈書の驗迄に、拜献仕候手窯之儀、近來良工無之献上も御断申上居候次第に御座候處、行々是非再行仕度此頃專稽古申付居候右稽古焼に而産品之極に御座候。云々

とあるを見ても、公が斯業の回復に深く意を用ゆるを證するに足る。今、我が唐津に五大洲と稱する床置物を祕藏し居るものあり。傳へいふ。公自ら意匠を凝らし陶工をして三體製らしめたるものなりと。惜むらくは其の二體は所在を失ふも、幸に一體を存するあり。之を熟閱するに、其の形狀頗る奇抜なり。想ふに、是れ亦公が稽古のため製らせたるものならんも、其の中央に立つ軀幹偉大の本邦人が、左右の猿臂を伸ばし掌を擴げて、蠻人二人づゝの頭顱を壓縮する形狀を看ば、蠻人は、五大洲中何國の人たるを問はずして寓意の深きを察すべく、又意匠者の抱負の大なるを想ふべし。

同年三月、又例に仍りて長崎を巡視す。今回の行は路を轉じ伊萬里、有田、及び波佐見を経て彼岸に出で、歸路亦之を過ぐ。佐賀候故さら吏を派して其の通路を修繕す。蓋し公を崇敬する意を表せしものなりといふ。公又記行あり。此に抄出す。

萬延二年辛酉三月十日快晴朝寒夕暖

一、伊萬里常光寺晝休。

一、大木扇村より外尾村迄步行、此間始終黒髮山を左に見る。黒髮の左端に指の如く五つ岩三本あり。三つ岩の下に大なる岩穴ありて龍門といふ。往還よりは見えす、又左に富士の形をなしたるを三フジといふ。其の又左にある大なる山を大河内といふ。馬の牧ある由、外尾村に近寄りて天童岩見ゆ。黒髮山の右の肩にあり。

一、外尾村小休にて惣體へ菓子を遣す。元部にて遣す廉によりて也。

一、今里、有田家數、千軒と言傳ふなれども、今里者減し、有田者増氣味にて、有田者當時千四百軒も有由也。

一、波佐見者宿數宿中計にて者四十軒計在り。方打交て四百軒位有由也。家作者總而伊萬里より宜敷見ゆ。

三月十一日雨暖

一、平瀬より桃津の間右に入海あり。海濱者一面に鹽濱也。桃津の鹽濱といふ大鹽濱也。鹽濱の北のはづれに村あり、川棚といふ。此の入海やはり彼杵の入海と一ツ也。

一、桃津庄屋本山甚大夫休、主人處之菓子を献す。受納す、此村を小ぬこと村といふ。是より大ぬこと村の間小坂一つあり。

一、ぬこと村又大ぬこと村といふ。是より彼杵迄の間坂二ツあり。格別大きな坂に者あらず、此間畑の中並畔道山々谷々寸地も残さず。櫛を作り、頗る大木多し。追々植足す模様也。歸路三月十六日、有田久富與治兵衛小休、陶器一覽、窯者急に付不見。

後に山二つあり、左を祇園山といひ、右を藏谷山といふ。外尾宿中に岐路あり。

是より今里迄の近道を行き黒髮山麓を廻り、宮野村入口にて左の後を願れば、天童岩近く見ゆ。其右にある者三富士也。又國見山ともいふ。宮野村小休、有田より是迄壹里、有田者佐賀領、此者武雄領也。

是より北にある大なる道は大川野へ行く道に而本道也。今里へは西の道を行き、左に黒髮、三富士あり、天童岩、三つ岩、目の前に峙ちて呼べば答ふべく見ゆ、又右に一つの山あり、頂岩石をすき間もなく戴ける是を黒嶽といふ。宮野村より伊萬里迄二里。

同年四月江戸に參勤す。即ち四日唐津を發し五月十六日江戸に着す。又自筆の記行あれども散逸して傳はらず。惜むべし。其の發程一日前、左の達書を老臣及郡宰に下す。

文武之義近來一同に相勵令満足候。無程致參府候に付而者留主中の儀懸り役々共致心配候義者勿論之事に候得共一統之處も此上無心緩致出精猶是迄相達候條々も堅く取守候様可被申達置候事

酉、四月

昨年中申達候義有之、郷町役人の向其外共品々目安差出中に者心得に相成候義も有之、奇特の事に候。此旨懸り役人共より夫々へ申達置候様有之度事。

酉、四月

此の諭達こそ、公が唐津に於ての施政上に係る最終の諭達なり。其の後江戸に居るも、藩政を改良して士民を休養するの念は造次も胸臆を離ることなく、屢々意を老臣等に致して既往の改革を守ることを勉めしめ、且益々改良を圖らしめしも東西遙かに懸隔せることなれば、其の意を十分に達すること能はざりし。尋で幕府のために擢用せられたるが故に、天下の事を以て自ら任じ、其の類勢を挽回せんと欲し東奔西走して寢食を安んずるの暇なし。又何ぞ故國の事を顧みるの暇あらんや。遂に桑滄の變に逢うて一時は流離軼軻せるも、天長く此の善人に禍せず。晩年多福を得て悠々風月を吟嘯し、以て天壽を終れり。されども再び故國に歸るの機會を得ざりしは、公のために憾む

べきも、士民今尙ほ其の遺徳を追慕して止まざるものは、其の善政深く心肝に銘して、消すこと能はざればなり。公の唐津を治むること僅に三年、其の懐抱する所を十分に施すこと能はざりしと雖も、其の年期少くして其の効果を得ること斯くの如く多きを見れば、公も亦憾む所なかるべき歟。

公東上して櫻田の藩邸に入るも、佐州公來年瓜及の期まで尙ほ江戸に留まるを以て、公は邸中の別殿に住居し、謙讓して復た藩政を裁理せず。唯子たるの道を守るのみ。然れども曩に施設計畫する所、去りて後遂に解頰せんことを懼れ、在國の朱門公子（修理長光）に、消息を寄する爲に屢々其の意を致すと雖も公子も亦當時閑散の身なれば、十分に其の盛意を賛襄すること能はざりしは遺憾なり。其の信書中より二三の條件を抄出し、以て公が心を國事に用ふるの深切なることを示さんとす。

八月一日附の信書中より抄出

津田重平番代と相成候由至極得當執政處置甚妙に覺候。訓練等の建議も有之候得共被行兼候由、時勢不得已先々餘り無理を不致出來候丈の處、此上丹精盡し居候はゞ追々機會も生じ可申と存候。

〔編者曰く〕 呼子港は領内の要地なるを以て古來警備のため番代を置きて番卒を總べしむ。然れども昇平の久しき、絶えて邊警なきを以て番卒は唯其の名のみを存し、番代は一の間職となり、老朽無用の徒を其の職に充つるのみ、公在國の時

斯の廢典を興し、平素番卒を訓練して急變に應ずる準備を爲さんと欲し計畫する所ありと雖も種々の事情に沮められて果すこと能はず、常に憾みとす。然るに執政公の遺志を承け、壯年有爲の士人を撰みて番代となし、漸次に改革せんと謀りしを以て公之を嘉みせしなり。

西洋流町打之義に付段々御配慮難有奉存候。彼發砲料も務へ御渡被下候由承知仕候。何卒早く出來町打有之様祈候。猶此上御配慮奉翼候同流義此節長州屋敷最も盛に而日々操練有之人數杯も殊の外多勢に而年齢脊丈皆揃候者計撰拔之由あれならばきつと役に立と人皆申候。

〔編者曰く〕 公の唐津を發つ時、大砲の改鑄未だ全く功を竣へず。故に速かに其の功を竣へて發砲を試みんことを希望し、且費用のために試放の期を遷延せんことを憂へ、内帑の金を朱門公子に托して其の費用に充てしめたるなり。書中務とあるは藩士中澤安久を指す。

稻垣周貞忌明に而罷出被成御逢候由嘸々難有狩候事と奉存候。兼々御話仕候種痘一條如何相成候哉。同人義何卒庶祿遣し大切世話致候様致度此義發途前執政へも吳々申聞能飲込居尙長尾良節へも噂致置候。御序も候はゞ執政共へ程能御心添者出束間敷哉御工夫奉願候。

〔編者曰く〕 我唐津は邊僻の地なれども士民夙に種痘を行うて痘患に罹るものなきに至りしは全く斯の書の賜なり。

兼々目論見有之候赤木村農兵之儀、追々取立に相成候由同様過便執政より懸合も有之額手の至に候。右に付而者百大夫拔群丹精の由致感銘、尙此上不忘様御心附奉願候。

〔編者曰く〕 公居常邊警を慮りて沿海の武備を充實せんと欲す。領内赤木村は呼子港に接近し且曠蕪の地あり。故に壯丁

を募りて此の地に移し、納租を免じて開墾耕種せしめ、之に武技を訓へて有事の日其の用に供せむと欲し、其の計畫をなす。然れども未だ着手に至らずして封地を去るに會す。老臣百東持盈(新)等公の遺計に遵ひ、其の事に着手せしを以て公之を喜び、百夫拔群丹精云々と稱美し尙ほ怠慢せずして成功せんことを望みしなり。

文久二年三月、佐州公暇を得て封に就く。五日江都を發し四月十二日唐津城に入る。是の時公が先に施したる宏猷良謨未だ好果を收めざるものあるを以て、士民公が再び名代として西下せんことを翹望す。公も亦國に歸りて益々前圖を擴張する志なきにあらず。然れども公の孝道を盡すに切なる父在す時は、唯命是れ從ふべしとし、豪も辭色に現はさず。是を以て諸有司意らく、屢々名代を遣すは幕府に對して不敬なりと佐州公に懲めて自ら封に就かしむ。もし是の時公復た西下せば前圖を擴張して其の善政治績更に觀るべきものあらん。是れ洵に憾とすべし。茲に又公が朱門公子に寄せたる書中の一節を抜抄す、以て當時公の意の在る所を推知すべし。

二月某日附の信書中より抄出

客歲中も度々御尋被下、此御書中にも深く御待被下候趣懇に被仰下先以難有奉拜謝候。然處本年者

父君御西行客月半頃御治定に相成候。熟相考候處齋生より又々御名代被仰付被下候様強而相願候者何分仕兼候事情、又

父君より御名代被仰付候を強而御辭退申上候者、却而思召に相戻如何故立云則立座云則座進退只父君之命と兼而覺悟罷在候處、再三之御名代者政府へ被對甚御不敬之段執政より建議仕候歟に而彌御決着と相成候。過般も被仰下趣も有之三年中是と廉立候新政も不施、少々仕懸候事さへ瓦解に及候而者甚遺憾に奉存候。就而者愚意之件々御發駕迄に者委敷申上候心得に御座候間、其地に而も執政共へ能々御開諭專一と奉存候。此儀乍御苦辛折入而奉懇願候。

公が斯くまで、閩藩士民の安危を念頭に置かれしを今より想像せば、其の施設の得失は姑く措き、親しく恩澤に浴すると浴せざるとに拘はらず、其の地に住むものは永く記憶に存し、且後昆に傳へざるべからず。是れ決して一家の私言にあらざるなり。

六月朔日、在府の諸候登營して將軍家に謁見す。公亦父君に代りて謁見す。式了りて將軍家、更に諸候を黒書院に召し躬ら左の如く口達せらる。

近來不容易時勢に付今度政事向格外に令變革候間、何も爲國家厚相心得心附候義者可申聞、猶年寄共可申談候。

尋で閣老より、左の達書を交附す。

今日上意之趣誠以厚思召國家之御慶事無此上難有事に候。昇平殆三百年、其流弊綱紀も相弛み、

武備御行届に相成兼候折柄、近來外國の事務煩に御差湊ひに相成、右御取扱振より自然天下の物情に差響、終に奉惱叡慮候に至り、深く恐入思召候。素より公武之御間柄、聊も御隔意被爲在候事に者無之候得共、何となく御情實御通徹に相成兼候故より之義に付速に

御上洛萬端

御直に被仰上度との思召に而則御内々被仰出に相成候。併し御上洛之義者、寛永以來御慶典に相成候御式に候得者、萬端の取調急速に者御行届に難相成候に付、暫くの處年寄共より御猶預相願候所、此處之義者御舊例に不被爲拘格外御省略御行粧等萬端御簡易に被遊候思召に付、急に取調次第と被仰出甚御急き思召候事に而萬事御誠實の御思召御直に被仰上

御合體御熟算の上、從來の弊風御一洗、御武威被遊御振張

皇國を世界第壹等の強國と被遊候御偉業を被爲定上者

天朝之 宸襟を奉安下者萬民を安堵爲致度との思召、候得者、何れも厚く奉得其意御政事向御變革の筋等各見込の義も可有之候得者、聊も不憚忌諱國家の御爲第一と相心得、心底を盡し可被申上候。猶追々被仰出候義も可有之候間、飽迄も其意を體し可被抽忠誠候也。

是に於て列候建白するもの多し。公亦數條の意見を記して之を呈す。

乍恐以書取奉申上候。近來不容易御時勢に付、御政事向格外御變革被遊度厚思召之段蒙

上意難有奉存候。何哉御裨益、相成候事も哉と日夜焦思苦心仕候得共、素より短才無智の私何も心附候義無之候得共、御下問之

御盛徳を無に仕り候而、却而恐入候間愚存之次第左に奉申上候。

一、公武御和熟御眞實の思召より、絶而久敷無之

御上洛被 仰出

天朝え被爲仕候御至情、左も可有之奉感服候。然處、右被

仰出を伺、首を傾け頰を蹙め歎息仕候。族有之何故に御座候哉愚考仕候處、御至情の段は至極結構に御座候得共、太平久敷相續、是迄の弊風無益の手数のみ夥敷、既に先年

日光御參詣、並に

和宮様御下向の時すら、御道筋の百姓共不殘人足に罷出業を廢し、田地を荒し、中には糧米不足餓死の者不少、目も當られぬ有様の由、實に歎かば數事に候。のみならず

上の御用度は勿論諸候の入費、天下の疲弊幾百萬といふ事を知らず。千萬人の怨嗟皆御一人の



御身に歸集仕候。右等の義相考候處より難有き被仰出を伺、却而蹙頓仕候義と奉存候。豊大閣時代

東照宮御上洛の節、殊の外御急にて日々二十里餘の御旅行、十日を不出して御京着の由承り、諸事御易簡の程思やられ候。此節柄格別の御手輕世人の意表に出候位、御調相成候はゞ、實に御中興御開きの基本と奉存候へ共、萬一此上天下の疲弊を相増し候はゞ亂從是生じ可申、此度之

御上洛御安危の分れ目、誠に御一大事と奉存候。何卒斷然と嚴格に御規定御座候様仕度奉存候。

一、人君の至極大切なるものは位に而御座候。易の繫辭にも聖人の大寶を位といふと相見候。其位を保ち候は柄權に而柄權を維持するは賞罰に御座候。賞罰當を得れば、權不招して歸し、賞罰當を失へば權忽ち去申候。權なくして位のみあるを空位と申て、位なきも同様に候。左れば賞罰は如何にも公明正大に、無之而ば人心歸服不仕候。乍恐近來御賞罰往々姑息に御流れ被遊候様人々申居候。右申上候。公明正大の御處置を被爲失候而ば此節御改革の御手始と申尤御大切の御義と奉存候。何卒此上公明正大に御所置有之、誰が承り候而も御尤至極に奉存候様被遊候はゞ、天下の人心も自然歸服仕り、御治世萬々歳と奉存候。

一、世上益奢侈に募り、虚飾を衒ひ、物價の貴き事は古今に比なく、上下共困窮極り、亂を思ふより外無之、四海困窮天祿永終の警語可懼事に候。かかる時節なまなかの御改革に而は逆も御立直し出來不申、斷然と御憤發、諸事萬端元和、寛永以前の御制度に復させられ猶弊の由而來る根本を御糺し、其根本より被遊御改定度奉存候。大學に物有本末と御座候而、一事一物の上にも必本末有之候。本を得る者の盛に、末を逐ふ者の衰へ候は自然の理に而、誰も存知候。然る處是迄致改正變革者是ぞ根本と存込、精力を盡して取行ひ候而も不成就、偶然成就せし様に而も其人死する歟、其役を去候得ば、忽瓦解仕候。是何の故に候哉畢竟根本と見込候處實の根本に無之故に候。眞實の大根本を得て大變革被遊候はゞ事の不成譯は決して無之、唯根本の御穿鑿肝要と奉存候。

右陳腐迂濶鄙見不願恐奉申上候段万死難遁奉存候。献芹之微衷御哀憐一通り御覽被成下候はゞ難有奉存候。不敬の御科は如何様被仰付候とも可奉甘心候。誠恐誠惶。頓首々々。

文久二年壬戌六月〇日

小笠原圖書頭長行

斯の建言は、公が幕議に關して献替せし發端にして、其の權用せられし端緒も交蓋し之より啓く。七月二十一日、奏者番を命ぜらる。奏者番の職たる謁見及進献の儀式に與るに過ぎず。固より

要職にあらずと雖も閣老及參政の候補者たるを以て特に其の撰を重んず。而て公が世子の身を以て、此の榮撰を蒙むりしは稀有の特典となす。是の時幕府は安藤（磐城平侯對馬守信正）久世（關宿侯大和守廣周）内藤（村上侯紀伊守信思）本多（岡崎侯美濃守忠民）の諸閣老前後踵を接して退き、水野（山形侯和泉守忠精）板倉（松山侯周防守勝靜）脇坂（龍野老侯中務大輔安宅）の諸氏閣老に擧げられ、尋で一橋家（徳川刑部郷慶喜）後見職となり、越前老侯（春嶽慶永）總裁職となり、弊政を革新し武備を振張すんと欲するに會す。故に先には將軍家諸侯を會同して自ら直言を求むるに至れり。而して公の名望元より世に高く、又衆に先だつて時事を痛言せしを以て遂に擢用せられしなり。

公、奏者番の職に居ること一月餘、其の弊風の甚しきを目撃して黙止するに忍びず、且益々時事に感ずる處あるを以て、上書して其の弊風を改めんことを乞ひ、又施政姑息に流れず、雄斷の處置あらんことを乞ふ。

上書

乍恐愚存奉申上候。

今般不存寄重き御役義被仰付、殊に部屋住の身分非常の御拔擢を蒙り、家の規模、身の面目無此上難有奉存候。就而者身心を盡し、御高恩を報奉るべき處、從來多病に而御奉公も不行届、御目

鑑に相背き可申哉と是のみ日夜痛心罷在候。せめては乍不及愚存なりとも獻言仕度存候得共、性質愚昧、淺智の上、當御役義被仰付漸廿日餘りに而不快、罷成引込候間、未東西も不相分次第睨と治定仕候義者難申上候得共、是迄見聞之一二不願恐、左に奉申上候。

一、奏者番御役之義者請謁を掌り、老君に續候重き御役義にて人才を御試み被遊候局と奉存候。然者重立候廉々は睨と御規定御取極、瑣末の義者姑御ゆるし、其才の走る處を御覽可被遊義と奉存候。然處動向之義古役の者より追々傳達有之候處、第一番に申聞候者同役部屋に罷在候節、新古の禮格別嚴重に相守箸のころびたる事も一々問合寸分に而も古例に違候。舉動不仕部屋内、罷在候而者新參の者より古役の者へ口きき候事も差控、容易身動きも不致候様又押合の者共、集會其外日用の事に至迄、古來の通屹度取守らせ、是以新古の差別天と地との如く相心得候様嚴敷申付置候様申渡候。

右等傳達の第一に而御役義に付而御奉公向の傳達者第二等の様に奉存候。加之庶者勿論、部屋に罷在候而も扇の取様より辭儀の致振迄、事細かに一々規定有之、種々無量の手數澤山に御座候。毎々簡便々々と被仰出候得共愚眼中には尤紛冗猥雜を極め候様見受、衰世の弊と歎息仕候。是等の義者誰も心附候へ共、些細の事と存申上も不仕、乍恐御承知も被遊間敷歟と奉存候。

愚考仕候處一體當御役義者諸候中才識ある者御撰み、先此御役義被 仰付、其才の長短を篤と御鑒定の上、其才に従て御任用被遊候御主意歟と奉存候。然處鑄形に而鐵砲玉を鑄る如く、法を以て束縛在り剛柔緩急、皆一樣に相成候様人を仕立候事と相見え候。左様に而は萬一の節の御用には相立申間敷、古人申候通り人心の不同面の如し。素より一樣には不相成ものに而、其一樣に無之處却而、御道具と奉存候。匠工の家を作るに譬へ候得者、鑿は鑿鉋は、鉋鉋は鉋と各其用を殊に仕候得者こそ家を作る事も相成候。鉋計鉋計に而者如何成良工も家を造る事相成不申と同様の事と奉存候。右様に而者才有者は甘んじて御役義相勤候もの少き様に可相成、よしや嚴命を以強而御役被 仰付候とも、かく束縛被致候而者才も識も皆いじけ候はゞ、ものゝ用に立申間敷奉存候。

國初の頃は諸候中其外共磊落不羈の者多く候間、一時法を以束縛致候も英物を駕御するの一術とも可申候得共、大平久敷相成候ては自然人才萎靡仕禁をゆるめて、磊落不羈の者致探索候。而も容易難得、まして束縛在候而は徒に萎靡をまし候のみ。殊にかゝる天賦の時節に向ひ候得ば、瑣末の義不殘御止め被遊、只々人才を御養成被遊候御主意に斷然御改革相成候様奉存候。

一、當局流弊多き中に

一、流義之事

奏者番勤向之義に付、懷本流譯書流と申候て二つに分れ、是を流義と唱へ候由、一體弓馬槍劔共後世は流義と申事始り、有志の士は武之衰と歎息仕候。殊に、堂々たる巖廊の上において、流義を唱候事有之間敷義歟と奉存候。

一、師匠番之事

文に而もあれ、武に而もあれ、其道を傳へ候を先生師匠と相唱候哉に奉存候。右師匠番の義は全勤向の進退を傳達仕候事に而道を傳へ候譯には無之歟、然らば師匠の名目を相止め、何と歟唱替勤向席々傳達を専らと仕、部屋に而は一通りの規定のみに相改候様被 仰付候而可然哉に奉存候。

一、押合方之事

押合と申候は、御納戸方御賄方等御用筋の義に付主人に替りて印形を押合候役の由。又一つには主人勤向の義等深く探索仕時々集會等仕懸意取結置主人不行届有之節は、傍より助け候事と相見え候。乍去追々見聞仕候處、畢竟公務筋に拘り候義は少く、同役中の禮即進退周旋の取扱を専務と仕候哉に而結句押合方有之故、誠にむだの手數相懸候様奉存候。前文申上候通り御改革被遊候はゞ押合右相止候而も差支有之間敷哉に奉存候。

右三ヶ條抔は一番に御改被遊候而可然哉。此ヶ條御改革相成候はゞ、瑣末の義者隨而相止、

自然外々迄の手本にも相成可申哉に奉存候。世人の言に諸役中風儀惡敷は奏者番、大番、百人番の三役に御座候而奏者番殊に甚敷趣申ふらし候。虚實は兎も角も右様風聞仕候様に而は外々の手本はさておき、自然御役威にも相拘り候義と甚以敷敷事に奉存候。乍去當御役の義者、古來より仕來りも有之由に御座候得者、如何なる御深意被爲在候哉も難計、前文申上候通り未日敷も無之奥深義も不相辨、妄りに奉瀆

御清聽候段甚以奉恐入候得共、當時勢柄心附候義不申上ば不忠の至と奉存候。御取捨は思召に被爲在候事故遠慮仕候場合に無之と不願恐奉申上候。

一、近來世上の形勢を熟慮仕候處、何となく四方不穩、殊に京師の模様ちらちら承候義も有之餘程御心配の御義歟と奉存候。尤不取留巷議浮説の義に御座候間事柄は不奉申上候得共、大藩諸侯大分跋扈仕候趣故終に不容易義出來可仕哉も難計奉憶察候。

天子の命を被遊御遵奉候は如何にも御柔順に、無之而は不相成義に御座候得共禁園の御規則は嚴確に不被爲立置候は而ば、此節柄中間に雲霧差起り僞命杯の懼れ無之とも難申上奉存候。右等に付天候を以推考候處、一體當年は春以來六月迄は天氣都合も宜敷、季候も能調候處七月以來天地錯亂、風雨不時寒暄序を失ひ、雷聲更に無之、去月半過よりは降る共なく晴るゝ共なく日々陰々と仕候。前漢書夏侯勝傳皇之不極厥非常陰時則下人有伐上者と申す古

語に據候へば、乍恐御政事向姑息の御處置被爲在候歟諸御役人勤筋に私曲を挾候歟。或は上下の情隔絶姦人上明を蔽候歟。抑又公武御間柄未だ眞の御和熟に不被爲至處御座候歟。尙御時節右様の義者有之間敷候得共、心中何歟不穩憂鬱の餘り一夜人定り心平なる時分、手洗ひ口嗽き竊に着を取て占筮仕候處、復之四爻變し而震と相成候御承知被爲在候通り復は反復の義にして六四之爻辭ニ中行獨復象傳ニ從道也と有之候。又震卦におきては震來虩々笑言啞々恐れ慎みて能自修候得は終に安心を得ると申義に御座候。

然らば一時は甚危く候得共舉錯宜を得候得ば、必御安心の場合に被爲至可申歟又象傳に驚遠畏近と有之候得ば隨分御雄援之御處置被然在可然御時節と奉存候。兎角治世の弊は上下隔絶仕候より諸事行違を生し候義に而前文申上候。日々陰々たるも天地不交の象と奉存候。此邊御油斷不被遊中行獨復の義に御從ひ被遊、御復古の御政務御勉強御雄援の御處置實に御肝要と奉存候。

一、前文申上候易を試候に付繫辭に而不圖見當候語一兩句左に相記候。

#### 易繫辭

子曰。君子居其室出其言。善則千里之外應之。況其邇者乎。居其室出其言。不善則千里之外違之。況其邇者乎。言出乎身加乎民。行發乎邇見乎遠。言行君子之樞機。樞機之發榮辱之主也。

君不密則失臣。臣不密則失身。機事不密則害成。是以君子慎密而不出也。天之所助者順也。人之所助者信也。履信思乎順。又以尙賢也。

右等疾御承知被遊候には可有之候得共、感慨の餘見に隨て抄出仕候。

右等は役外の事には御座候得共、心附候儘奉申上候。中には陰陽師易者めきたる義杯相交り、別而奉恐入候得共、廟堂の御神算は固より洩候事も不相成、東西の事情等不分明義を申上候而は猶以恐入候間、只天人一致の理と筮卦の面とを以推考へ候處を奉申上候。認方不行届御分り被遊兼候義も可有之再應御尋被下候は、可奉申上候。不敬踰越の御咎は如何様被 仰付候共可奉甘受候。誠恐誠惶。頓首、頓首。

文久二年壬戌壬八月十日

小笠原圖書頭長行

斯くて間もなく奏者番の廢されたるは、幕府も當時革新に汲々たる際なれば既に提案せしものあるに由るか。蓋し或は公の建議に由りて速決せしものならん。閏八月十九日、若年寄を命ぜられ職俸五千苞を賜ひ、同月二十七日、聖堂及醫學館等の掛りとなる聖堂及昌平疊の事務は從來若年寄の所管に係ると雖、主司多くは林氏(大學頭)に一任して顧みず。故に學問の弊益々長じて育英の路自然に杜絶する傾きあり、公の職に就くや屢々聖堂に詣り、其の弊を認め、之を釐革せんと欲す。

間もなく閣老に榮轉せるを以て果さず。然れども後に高鍋世子(秋月右京亮種樹)が若年寄格學校奉行に拔擢され鹽谷世弘(甲藏)安井衡(仲平)芳野育(立藏)等の宿儒が學官に登用されしは公の建議推薦に基くといふ。

### 第三篇 內外大變革に對處

第二篇 内外大變革の機軸

内外大變革に對處

老中外國御用掛となる  
英艦神奈川に入港せり

井伊大老ら追罰さる  
生麥事件談判ひらく

攝海の警衛に奔走す  
公の重責に恩命下る

同年九月十一日老中格を命ぜらる。時に將軍家近日上洛の筈なるを以て、老中龜山侯（松平豊前守信義）と共に留守の命を蒙む。同月十四日職俸米五千石を加へ、合せて壹萬俵を賜ひ同月廿七日、役邸として常盤橋門内盤城平侯（安藤氏）の役邸を賜ふ。

同年十月朔日外國御用掛となる。同六日將軍家の染筆（孝則生福）を賜ひ、同月十三日儀仗に槍二條を携ふるを允す。蓋大藩の世子を除くの外二條槍を携ふるは特典とす。是よち公の一舉一動は億兆の休戚に關るのみならず、徳川家の安危に關す。嘗に徳川家の安危に關するのみならず、實に我が帝國の興廢に關せり。

故に公の事を記するも、亦た其の一身一家の事に止むるを得ず。推して天下の事に及ぼさざるを得ず。是より先き（嘉永六年癸丑六月、西歷千八百五十二年）米國の水師提督ペルリが浦賀に來り

て、通交互市を乞ひしより幕府の老中にして専ら外交の衝に當りたるもの、最初は福山侯（阿部伊勢守正弘）其の次は佐倉侯（堀田備中守正睦）となす。彦根侯（井伊掃部頭直弼）が大老となるに及びて佐倉侯其の職を退き、彦根侯の後を繼ぐものは盤城平侯（安藤對馬守信正）なり。此の數氏は皆畢生の力を盡して外事を料理せしと雖ども、其の所爲人意に満たずして失敗蹉跌し、甚しきに至りては其の身を害せしのみならず、徳川家の運命をして益々危殆の地位に陥らしめたり。蓋し阿部氏の時には幕府の威權未だ地に墜ちず、列藩屏息して其の號令を遵奉す。然るに、當時宇内の形勢一變して鎖攘の行ふべからざるを悟りつゝ、斷然と開國の主義を發表して天下に號令するの勇氣なく、苟且儉安一時を繡縫することを勉め、徒らに異論家の張本たる水戸老侯（前中納言齋昭）を起して機密に與らしめし、益々紛議百出して處置の妨礙を受け、且つ天下の志士に其の内情を看破され、遂に幕吏は怯懦與みし易し、取りて代るべしとの希望を起さしむるに至りたり。然れども當然上下共に二百餘年の昇平に慣れ、兵革の何物たるを知らざりしに突如、胡元來冠（弘安四年辛巳以後は絶えて無き所の）邊警に接せしことなれば、狼狽錯愕して舉措の宜きを得ざりしも亦無理ならぬにして、ひとり當局者のみを咎むべけんや。而して阿部氏は下田、函館の二港を開くことを許したるがために、反對者より痛く攻撃を受けしを憂へ、堀田氏が開國説を持するを以て薦めて閣老首席に擧げ、外交事務に當らしめて其の身は間もなく退けり。時に水戸家は持論の容れられざる

を憚ばず、京紳と結んで爲す所あらんと欲し、窃に臣下を京師に遣して遊説をなさしめしが一面には所謂浪士の徒、此の機に乗じ争うて京師に入り、京紳と合同して尊攘論を唱へ、幕府の處置を非難せしを以て朝野の間騒然たり。是に於て堀田氏始め幕府の諸有司意らく。此の物議を鎮むるには勅許を受けて開港條約を結ぶに如かず。と、乃ち林大學頭（輝）等を上京せしめて勅許を乞ひに、使者の職位卑きがために朝廷を輕蔑せりとして許されざりしかば、堀田氏自ら上京して勅許を乞ひしも是亦朝紳のために妨げられ、其の要領を得ず、空しく東歸せしを以て、是れより一層尊攘論者の氣焰を増し、毎事朝廷をして幕府の處置を制せしめ、違へば則違勅の罪名を負はしむるに至りたり。

抑々、徳川家の祖先が征夷職を奉ぜし以來、外國との交渉事件に勅裁を仰ぎたる事なく、常に專斷の處分をなすも未だ曾て咎むるものあらず。然るに是に至りて自ら實權を擲ちて勅許を乞ひ、弱勢を天下に示したるがため、上は朝廷の制を受け、下は列藩の侮りを受くるの端を開いて、遂に顛覆を招きたりと謂はざるを得ず。されば、大政返還は戊辰の役にあらずして是の時にありと謂ふも可なるべし。堀田氏の東歸せしより、對外處分は益々困難を生ぜしのみならず、是の時又一難事件を生じたり。這は他にあらず、建嗣論是れなり。而して水戸家は勿論尾（尾張中納言慶勝）越（松平越前守慶永後春嶽と稱す）の兩家を始めとして、列侯中の有力者は一橋家（刑部卿慶喜）を儲貳に立て



んと欲すれども、幕府の奥向及諸有司は水戸家を忌むこと甚だしきを以て、其の子たる一橋家を立つるを好まず。然れども當時閣老の権力微弱にして、尾水越の如き勢力ある諸侯に抗すること能はざるを以て、井伊氏を擧げて大老職となす。而して、堀田氏は井伊氏と議協はすして、其の職を罷む。井伊氏の大權を握るや阿部、堀田の諸氏が優柔不斷にして失敗を取りたるに鑑み、毎事果斷の方略を取り、群議を排斥して米國と貿易の假條約を結び、紀伊家將軍に任じて家茂と改む（宰相慶福）を迎へて儲貳となし、水戸老侯及び一橋家を幽屏し、尾越及び土佐後尊堂と稱す（松平土佐守豊信）宇和島（伊達遠江守宗城）等の諸侯を退隱せしめ、遂に尊攘論者を逮捕して酷刑に處し、水戸家に逼りて勅書を返還せしるに至りしかば、其の反動の爲めに櫻田の兇變に逢へり。

井伊氏の斃れたる後は、安藤氏等其の遺意を紹きて益々開國主義を執り、且つ皇妹和宮を請うて將軍家に降嫁し、之に依りて公武の一和を謀りしに、安藤氏も亦尊攘論者のために疾視せられて坂下の變に逢ふ。是れ實に文久二年正月十五日にして、我が明山公が閣老に擧げられたる歳なり。是の歳の四五月頃より天下の形勢一變して、幕府も亦た其の施政上に大變革を行はざるを得ざるの時進に際會せり。而して其の變革より續いて起りたる大事件は、大概公の事跡に關係あるを以て其の形勢の一變せる顛末を少しく叙述すべし。

抑々、幕府積年の壓制政治は、見識あり氣慨あるもの、壓ふ所となりたる上に、米艦渡航以來の

處置人意に滿たず、特に戊午（安政五年）の大獄を起し、天下の有志をして痛く憤激せしめたるが爲めに人心益々離反し、遂に朝廷を擁し、強藩に依りて幕府を斃さんと企圖するもの日一日よりも多きを加へたり。出羽の人、清川八郎なるものを殺して脱走し、京都に入りて朝紳と謀り、義徒を募るの激文を草して内旨と稱し、九州に趨きて諸方を遊説せしに、筑前の平野國臣、筑後の眞木和泉守等之に應じ、共に薩藩を説いて義兵を起さしめんと欲し、遂に國臣は薩州に到りて培養論を島津泉川（久光）に上り、朝廷を培養し、幕府を顛覆すべしと説きしも、當時泉州は公武合體説を執りしことなれば、其の議を容れずして斥けたり。是を浮浪事件の濫觴となす。

斯くて泉州は藩士堀次郎を江戸に遣し一橋家及び越前侯の罪を赦して、要職に任用せんことを建議し、又藩士中山尙之助、大久保一藏（俊通）をして近衛氏を説かしむるに公武合體説を以てす。然れども未だ其の要領を得ずして時日を過ぎしけるに、浪士の勢力日を遂うて熾んとなるの有様なれば、今は黙視すべきの時にあらずとなし、文久二年三月十六日、上下千餘人を率いて鹿兒島を發し、四月十日大坂に着す。浪士等之を聞いて京坂の間に集まり、擁立して事を擧げんと欲す。泉州之を慰諭して藩邸に止め、同月十六日京都に入り、近衛家（左大將忠房）及び中山（大納言忠能）正親町三條（大納言實愛）二卿に依りて建議をなす。

其の大要は粟田宮（青蓮院宮）近衛家（前左大臣忠熙）鷹司家父子（前關白政通前右大臣輔熙）

の謹慎を解いて近衛家を關白職に任ずる事、幕府も亦一橋、尾張、越前等の謹慎を解いて越前家を大老職に任ずる事、田安家（大納言慶頼）の後見職を解き一橋家をして代らしむる事、安藤閣老を黜くる事、久世閣老（關宿侯大和守慶周）を召して前條の施行を命ずる事、幕府に於て其の命を遵奉せざるときは二三の大藩に敕して督責せしむる事、然る後天下の公論を以て外夷を處置し、永世不朽の明制を立て、皇威を海外に耀かすべしといふにあり。而して泉州は京都に滞在して浪士を鎮靜すべし。との命を受け翌日傳奏より久世閣老に上京すべき旨所司代小濱侯（酒井若狹守忠義）に達せられければ、泉州は我が建議の用ひれたるに感激し、京紳と共に周旋盡力する所あり。然るに大坂にある薩藩の激徒及び浪士等は泉州の所爲を緩慢なりとなし、其の黨類八十餘人、各々武器を携へて淀川を溯ぼり、京師に入りて九條關白（尙忠）及び所司代邸を襲撃せんと欲す。泉州其の報を聞いて大いに驚き、急に近臣檜原喜八郎（繁）大山格之助（綱良）森岡善助（昌純）等九人を遣して之を止めしむ。九人伏見の酒樓に於て激徒に會し、其の暴拳を戒め諭せども聽かず、止むを得ず數人を斬殺して漸く之を止む。是れを伏見寺田屋の變となす。

其の後、數日を経て五月一日朝廷に於ては栗田宮（朝彥親王）近衛家（忠熙）鷹司家父子（政通輔熙）の謹慎を解かれ、尋で九條家の關白職を罷め、近衛家を以て之に代へられたり。又幕府に於ては是れより先き（萬延元年庚申九月四日）尾張、一橋、越前家の謹慎を解きたれども尙ほ他人面

會文書往復を禁じけるが、是に至りて其の禁を解き、且つ越前家には、御用向可申談候間折々登城可致と達したり。而して久世氏は召命に應じたれども、上京を憚りてや遅々として出發の期を移したり。蓋し是の歳の三月には濱松（水野和泉守忠精）松山（板倉周防守勝靜）の兩侯新に閣老に擧げられ、本多氏（岡崎侯美濃守忠民）其の職を罷め、尋で、安藤氏及び内藤氏（村上侯紀伊守信恩）が罷められたるを見れば、幕府も亦島津氏の意見を待たずして一變革を行ふに意ありしことを知るに足れり。然れども如何せん。當時内憂外患交々至るのみならず、積弊積衰の餘、政綱弛弛して恰も亂麻の如き有様なるに、一刀兩斷の處置を施し之を整理する人物なければ、諸有司は唯苟且儉安を勉めたるがために、常に機會を失うて、他の有力者に制せらるゝ傾向なりしは惜むべし。

斯くの如く久世閣老の上京遅延に及びしかば、朝廷は復た島津氏の議を用ひ、大原左衛門督（重徳）を勅使として關東に下向せしめ、島津氏も亦た勅使を護衛して江戸に到り、勅使を助けて周旋盡力せしかば、幕府も遂に勅命中の一橋家を後見となし、越前家を政事總裁職に任ずる事と、將軍上洛の事を遵奉し、且諸侯が隔年の參府を改めて三年一回の參府となし、有司が登營の儀仗を減省し、奏者番等の冗職を廢止し、步騎炮の三兵を編制せる等、其の他變革せしこと尠からず、斯の如く二百年來絶えて無き處の上洛の事及び將軍を輔佐して庶政を總理すべき人物を任用するが如き、幕府のためには此上もなき最大事件を異議なく遵奉せしことなれば、公武合體の實效を奏すべき筈

なるに、却て益々公武隔離の傾向ありしは、閣老及諸有司が從來の關係よりして一橋家を釋然たらず、又越前家を裁くことを快しとせざるが爲めに、二氏は虚位を擁する有様にして、常に閣議の一定せざると、

是の際長州の藩論一變し、幕府のために斡旋せる永井雅樂が反對黨のために斃され、討幕論の主張者大いに勢力を得て京紳を動かしたるとに由る。而して幕府の此の改革に際して、出身せしは即ち我が明山公とす。

公は世子の身分を以て何故に斯の如く不次の拔擢を蒙りたるやといふに、前にも屢々述ぶるが如く、公は常に布衣の交を好みたるを以て、全國學者の間に高し。而して學者中國事を憂ふる輩は、當時要職に居るもの大率門閥執袴にして時勢に通ぜざれば、古今未曾有の邊警と内訌とに際會して紛争錯雜せる國事を料理すること能はざるを見て、相共に謀りて、公を擁護せんと欲し、鹽谷世弘(申渡安陸と稱す) 山田球(安五郎方谷と稱す) 等をして其の主君にして閣老たる山形(水野)松山(板倉)の二侯を説かしめ、且其の他の權力者を説きしに由るといふ。

公が入閣の初めに當りて、第一に主唱せしは、井伊大老及び三閣老(安藤、久世、内藤)を追罪し、且つ井伊氏等を助けたる有司を黜罰して罪を朝廷に謝し、天下の人心を慰めて公武の一和を謀り、然して外國の事情に通ずるものを擧げて外交の事を專任せんと欲するにあり。當時公が斯の議

を主唱せば、井伊氏と宿怨ある一橋及び越前家は現に後見と總裁との要路に立ち、又閣老中勢力ある板倉氏は、嘗て井伊氏の爲めに黜けられたる人なれば、無論其の議の行はるべき筈なるに、依違して決せざるものは又故あるなり。抑々幕府が當時の形勢を推察するに、將軍は尙ほ年少なり。閣老たる人は前にも述ぶるが如く、門閥執袴の貴公子なれば自ら事を斷ずる氣力なく、又一橋、越前の兩家は百僚を統馭するの地位に立つと雖も、賓客の如く待遇せられ、偶々大事に臨みて意見を立つるも、嫌疑のため沮抑せらるゝ傾向あるのみならず、君側便宜の地に居るもの威柄を弄して二家及び閣老の説と雖も我が意に適はざるものは壓塞して臺聽に達せざる有様なれば、公の議の決せざりしも怪むに足らず。是れ公が君側弄權の臣を忝らざるべからずと慷慨し、又一橋家の奮發して事に當らんことを布座し、又一橋家附の家老用人を改易して一橋家と諸有司との間を調和せんことを企圖せし所以なり。

幕府當時の内情斯かる有様なるが故に、越前家の如きは到底職責を盡す能はずと思ひ、就職より一ヶ月も経ざるに左の如き意見を述べて職を罷めんと乞へり。

拙生先達而總裁の命を蒙候に付、乍不及其節及建言候通り、間後

幕府從來之御稅政を御改有之天下と共に治平を御圖被成御趣向に相成義に候はば職位に居候義も出來可申候。若又是迄の御舊套を以て御押通しに可相成との御義に候はゞ危亂相迫り候。御時節

更に前途之見透無之段再應申立候處、御稅政御改革にも可被成との御事故、其心得を以て去る廿三日迄登營も仕來候得共、御政務御改革之筋に於て、何一つとして抄取候義も無之非方の程殆不堪憂、漸此成行にては天下之人心安堵仕候様之義者甚以無覺東御座候に付、猶又當前見込之次第を陳述候。國初の義は不及申

幕府の 御武德御旺盛に御座候節者、

天朝を奉初諸侯以下草莽黎庶に至る迄、幕府に依頼信隨仕、天下の權柄を擧げて幕府に委任し奉り、露斗りも疑事なく、危殆事無御座候。

然る處近年來、幕府の 御威權外國の爲に挫候より、天下の人心暗に嫌疑を抱き奉藏せざるの勢と相成、甚敷に至り候而者、

幕府の權柄を分ち奪うて各自の上に逞ふせんと欲するの兆御座候。几威權者公なるに歸して私するに離れ候事、自然の理勢にて發丑の度亞墨利迦の使節浦賀港へ致渡來候者、開國以來未曾有の珍事にて日本國の大事に御座候故、和戰の策を列侯に御垂問者御座候得共、其御用捨の際に於ては曖昧模糊として、曾て公然たる御開示無之、彼國への應接者悉く廟堂の密議に出で祕して我國人の聞く事を御厭ひ被成、其待遇の形迹に至つては怯懦屈辱を極められ候故、天下擧つて奮激を發し、

幕府之 御威力凋衰して威信の立難きを推量し、人心各其好む處に向うて恣奔横走に及び、議論下に紛興して敢て

幕府の制令を甘んじ受不申様相成候義、慨嘆の至に候得共、是皆

幕府の權柄を私するに失はれ、下に授け與へられたるも同然の事に御座候。從是以後も外國の應接待遇の筋者皆前轍に依り、祕して天下に公にするの御所置無之、幕府一己の私議に任せられ候故、遂に誣妄を天朝に及ぼされ候程の大事と相成候。畢竟二百年來の鎖鑰を用ひて、外國を待れ候は制度の變通天下の一大公事に候處、幕府の私を以是を擅にせられ候故、天下嗷々として公論を唱へて服し不申者其謂れ有之事とも存じ候。國初以來

幕府之 御政令私なしとも難申哉に候得共、天下に嫌疑の念無之時者安堵遵奉して誰あつて犯し侮る者無之候ひしが、外國の事件者惣而制外に出候に付、公私の分舊套定格を以覆ひかくし難き次第と相成候故、天下悉く

幕府の私を咎め、議論を究め人心大に垂戾を生じ候得共

幕府は是に反して、更に其私なる事を察せられず舊時の威力猶今日に施すべき歟との御見込に而非義暴政殆其極に至り候故、人心の離叛も大に窮り櫻田、坂下の變を初として勤王義舉の説競ひ興り、將に干戈を動さんとする勢に相成候故、幕府においても不被得止事聊人心に應

する姑息の小計を用ひられ、纒に其の暴發を御鎮定有之候得共、譬ば阿片を以暫時癩撃を鎮し如く是に繼くに全治の定算無御座候而者

險症再發して救ふべからざるに至り、本復太平を望む由無之候。斯時に當りては唯非を悔ひ過を改め私見を去つて公道に隨ひ、天下と大同の政を御執行ふより外は有之間敷とも存じ候。然る處方今、幕府在廷の臣僚誰あつて一己の私心可有之様も無之、一向

幕府 御威權の衰弱御舊套の頽廢を慨歎し、専ら是を維持挽回し正直を以て天下に臨まんと欲する忠愛の至情においては、實に間然無御座得共其至情事業に發候得者、多くは

幕府舊染の秕政に落入候故、天下の人心契合致兼候此義者忠信幕府に奉するに餘りあつて天下に答ふるに足らざる故にも可有之歟。

幕府と共に天下を安んずるに意なき歟とも被存候當時においては幕府從來の私心を捨て天下輿論の公に従ひ、非とし私となす處は悉く去り盡し、天下に謀つて天下を治め、人心に従ふて人心を安んじ候て、天下惣而幕府と一體と相成可申候。天下一體の如くに相成候得者

幕府は自ら首領の威權あるべきは必然の勢ひにて胸腹手足制を首領に仰がざる事を得ざるも亦た自然の道理に有之候。若自然を失うて施爲に亘り、幕府の力を以て天下を治めんとするは、一身を以て衆敵に當るも同然にて、力盡き身殞るゝに至つて始めて一己の力を恃んで衆人の愾を取り

し事を後悔するに止り可申候。公私去就の理利害の辨明らかなること白日灼火の如くにて、

幕府公に従へば威權復すべく弊政興るべく候。私に従へば滅亡の外者有之間敷候。當今、

公武を合せ外國に應ずる惣而天下の公論正義に従うて、

幕府の私意を用ふる事無之天下の望を慰し天下の心を安んじ候義先は肝要たる可くとも存じ候。

然るに幕府猶姑息に因循し、舊習を去るに忍びず、従前の制令を以て御押通し有之而者上は、

天朝之

聖慮に戻り下者生民の希望に背き、次第に潰亂の世態に落入可申儀と洞見仕候事に御座候。而於

拙生者此外當時人心を安んじ天下を維持すべき覺悟無御座候に付、先達而以來斯心を擁して建言

衆議仕候得共

幕府の時勢に適當不仕候哉又は否徳の義故信用難相成故にも候哉。何事を申出候而も一向に進歩

不仕、閣老始諸有司においても敢不腹と申様にも無之候得共、又體認擔當之人も無之候者御視見

の通の事に御座候。其上蒙命以後兎角日々致湧出候事務の多端なるに逐れ候而國是の事業の講究

も行届兼候而已ならず。たとひ逐々論辨評決の場へ相運び候にもいたせ、只今の體に而者諸般の

大事務初始より終末に至る迄一身の力を以て驅逐不致候半而は前進不仕勢にて中々勤續き出來可

申とも不被存候。畢意總裁の職任に而者乍不及

御大政に關り候。諸局の可否を及裁決候義にも可有之處、當時の體態拙生不見識故我より職分を墜し失ひ居候姿に相成嘆しき事に御座候。されば逆黙して日月を費候。御時節とも不奉存候故、不得止事彼是及忠言候處昨日の論定せし處は今日の事務の爲に空茫に屬し、左件を辯し候間に右件は無用の如く相成り、事理徹底貫通不仕實に當惑至極之仕合にて、全く非德不才の致す處勿論に候得共、今更其儀を申出候逆何の所詮も無之候故、忍んで黙止罷在候へ共も、如此危急の時に迫り緩漫遲鈍天下に對して一事の見るべき無之候而者人心再び疑惑を抱き憤勵を生候者眼前の義に而奉對

叡慮 臺命重々無申澤次第に御座候。

幕府在廷丈けの心力を黷せ候事さへ難相成微力を以天下の大同を期候義萬々不可及者勿論の事と覺悟仕り候得者、實に恐惶窘迫の極と相成り更に天下御爲可相成見込無之在職も仕兼候勢、御座候に付、愚表吐露奉汚高聽候事に御座候間出格の御憐察を以當聽御罷免の御評議被成下候様奉内願候。以上。

八月

松平春嶽

此の意見書に就いて考ふれば、公が彦老以下三閣老を黜罰して之に與せる有司を黜罰せんと乞ふは時宜に適せりと謂はざるを得ず。何となれば百僚の首領として諸局の可否を裁決すべき總裁すら

も尙ほ威權微弱にして配下に屬する有司の心力をも協黷せしむること能はずとせば、天下の大同を期すること能はざるは越前家の言ふ所の如し。故に公は入關の日尙ほ淺きに拘はらず劈頭第一に一時專横を極めたる彦老を追罰し、之に追從拔扈せし有司を黜罰して滿廷の有司を激勵し、上下心を一にして國事に當らしめ、然る後公論正義を遂行して國是を定めんと期したるべければなり。而して公が彦老以下追罰の議を發するや側用取次大久保越中守(忠實後)等(翁と稱す)等は果して公と反對の意見を有し、其の議を支へて台聽に達せざりしを以て、公は大いに憤激して十月廿五日左の如き書狀を松山侯に贈りたり。

前略然者態々御尋被下奉謝候。今朝者大分快方に御座候間推而も出勤仕度奉存候賤恙の義者如何様共手當の致方も御座候得共如何ともすべからざるは天下の病に御座候。乍不及心付候件々是迄で建議仕候得共も、一つとして不被行甚以不堪慚愧之至候。依而後段之件々睨と致候御決心相同候は、乍病中推而登營可仕、斷然御決心不相同候而は罷出候而も詮なき事と奉存候。

第一大久保越中御屏黜

第二岡部駿河同斷

是者今日御處置可有之候粟豐後も何と歎御處置有之度候事

一、水野筑後外國奉行御委任の事

一、彦根御罰殛之事

一、久世、安藤、間部等御處置

一、家老御處置之事

始二條は、是非共今日中御處置付不申候而者不相成朝之内御處置御座候は、晝後者

登城登營可仕、夕刻迄に御處置御坐候は、明朝登營可仕候後三條者今日中の御處置に者相成間敷

筑後の儀者見込の處御不安心に候は、今晚御呼出見込可被成御尋是も明晩にては機に後れ申候。

彦の義者兼而御咄の通

勅使着府の上御相談有之勅命御申請の上に而御處置有之候而も宜敷候へ共

大君へは昨今篤と申上御納得被遊候様無之而者間に合不申彌格君心之非御姿に御座候哉と伺度候。

右等者國家を維持するの大綱と存候間毎々申上候得共被成御迷御決心無之、既に大久保越中爲御引被成候事並家老御取替の義者一昨日御書中斷然御決心の様伺候處于今其儘に相勤る由右様に而者何事も明不申

徳川家の天下を誤り候は必尊君と奉存候前にも申上候通、前二條御處置後三條御決心承り次第出勤可仕奉存候。

右者甚以不敬の至御座候得共國家の御爲と存候間、心中不包申上候不敬の罪萬沒不償御寛貸可被下候御返簡一刻三秋奉待候。草々頓首。

公が此の激烈なる書狀を贈りしを以て松山侯は即夜其の股肱たる山田安五郎（方谷）を遣し、大久保氏等の黜陟は急に行ひ難き事情を縷述せしめしかば、公も亦省みる處ありて強いて論ぜざりしも、彦老以下の追罰は一日も忽諾に附すべからずとし十一月五日に至り又左の如き建議をなせり。

方今、天地の氣運五十年以來世界萬國の形勢大に變じ、殊に十年來又一變し、當時の有様實に大道大義を明かにし萬國通行の大公平の議論を以御國を御立不被遊候而は是迄の如く獨立鎖國杯云偏頗論、而者天下に國を長久に立居候事は相成申間敷、其大理を以見る時は無故攘夷鎖國杯者迎も不被行畢竟國家の御爲には不相成次第を審に被仰分可然歟乍併是迄の如き外交の致方貿易の仕様に而者國力喪耗仕候のみ。故是者一新致し以來富國強兵の基を開き候様交易の仕方條約の表を致改定候事者勿論の義如何にも速に執行可申條約結替に者是非外夷に對し吾國の事情打明不申間候而者事被行申間敷候。然處午年彦根大老の節

朝廷の

勅許も不奉專斷にて只今如き交易法を取結び候者大老彦根の罪に相違は無之候得共、天朝元被爲對其罪者、

大君の御罪に歸し申候。左すれば時勢開港者天下の御爲是非不得不然の理をどこ迄も被仰上違勅  
專斷の咎は無據義に付

大君御引請彦根三關老、其外共疾に御誅罰被遊是を以て上者

天朝下者萬民に御謝し被遊候はゞ名正事順にして六十餘州上下の情忍に安じ可申、然る後二百年  
來の百弊を御改正被遊候はゞ富國強兵の道相開き國家長久の基と奉存候。戊十一月五日

是に於てか松山侯等も遂に同意を表し、其の處分を公に委任せしかば、公は窃に有志者の意見を  
問ひ之を取捨折衷して罪案を起草し評議に附せしに、其の議決定して十一月二十日に至り井伊氏以  
下の諸有司を追罰せり。其の重なる人の罪案は左の如し。

井伊掃部頭

其方父掃部頭義重き御役相勤

御幼君御輔佐に付而者萬事御委任被遊候處奉對京都被惱

宸襟候様の取計致し、公武御合體方にも差響、天下人心不折合の基を開き、且賞罰黜陟共我意に  
まかせ賄賂私謁の義も不少

上の御明德を汗し不慮の死を遂候に至候而も奉欺上聽候段追々達

御聽重々不届至極に被

思召候屹度も可被 仰付處死後の義にも有之出格の御宥免を以高の内十萬石被召上候。

間部下總守

其方儀勤役中外夷取扱の義に付而者品品朝廷を欺き奉り、重き御方々に對し不相當の御仕向致し  
掃部の意を受候とは申ながら、重大の事件輕易に心得公武の御一和を失ひ天下人心不居合を開き  
候段追々達

御聽御役柄をも不并不束の至に付急度も可被 仰付處格別の 思召を以て高の内一萬石被召上上

隱居被 仰付

堀田鴻之亟

其方父備中守勤役中外夷取扱の義に付而者品々

叡慮の趣も被爲在處重大の事件輕易に心得萬端不行届の取計に及候段追々達

御聽重き御役柄不似合の義に付急度も可被 仰付處格別の思召を以蟄居被 仰付

安藤鱗之助

其方父對馬守勤役中不正の筋有之御咎被 仰付候處猶追々達

御聽候義御後關取計御政道も不相立次第に候。且京都より被 仰進候義をも因循遲緩の取計致し  
朝廷を不重掃部死後も其の意を受非義を行ひ外國人應接の節不分明の風聞有之其上重き御役義相



勤ながら賄賂に汚れ家事不取締の段不届に被 思召候依之高の内二萬石被 召上對馬守は永蟄居被

仰付

久世謙吉

其方父大和守勤役中不束の筋有之御咎被 仰付候處猶追々達

御聽候者故掃部横死の節奉欺

上聽候義御後關取計御政道も不相立次第に候且京都より被

仰進候義をも因循遅緩の取計致し

朝廷を不重其上重き御役義相勤ながら貨賂に汗れ家事不取締の段不届に被

思召候依之高の内一萬石被

召上大和守は永蟄居被 仰付

酒井若狹守

其方父右京大夫義所司代勤役中如何の取計有之隠居被

仰付御加増の一萬石被

召上候得共一體公武の御間柄に付實直に可取扱處權謀詐術の行ひ有之御疎隔の場合にも相當り如

何の事に被

思召候急度も可被 仰付處格別の御宥免を以右京大夫は蟄居被 仰付

松平伯耆守

其方義寺社奉行勤役申法律を撓め正議を排し御制典を紛亂致し候段不束に付溜詰格 御免隠居被

仰付

久具河内守

其方父河内守大目付勤役中阿諛を旨とし正議を排し勤柄不似合の次第不束に付高の内二千石被

召上

石谷因幡守

其方御勘定奉行(一本町奉行)勤役中正議を排し私意を以取計且町奉行勤役中勤柄不似合の義有

之旁以不届に被思召候依之御役 御免隠居被 仰付

松平出雲守

其方先役中正議を排し私意を以て取計候義とも不届に付御役御免 隠居被 仰付

池田播磨守

其方先役中正議を排し私意を以取計候義とも不束に付肝煎 御免隠居被 仰付

小笠原長門守

其方義京都町奉行動役中事實不分明の義取計ひ御制度紛亂を生じ候段不束に付御役 御免隠居被仰付

藥師寺 筑前守

其方義掃部に阿諛致し不正の取計有之不束に被思召候依之御加増の七百石被召上隠居被 仰付

内藤紀伊守

其方義勤役中同役不正の取計致候にも不心付不束の至に付急度も可被 仰付處格別の思召を以先年村替被 仰付候一萬石舊地へ御戻し元席被 仰付

公が罪案を起草せし時、板倉侯は病のために出仕せざりしかば、其の罪案を貽りて意見を問ひしに、侯は自ら意見を記して答へたり。其の書を見れば、當時本件に關する幕議の一斑を窺知するに足れば併せて茲に掲載す。

故掃部頭(井伊)

右は存寄無御座候。

下總守(間部)

右は何故咎は無之事哉。

一故掃部頭不慮の死を遂候次第御書面に出候事に候得者其節老中一同へ其廉の御咎軽く出候方可然哉と愚案仕候。

附箋其節は老中間部下總、松平和泉、内藤紀伊、脇坂揖水

右者軽く御沙汰有之もの哉。

〔編者曰〕 間部氏の罪案は前に掲ぐる通りなるに、松山侯が何故咎は無之事哉と質するは不審なり。想ふに公の初稿には之を除きたるも此の質問に由りて後に加へたるものならん。

大和守(久世)

右は前文略故掃部頭不慮の死を遂奉欺上聽候に至り候は御後關取計御威光にも響き候次第再勤後急度心得方も可有之處同役不正の取計に泥み候儀も可有之候得共重き御役儀をも相勤ながら心得違の儀に候且從京都被仰進候儀をも因循遲緩の取計いたし其上何事も以賄賂御役儀を混亂し家事不取締云々

對馬守(安藤)

右は前文略故掃部頭不慮の死を遂奉欺上聽候に至り候は御後關取計御威光にも拘り候次第重き御役儀をも乍相勤心得違の儀に候且從京都被仰進候儀を因循遲緩の取計いたし、其上其身不慎に而何事も賄賂を以御役儀を混亂し家事不取締云々

外國人應接の節御後閣取計と申儀世上に而は彼是申唱候へども其證跡は不心得候彌證據有之事に候はゞ其廉も御加え相成可然候。

松平伯耆守

石谷因幡守

池田播磨守

右は五手掛一條と存候右の獄世上の評の通彌冤罪の儀に候はゞ、嚴重御沙汰相當と奉存候敢而冤罪而已とも不被存候御仕置當り苛酷と申義に可有之、正義を排と申文字如何可有之哉不容易事故強而は申上兼候得共、今度三奉行へ被似付五手掛の書類取調被仰付候而は如何公平には無之哉。實に御同然極意の處不心得事故心配いたし候書類調直し被仰付候には評定所組頭吉田庄太郎兼々轉役も願居候事故、早々轉役被仰之代り木村敬藏へ被仰付候はゞ可然とも奉存候得と御勘考相願候。

附箋五手掛若御取調に相成候義に候はゞ、伯耆守以下は追々被仰出掃部頭より酒井若狹守迄の處御評決次第早々被仰出可然と奉存候。

久具河内守

松平出雲守

駒井山城守

小笠原長門守

右は一種の黨と存候其内河内出雲は五手に關係、長門も同斷、是は京都に而專取計候伯因播の三人よりは河出山の方不正の勤方も有之候事と被存候。長門は又少々相違も可有之歟御達振十分と不被存候。

藥師寺筑前守

右は存寄無御坐候。

河野對馬守

右の儀は一向に事跡不心得候間何とも難申上候存寄無之候。

松平式部少輔

右も事跡は不心得候得共一體の人物不宣候間相當にも可有之候。

淺野伊賀守

右は世評は不宣候得共事跡は更に不心得候駒井山城と懇意にも有之永井雅樂一條に付久世に被用候事丈は心得居候罪狀の處は何とも難申上候。

關出雲守

右は一向不相心得候至當の儀にも可有之存寄無之候。

加納繁三郎

右は當然の事と奉存候。

〔編者曰く〕 河野對馬守以下の罪案公の原案に洩れしは遺稿中に省略せしものならん。

右の如く幕府に於ては彦老以下を追罪し、同月廿一日將軍家は左の謝罪書を朝廷に上りて官位一等を降されんことを乞はれたり蓋し亦公の建議を用ゐしなり。

臣家茂奉職以來政刑錯亂終に奉惱

宸襟候事不少畢竟委任其人を失候より如此に至り當職の過誤難遁不堪惶懼の至候仍而此度辭官位

一等奉謝多罪萬分の一度

聖明照察の上願の如く

勅許被成下置候の様伏而奉希候。恐惶謹言。

上

家茂

此の謝罪に就いて將軍家より一橋家に贈られたる書簡は左の如し。

一筆申進候彌御多祥大慶存候然者 京都 御尊報筋の義得と相考候處、彦根を始め右一條に携候もの、罪を正し候事第一と存候。右者彼等取計候事と者乍申私當職の義奉對

天朝實以恐入候依而官位一等を御辭退可申上と心付候間早々取討候様今日老中どもへ申達候一刻も早き方宜敷兼而御同存の趣老中共より申聞候間前以御談しに不及爲取計申候。以上。

十一月二十日

之と同時に、田安家（大納言慶頼）も後見在職中の罪を謝して官位一等を降され退隠せんと乞はれしに、翌年正月に至り田安家は願の通りと沙汰せられしも將軍家には左の勅答を下されたり。

征夷大將軍源朝臣奉職以來、政刑錯亂失職掌の條惶懼之餘、今度正刑典且辭官一等の旨其志意神妙如此有悔悟之上者不及辭退候。尙不誤征夷の任早決策略可拒絕戎虜者也。

公及び松山候を始めとして幕府の有司は斯の如く前非を鑑みて尊王の實效を立て、公武を一和して對外の良策を回らすことに汲々たるにも拘はらず、彼の攘夷といへる難問題は幕府を攻撃するには尊王説にも優りたる最大無比の利器なれば、不逞の徒が此の利器を擁して幕府を倒さんと企圖するを防ぐこと能はざりしは是非なき次第なれ。是れより先き京都に於ては三條家（中納言實美）を始め、彼の激烈なる十三卿（正親町大納言實徳、橋本宰相中將實廉、三條西中納言季知、豊岡大藏郷資、花園中將公總、滋野井中將實在、正親町少將公董、姉公路少將公知、壬生修理權大夫基修、錦小路右馬頭頼徳、清岡少將長説、四條侍從隆諱、澤主水正宣嘉）等長土の藩士及浮浪の徒と結托して盛に攘夷を唱へ陰に幕府を倒さんと謀りしに其の氣焰日に増長して遂に朝議を動かすに至りし

が、十月十二日、三條中納言及姉小路少將は勅使として長土の藩兵數百人を率ゐて京都を發し、同月二十八日江戸に着し翌十一月二十七日登營して將軍家に對顔し、左の如き攘夷の勅旨を傳へ且京師警衛のために各藩より勇壯の士を撰んで親兵に備へんことを達せられたり。

攘夷之念。先年來至今日不絶。日夜患之。於抑營各々變革施新政。欲慰朕意。怡悅不斜。然舉天下於無攘夷。一定人心難至一致守且恐人心不一致。異亂起於邦内早決攘夷。布告于大小名。如其策略。武臣之職掌。速盡衆議定良策。可拒絕醜夷。是脱意也。

幕府は曩に大原氏の齋らしたる勅旨を遵奉し、勉めて朝意に副はむことを謀りしに、再び此の勅旨を蒙りしことなれば、諸有司は事の意外なるに驚き、衆議紛々たるも要するに左の二説に出でざりし。曰く。攘夷の行はれ難きを知りつゝ其の命を奉ずるは姑息なり。縱令、違勅の罪を負ふとも斷然之を辭するに如かず。曰く。一時命を奉じ將軍上洛の後外國の事情を奏して朝議を回すに如かずと。然れども當時は前に記する如く、井伊氏か違勅專斷の處置をなして、天下の人心を激動せしめたる失敗を救治挽回せむことを勉むる際なれば、遂に後説に決し將軍家は左の答書を呈す。

勅書謹拜見仕候。

勅諭の趣奉畏候策略等の儀者、

御委任被成下候條盡衆議上京の上委細可奉申上候。

誠惶謹言。

文久二壬戌年十二月五日

臣 家 茂

將軍家が斯の勅答を上られたるは、後日對外處分の益々困難に陥りたる最大原因なりと謂はざるを得ず。是の時公が先に彦老以下を追罰する建議書中に「時勢開港者天下の御爲是非不得不然の理をどこ迄も被仰上云々」と述べたることの採用せられざりしは遺憾なり。而して親兵の事は幕府も左の如く辭したれども、朝議容れずして翌年三月に至り、諸藩に令して召募し三條氏をして之を率ひしめられたりといふ。

公が「開港者天下の御爲是非不得不然の理をどこ迄も被仰上」と絶叫せしは、固より達見にして、正理に違はざること辨するを待たず、且つ公が現住の地位として飽までも之を主張するは多とするに足ると雖も、當時は處士横行權詐百端周末の戰國よりも甚しき世態にして、道理を以て律すべき時勢にあらず。故に從來討幕を主意として陽に尊攘を主張する薩長の藩士、及び浮浪の徒が京紳を煽動する上に、親藩と恃める尾藩すら之に雷同して攘夷の説を建白する有様なれば、怯懦にして偏狹なる幕吏は益々惶惑して跋前疐後の思ひをなす。如何でか公の讜議を容れ、京師に對して正堂堂と辨疏する勇氣あらんや。左に提ぐる長藩の上書と、之に對する御沙汰書及び尾州老候が幕府に建白せる攘夷の旨意書を看ば、裏面の消息を伺ふ一端となり、又克く之を玩味せば京紳が遽に

攘夷の氣焰を高め三條、姉小路の兩卿が勅書を齎して東下せし原因をも察するに足る。

長藩の上書

此度越前總裁職上京猶豫の義に付從關東來書の末至當の事者御請可仕時勢難被行儀者御斷可申上との意味如何被成御斟酌候哉、追々に被 仰出候外夷拒絕の次第に相係候而之事共候得者 叡慮の旨をいづれと窺定候而之文意に可有之哉勿論至當の御事は申迄も無之、御請可相成儀とは奉存候得共萬一、時勢難被行候との御合共にて候得ば、叡慮遵奉の實事不相立候。天下の大事を處置仕候には時により勢に隨ひ候様に而者御目途は相立不申、況や凌遲之 國脈被成御維持候者 義を以勢を制するの御主意に而御處置無之而は竟に因循姑息に陥り可申候間其段屹と 御答被 仰遣度惣裁職上 京の義者新政當分の事に候得共猶豫の義御聞濟に相成候て可然哉と奉 存候。

一、青蓮院宮様御事法方外之御躬に者被爲在候得共、當時勢の事に付朝議に被成御參豫候様早々 勅令被 仰出度奉存候殿下を奉始御歴々様御手揃の御事に者候得共、戊午以來正義御持續にて 今度御慎解御再任に迄相成候程の事に候得者、日々御參公被爲在候様幾重にも奉願候。

一、叡慮の御決定者戊年來聊不被成御動儀に候所、上者神宮の神慮を被爲窺下者諸侯の赤心を被 聞食度との御深衷と者不奉察破約攘夷の 御國是に未御疑も被爲在候哉と、恐多くも是迄

勅文に泥み自己の見立主張せしめ候向も有之哉に候得共、大膳大夫父子に於ては追々被仰出 候勅詔并 御沙汰書の御旨全以破約攘夷の宸斷と奉窺

皇國御持堅めの御良籌在此外間敷と考定先達而奉窺候二事六ヶ條の外、方今 官武の間に於いて周旋可仕事件は數多有之候得ども、幕政も漸々改新賞罰黜陟も被行候事に付、肝要の御國是 叡慮通達の決定いたし外夷震慄國內警戒の御處置第一御急務官武御合體の大眼目に付、此度長 門守於關東の周旋方兩通 勅詔の外者六ヶ條の内、第一條を抽き純一に 叡慮御決定の旨を精 長申解盡力の上、猶も 官武御合體の大眼目難決定儀候得者無致方歸洛及 奏聞此餘之 宸斷を奉侍尙愚意者献言をも可申上と奉存候五ヶ條、及び官武御異議の趣根抵明著最早列藩中 決而勅文に泥み候義も有之間敷に付今更不及會議斷然獨立にて盡力乍不及 皇國正氣御維持の 寸補をも仕度父子決心罷在候。

後八月

御沙汰書

先年己來被 仰出候攘夷の儀 叡慮御決定の趣御良策出此他間敷に付、斷然獨立可有盡力決心の 旨言上先以 叡念御符合深以御感悅御事に付何卒抽丹誠周旋有之 公武を初萬人一和一致候而 爲、神州盡精力早蠻夷拒絕に決定候様幕吏に懸合の都合に相成候様被遊度 叡願に被爲在候此由

可申達御沙汰に被爲在候事。後八月

尾張老候の建言

今般攘夷の儀は素關東より御奮發の譯には無之、勅詔に付御隨從と申筋尤當然の御事には候得共此儘空敷

御請のみにては御請と申候迄にて夫に而は御威勢勃興人氣一新の場には恐くは難至隨而事實に、攘夷の御功業成否の處如何可有之哉深御安思申上候限御座候。天下撫馭の道先時は人を制後時は人に制らるゝと承候處、今日迄の御措置御盛事は萬々に候得共乍恐諸事御手渡に而已罷成壓倒無御據御場合迫候後始而御發動の御事も有之哉に奉伺御武威の御更張是又御案思申上候。夫よりは何卒格別の御大果斷を以神速の御盛舉被爲在

徳川の武徳此時に乗じて御挽回被遊御中興の御基本を被爲立たく誠至願に不堪奉存候儀に御座候。右御處置方左に申上候。

一、今般の

勅答被 仰合候御詞に被下候攘夷の儀は尤兼而より覺悟の事に付、御請勿論の議に候其内攘夷致し方の策略には品々利害得失有之議にて全國の存亡此一舉之成否に止り候儀と存候。斯重大事件御決定間に御懸隔にて者甚覺束なく被存候に付

勅使を先立唯今より直に上洛御在京侯伯とも申談能く練熟の上、御間近く

叡決を奉願四海に號令仕候方十全に付左様被斗可申との趣

勅答被爲在御先例 御上洛の御規式等には更に無御拘何の御貪着も不被爲在御輕便に被爲出立御上洛の上外夷掃攘の御良策を篤く御熟練の上

叡慮 御遵奉にて號令せられ候半に、普天卒士誰ありて一和一同不仕者可有之哉是必然の道理と奉存候。

一、右の御一舉被行方は 御上洛の上

王室御尊崇御手厚御實意を被盡萬端格別に

叡慮に被爲副候御奉事御座候上御奏聞被爲有候御詞に、頃年以來臣不徳老吏共の不届より不圖も深く

叡慮を奉惱隨而侯伯の輩紛擾の次第に相運候段實に多罪至極、今更申上も無之奉恐入候仕合御座候乍去是なり御不興を蒙り空敷家業失墜仕候而者祖先にも難相立進退維谷の場に陥り、何とも残念千萬に奉存候。哀れ願くは祖先の者

王家に微勞ありしを

思召被爲出御見捨も不被爲下置候様仕度左も候半には何とぞ

帝坐御守衛の儀は拙臣自ら相勤申度左も候半には諸藩の儀者寄々程能  
勅諭を以歸國を被 命候様仕度至願此事に止申候旨達而  
御奏達御座候半に決して

天氣不麗御譯合は被爲在間敷御願通

勅許有之は眼前の御事と奉存候右の如く 徳川の家族を以御手厚御奉事の上何の御微動も悉皆  
公武御練熟の上

勅を御請御發號に相成候は、海内の紛亂も自然と相治攘夷の儀も御虚誕に者無之眞の實備の筋  
徹底仕候儀に付、上は

宸襟を奉安、下生靈を御撫被遊候事自御行届の儀と奉存候。

一、御國初以來の 御居城一旦御動坐と申候は勿論、不容易事にて可好譯には毛頭無之候得共、  
斯宇内の形勢一大變においては不得止御變通の御處置天然の道理と奉存候。

皇朝之古

御代々の御遷都漢土の盤庚三遷の先蹤も有之強而御貪着には不被爲及と奉存候。其上始終御轉  
住にも不限御儀右御轉住中東都城は水藩等に爲御守可然且つ又事卒て後は尤御東歸は不差支御  
事御坐候。

一、若右の御處置に相成候得ば紀州荷田浦の咽喉は紀州に被 命控拒相心得候方可然是御大事の  
要害と奉存候。

勢州

太廟の儀は拙藩にて御守衛仕候方と奉存候。

一、即今東都の形勢にて者事ある時は夷艦直に浦賀を扼し、海運差塞候得者東都の坐困目前に候  
處、前件の御居住に相成候得ば其御憂は斷然と相省九州四國の運送にて糧食に御事缺候儀も有  
之間敷と奉存候。

一、先般井伊、安藤兩人舉動より天下の人心自然と

幕政の苛刻を壓ひ

皇化の有難きを奉慕候模様に移候而已ならず華、庫、堺の三港

帝坐に差迫不慮の異變も難測と

叡慮御許容無之處なるを井伊の取斗にて開港と申御意味合を深憤り、殊更

几重を御氣毒に御案思申上候衆心より列藩はじめ下萬民に至迄自然と人氣京洛々々とのみ相趨  
く運びに相成候段、是偏に天理之令然處、人力にて回候義は難出來譯と奉存候。右故何となく  
東都には衆心進兼候次第に至り居申候此形勢をも無御願舊習にのみ御泥東方にのみ御立こたへ



に相成居候得者數年を不出して

帝都は益繁昌し、列藩の戮力より

皇威も日に増御張大に相成可申、東都は夫に反して次第に寂寥にも陥り候様相成候得ば乍恐御武運如何可有御座哉。是に付而も一日も早御決斷御遷座被遊候方可然奉存候。

一、右の條々々々忌諱に觸候段は顯然に候甚斟酌の至りに候得共、御爲には難替且兼而夫等の御海容可被遊と被 仰出も有之事御門葉に連候身にては、赤心不盡候而は難相成愚慮の一盃を申上候儀に而當今の御急務、他は無之只此御一舉に限候義と奉存候俗眼より一通見込候而は事に寄様にも可被存哉に候得共決而左様にては無之

叡慮に於は早數年前より格別の御苦心にて辱も七日御斷食御祈誓を被籠候程の

宸襟に候間夫々に奉答此期に臨み

將軍の御身にて是斗りの御果決無之事は畢竟難被爲立御筋と奉存候間吳々も無御疑團御處置の程奉希候。誠恐謹言。

十一月廿八日

尾張前大納言慶勝

同年十二月朔日、公上京を命ぜられ、同月三日四品に叙す。同月五日上京費として金五千兩借用を許され且つ内帑より特に金貳千兩を賜ふ。同月九日將軍家手づから衣服及び黄金貳拾枚を賜ひ、

翌日籛中（和宮）及び天障院（家定公の後室）

より賤別として各物を賜ふ。同月十六日江都を發し、品川灣

に於て雷門艦に乗り、翌日纜を解き、同月廿四日大坂に着し、東本願寺に館す。是の月の七日には敕使兩卿も歸途に就き先きに京都守護職を命ぜられたる會津侯（松平肥後守容保）も敕使接待のため滞府せしが、九日に上京し、又一橋家も十七日陸路を経て上京す。一橋家は大原勅使の歸洛せし時、續ひて上京すべき筈なりしも、再び勅使東下のため遷延せしが、此に至りて上京し、公と共に公武の調和を謀り、且つ將軍家上洛の準備をなさんとす。

而して公が大坂に先着し且つ滞留せしは攝海の警衛臺場築造の準備を爲すがためなり。然れども是の月十三日に將軍より『先年來度々不容易説達叡間今度御讓位等重々内勅の趣老中より具承令驚愕候家茂を始諸臣に至、逆決而右様の心底無之候條可被安聖慮候委細者老中より千種岩倉へ可申入事』との辨解書を朝廷に上つられしを見れば、其の顛末は判然せざれど又公武の間に一の紛議を醸し、之を分疏する用をも負はれたるものと思はれたり。公は此の時新任にして末席たるにも拘はらず、此の重大の使命を負ふに至りしは同僚中既に頭角を顯はしたるがためにして、松平總裁が、公の此の舟行を贖る詩を看ても知るべきなり。

幾日江城共駿奔。豈圖離別忽銷魂。愧吾頑性猶廊廟。期汝雄才安帝關。  
排浪輪駉驚夜饑。挾風旗影揭朝暉。慇懃千里加餐飯。使命非輕贖一言。

公も亦是の時過遠州洋詩あり。公の吟咏中最も人口に膾炙せるを以て此に附記す。破墨雲間斜掛弓。黒蛇如箭走長空。艦衝巨浪輪聲急。七十餘灘一夜中。

文久三年癸亥正月十三日、公大坂に在り、急用を以て上京を命ぜられ即日上京す。同月廿二日、參内拜謁して天盃を賜ふ。

同年二月朔日、再び大坂に下り臺場築立用掛を命ぜらる。是れより先き公は勝義邦（麟太郎）等と攝海の沿岸を巡回して地形を相し、臺場築造の準備をなす。（昨年十二月廿八日、大坂を發し尼ヶ崎西宮兵庫地方を経て今年大坂に歸る。）是に至りて此の命あり。乃ち、三日順動丸に乗り兵庫に到り、七日臺場築造の場所を檢視し、翌日歸坂す。又勘定奉行津田近江守（正路）外國奉行伊豫守（隆吉）目附松平勘太郎等を擧げて掛りとなし、之を指揮して臺場築造に着手せしめたり。然れども築造用に供すべき材料の乏しきと、其の術に長じたる人物なく、時日を費すも成功の望みなきを以て公は當時屢々人に對して鑿匏なければ工事は成らずと歎息せることあり。爰に公が在府の閣老に寄せたる二通の書狀と、測地圖とを掲げて當時の狀況を明にし、且つ温古知新の資に供す。

海岸御臺場築立御用掛の儀津田近江守始元去る六日別紙の通申渡候。右役々支配向の儀者名前申聞次第夫々申渡候様可仕候。尤外國奉行に者無之候而も可然候得共、御申越の儀も有之一人相省

き候も自然折合不宜候間、外國奉行元は在坂の廉を以掛申渡候。且又大坂海岸の儀に付町奉行取扱無之候而者差支の儀も有之候間、一人取扱可申渡候とも存候得共、追而上金等爲取扱候節に至不都合の儀も可有之候間、兩人に去る七日別紙の通り申渡候就而者町奉行組與力同志にも取扱の儀可申出と存候。多人數にも候はゞ人數相減重立候者相撰申渡候様可仕候。依て別紙有添此段申進候。以上。

二月十一日

小笠原圖書頭

- 松平 豊前守様
- 水野 和泉守様
- 板倉 周防守様
- 井上 河内守様

別紙

御勘定奉行

津田近江守

御目附

松平勘太郎

海岸御臺場築立御用被

仰付之

外國奉行

菊池伊豫守

在坂之事にも候間別段の譯を以海岸御臺場築立の御用被

仰付之

別紙

大坂町奉行

川村壹岐守

鳥居越前守

海岸御臺場築立の御用取扱可申候。

又、一通の書は左の如し。

去る朔日京都發足、同日大坂表に着仕、同三日御臺場築立の場所見分として順動丸御船へ乗込兵庫表へ相越、同四日同所和田ヶ崎御臺場築立の場所熟覽致し、且つ湊川吐口へも同様築立の目論見に付繩張致し候心組の處、勝麟太郎儀俄に病氣に而何分附添致兼候間小野友五郎に申談、夫々

場所取扱、同日大坂表へ歸着仕候、尤麟太郎儀前文の通には候得共、同人兼而見込の要地にも候間先取極置且つ御臺場の儀者人數屯致す事に付、井戸無之候而者甚差支候間、井戸堀試み候上萬一水の模様不宣候は、何とか勘考致し飲水引込候様取斗候方專一の儀に付、右の手續に可取掛旨津田近江守へ申達候。然る處中納言殿より早々上京致し候様被仰越候に付、御臺場の儀者右の通に申淡置、去る八日大坂表發足一昨九日京都着仕、當地の御用相濟候に付、今十一日當地發足伏見驛へ一泊、明十二日大坂表へ着候心得に御座候。無滞坂着仕候得者別段不申上候間此段爲御心得申遣候。以上。

二月十一日

小笠原圖書頭

松平豐前守様

水野和泉守様

板倉周防守様

井上河内守様

同年二月十三日、將軍家は老中水野和泉守、板倉周防守、若年寄稻葉兵部少輔（館山侯正己）田沼玄蕃頭（相良侯意尊）以下の諸有司と大小諸侯を従へて江戸城を發し、東海道を経て三月四日入京せらる。公急に大坂より到り土山驛（江州）に出迎して共に入京す。同七日、將軍家參内ありて

天顔に咫尺し、同十一日加茂行幸に供奉せられ、公卿百官及在京の諸侯皆扈從し、其の鹵簿嚴整古今稀有の盛典と稱す。幕府も斯の如く奮發して二百年來絶えてなき盛事を舉行せしことなれば、是より公武の間も調和して、國是も一定すべしと思はれけるに、氣運の變遷は人力の得て制する所にあらずして、幕府のためには最も困難なる二大事件を生じたり。

這は他なし一は攘夷期限の決定にして、一は生麥償金の事是れなり。是れより先き彼の十三卿及長藩士久坂玄瑞等は鷹司關白（輔熙）の邸に推參し、將軍の入京に先だちて攘夷の期限を決定せらるべしと迫りければ、關白も止むことを得ず參内して奏聞せられたるに、勅許ありければ、三條姉小路等の諸卿は一橋家の旅館に就いて此の事を迫りしに、一橋家も固より獨斷を以て決答すべき事にもあらざれば、當時在京せる松平總裁（春嶽）及土佐老侯（松平容堂豐信）と京都守護職たる會津侯等を招きて協議を遂げ、終に將軍家入洛の日より滯在十日、歸路二十日を合せて一ヶ月の後に拒絶の命を下すべしと内決し、尙ほ四侯より左の書面を呈するに至れり。

大樹上洛滯在日數十ヶ月の御治定相成候間、三月十四日出帆より海上往返風波の障等無御坐候へば、四月中旬の内攘夷期限と相成申候。尤歸着日より廿日は猶豫被下度儀者先夜も奉申上候通の儀に而右の日積に相成候事。

松平容堂

松平肥後守

松平春嶽

一橋中納言

- 三條西中納言殿
- 橋本宰相中將殿
- 野々官宰相中將殿
- 阿野宰相中將殿
- 豊岡大藏卿殿
- 滋野井中將殿
- 正親町少將殿
- 姫小路少將殿

右の如く、京紳は朝威を藉りて幕府に迫り、外人拒絶の期日を定めしかば、加茂の行事を了へたる上は直に將軍家を東歸せしめて其の處分を行はしむる筈なりしも、斯くては幕府に於ても非常に困難を感ずることなれば、其の間に立ち周旋盡力するものありて加茂行幸の二日目、即十三日に傳奏より一橋家を経て左の通り達せらる。

攘夷期限の儀に付、大樹公京師滞在十日の旨兼而被仰出置候處、英船渡來不待期限可及戰爭先日の形勢と相反候世態に付、後見總裁の内急に歸府防禦萬端指揮可有之大樹公者公武御一和人心歸嚮の處置有之候上歸府候様  
御沙汰候事。

三 月

斯く達せられたれば、例令拒絶の期日を定むるも、幕府のためには少しく猶豫を與へられたる思ひありしならんも、江戸よりは英艦渡來、生麥事件償金の督促時々刻々迫り來る飛報頻りに到るを以て、將軍家を始め幕吏の痛心は一方ならず、加ふるに、三條氏を始め國事參政（橋本宰相中將實廉、豐岡大藏卿隨資、東久世少將通禱、姉小路少將公知）同御用掛（三條西中納言季、知庭田中納言徳大寺中納言實則、六條宰相中將、柳原右衛門督前光、河鐸少將、橋本侍從實梁、正親町大納言實徳、花園中將公總、正親町少將公董、四條侍從降隆誦、中山侍從忠光、壬生修理權大夫基修、錦小路右馬頭頼徳、澤主水正宣嘉、滋野井中將實在）たる人々は日々學習院に會し、激烈なる議論を唱へ、浪士は威勢に募り、天誅と稱して妄りに人を殺害しければ、洛中騒然として今にも大變亂の發すべき景況なりき。

京都の形勢は斯くの如くにして、内事極めて多端の折なるに、江戸に於ては二月四日英國軍艦三艘、同六日一艘神奈川港に入り、同十九日公使「ジョンニール氏」より生麥事件の談判を開き、左の三ヶ條の要求をなせり。

第一、日本政府は生麥に於て英國の士官を殺害せし嶋津家の家臣を嚴科に處せらるべし。

第二、外國人を保護すること能はざりし謝罪として十萬磅の償金を出さるべし。

第三、殺害に逢ひし英國士官の遺族扶助料として一萬磅を薩州より出すべき様命ぜらるべし。但し、薩州に於て幕府の命を奉ぜざる時は英國より直ちに薩州に向つて其談判に及ぶべし。

右の三ヶ條は二十日を限りて決答あるべし。もし其の決答なきときは兵力に懇ふべしと迫りければ、江戸の留守たる龜山、濱松の二閣老（濱松侯は井上河内守正直なり。文久二年十月老中を命ぜらる。は大に戊辰始末等に當時明山公を留守の中に加へたるは誤りなり。）は大に愕きて八日間の猶豫を乞ひ、急使を以て此の事を京都に報し、且つ諸侯に令して近海を警衛せしめ尾侯（茂徳）の如きは留守の命を受けて二月晦日着府、翌日登營して其の報を聞くや愕いて夫人を名古屋に送りし始末なれば都下百萬の人民は荷擔して立ち、其の騷動名狀すべからず。屢々鎮撫の令を發すれども更に其の效なし。又京都に在る幕臣は此の變報に接して驚くこと一方ならず。頻りに將軍家に東歸を勧め參らせざるを以て、將軍家も三月二十一日を期して二條城發駕の事に決されたるも、二十日朝廷は左の敕諭を下して容されず。

英國渡來にて關東の事情切迫に付、防禦の爲大樹歸府の儀尤の譯柄には候得共、京都並に近海の

守備警衛策略、大樹自指揮可有之候。且攘夷決戰の折柄、君臣一和無之候ては君臣の際情意相通せず、自然間隔の姿に相成天下の形勢不可救場に可至存候。當節大樹歸城の儀は叡慮に於て不被爲安候間、滯京有之守衛の計略被相運奉安宸襟候様思召候英夷應接の儀は浪華港へ相廻し、拒絕談判可有之候開兵端候節は大樹自出張萬事指揮候は、皇國の士氣挽回の機會可有之思召候。關東防禦は可然人體相撰可申付候様御沙汰の事。

依て二十二日、將軍家は一橋家及會津侯を従へ參内して天顏に咫尺せられしに尙も親しく懇篤なる敕諭ありしかば、將軍家も深く感激して東歸を思ひ止まれ、先づ水戸侯（中納言慶篤）及仙臺侯（松平陸奥守慶邦）を關東守衛のために下向せしめられたり。時に朝廷より水戸侯に達せし書は左の如し。

爲關東守衛下向被 仰附候に付、防禦筋の儀大樹目代の心得を以指揮可有之候。先祖以來格別勤王の家柄先代の遺志致繼述闔藩一致盡力防戰可奏夷狄掃攘の成功様

御沙汰候事。 三月

是より先き、島津三郎氏（和泉義に關東下向の時老）は國に在りて京師の形勢穩ならずと聞き急に上京して（三月四日鹿兒島を發し海路を經）再び公武の間に調停を試みしかども、當時は國事參政、同御用掛同寄人等長藩と結托して其の氣焰益々熾んなる折なれば、毫も其效なかりしに生麥債金一件起りけれ

ば、藩地の防禦をなすべしとて滯京僅二日にして空しく歸國せしにぞ。國事參政の威權は益々盛んにして、長藩の勢力は幕府を凌駕しける有様なれば、幕府も朝旨を回すの力なく、止むを得ずして三月十九日攘夷の勅令を奉じたる旨を發布し、五月十日を限りて横濱、長崎、函館の三港とも盡く拒絕すべしと定め、三月十三日に一橋家及公は歸東して其の談判を爲すべしと命ぜられ、池田修理を差添とせられたれば、翌十四日歸府の途に就かんとせしに、外國奉行より稟請の件あるを以て暫時見合せたるが、越前總裁は此の困難たる場合に際會して其の力此の重任を負荷するに耐えずと斷念し、遽二十一日辭表を呈して倉皇歸國の途に就けり。

是の時公は一篇の開國論を草して將軍家に呈し其の論末に至り、勅命と云へば事の利害得失を料らずして只管遵奉するは婦女子の處爲にして將軍の職掌を盡したるものと謂ふべからず。故に飽くまでも朝廷に對して其の是非を論争せらるべし。もし是れが爲め朝議に觸るゝも敢て意となさず。今日に於ては民命を救ひ、國體を存するの大義に着眼し、天朝尊崇の眞意を事業上に顯はさるべしと痛論せり。公が忠懇にして平素尊王の大義を唱ふるに似ず、斷然論じて斯に至るを見れば是の事たるや國家の安危存亡に關するを以て忌憚なく直言せしものなり。其の上書は左の如し。

今般被 仰出候攘夷の義、五月十日を限り及拒絕各國の商館三十日中引拂、壹人も不殘歸國可爲致若承引不仕候は、可及一戰旨を以て應接可致との御主意一應奉長候。乍去篤と勘考仕候處、

以之外御失策と奉存候得共、右様に而者却而多少の御不都合を生じ可申奉存候。先其の一、二を申候得者、一體和蘭の義は年來御和親にも相成居候義別段の御主意も無之、只々先年不束の取斗ひ仕候役人共嚴罰に處せられ候に付、其實未盡く御罰しには不相成、各國と同様御拒絶と申候のみに而者御主意難相立、徒に不直の名を御取可被遊奉存候。是迄餘國とは御和親御通商等不被遊候様相成候。而も和蘭斗御和親被遊候者全知彼の御深算と奉存候。知彼知己者固より兵家の奥祕不可闕の事に御坐候處、和蘭まで御拒絶に相成候而者知彼の道更に絶果却而御不都合と奉存候。抑交易の主意は有無相通じ富國利民の道に而、其大略者下に申上候通りに御坐候。然るを曲直是非をも不論無體に打拂候而者元より天地生々の心に反し、聖賢仁義の道に戻り、殘暴の御處置に付右を名として各國より軍艦を差向け候に至り可申、左すた者永々皇國の御憂と相成百萬の生靈是が爲に塗炭に苦可申民の父母たる御方はを御憐と被 思召候哉、且つ皇國の勇武を以一時勝利を得候とも義名を失ひ候而者遂に滅國の基と可相成前にも申上候通り、今般攘夷被

仰出候も、全く御國永久安全を被爲斗候御主意に可有之其段者難有

思召に候得共其御處置至當に出不申候時者永安の御主意却而生靈を死に陥らしめ、滅國の基と相

成候義故、先頃

勅諭に攘夷の策略は關東へ爲任被遊候と申は全其邊を被

思召候而の事と奉恐察候處、只今無謀に鎖港拒絶と被 仰出候而者乍恐永安の御主意に相戻り可申且自然御威名にも拘り恐入候義に奉存候。一體交易の義は天地生濟の意に基き有無相通じ生民各其の處を得せしむるの道にして、既に於東邦も往昔より海外諸州に通じ御國益も不少典例制度等悉々御折衷被遊不知々々は爲に國力相開け、生民其益を受居候得と古今を御卓觀相成候得者明瞭分り候義に而決して鎖扼不通を以て我國體と致候義に者無之候。近く者御當代に至り候而も

神祖を奉始

三代様に至る迄諸邦と御交際被爲在且交易の爲御往復被遊候御書牘等悉く祕府に御藏しに相成居、外蕃貿易相往來する船に日本洋に陸續不絶商館地所等彼の望に任せ、遊觀の場所迄も夫々御世話被爲遊候處、慶長元和の餘兇洋中に出沒蕃船を劫し候に付節々歎願等申出、夫が爲に瀕海の侯伯に命ぜられ海賊を御誅鋤被遊交通の害を被爲除候赴、其外貿易は公濟之道にして不可廢、各國相互に其國民を保濟し國政の得失を相忠告し、各其國を治安し相殘害せざるを以て人君の職掌とすれば、互に此道を守り永く和親交易の道を被爲重候御事凡慮の不及處と奉驚服候。且國々望

之品者武器其他共彼の乞に任せ御給與被遊候程に而其節に當り誰一人異論等申者も曾て承り及不申已に奈良、堺邊迄も外蕃の人跡不絶有之候事に御坐候。然處

三代様時權により此道を御變革被遊僅二百餘年の間に習俗悉く變し、外國を仇視仕候に至申候。依之是を視れば鎖國者素吾國の舊法に者無之、却而新令とも可申奉存候。乍去只今此習俗を一時に變ぜんと致し候へ者人心固結之情に戻り、大有力の者といへ共不能爲左れ者連千萬年も鎖港拒絶を守らんと存候得者天地生濟の理に違ひ必苦民滅國に至可申是を譬候得者牡丹の花の將に開かんとすると同一理に而其少く開きたる時はをもとの蕾にする事者造化の妙といへども不能、又是を榮然と快く開かしむる事者天子の威といへども不能、此理を得と相考候得者當時天地の形勢開閉兩ら失宜候是則無限不折合を生じ候基に御坐候。第一諸邦貿易の道も往昔と相變り候とも彼我國制の異なる哉も不願一概に役に泥候者素より誤に而其元彼に不在して我處置の得失緩急に有之事と奉存候。然ら者今の時勢三四港位者御開相成候方當然の事と奉存候。抑開港以來物價騰踊上下究迫に及び候より、年來鎖國に馴候人情度々切害等有之御國政に差響候廉不少當節の振合に而者更に交易の利なきのみならず、遂には親睦を破り大害を生じ可申勢有之處より、被惱

叡慮候者御尤の御義深奉恐入候然處物價の騰踊者元々金銀の製作惡敷より起り候事にて交易の故計にては無之只今の金銀にては縱令交易相止候ても物價は次第翔貴可仕奉存候。然るを御國內制

度之惡敷者御構ひ無之、一概に外蕃を被爲惡て無謂攘夷拒絶等被遊前段申上候通り生靈を塗炭に御苦しめ被遊候様の御處置は是を仁者の術と可申歟朝廷も、關東も乍恐御職掌を被爲失候に相當り可申、況や薪水食料闕乏の品御給與破沒覆溺無告之者御憐恤等に至り而者猶更の事に御座候。就而者能々其輕重得失を御計り前段の御主意を以至當の御處置被遊度趣再三再四御誠實に御諫爭可被遊御義上奉存候。乍恐天朝御一念の御誤より萬民を御苦しめ被遊候を餘所に被遊御覽候而者實に御不忠無此上御尊崇を被爲失候第一上奉存候。

勅命にさへ候得者利害得失をも不被爲計只管御遵奉相成候而者所謂婦女子の處爲にして、御職掌に被爲時候御處置とは決して不奉存候。此理能々御究速に御勇斷御諫爭被爲在候様千々萬々奉懇祈候萬々一是が爲に却而御不首尾の義等出來仕候御場合に被爲至候共、此機會に臨候而者夫等の邊に者更に御頓着不被爲在只民命を被爲救國脈を被爲存候大義へ御着眼を被爲据斷然と御處置を被爲施

天朝御尊崇の御眞意御事業上に相顯れ候様有之度奉存候。雖然決して攘夷者不被爲出來と申義に者無之其御策略輕重緩急得宜候事尤緊要と奉存候此味者何分紙上に難認取候間無據文略仕候。只不堪痛哭悲泣の至不願恐此段奉申上候。猶御直に御尋御坐候はゞ委細口上にて可奉申上候。公は斯の如く痛切に論じたれども其の意見行はれざるは幕府の武備解弛して、強藩を威壓する實



力なければなり。

三月二十三日に至り、公は更に一橋家に先たちて東歸し開港拒絶の應接及生麥償金の斷判をなすべしとの命を受けたれども其の能はざるを知り、尾老候（慶勝）と會津侯とに因て辭退されけれども許されざれば止むを得ず同月廿五日京都を出發せり。此の生麥談判は公が一世の經歷中最も困難の地位に立ちたるものにして其の處置の當否は暫措き、公のためには特筆大書すべき事件とす。斯くて公は臺命を奉じて京師を出發せしに、將軍家にも公が此の重大の任を負ひ艱難の域に趨くを見て獎勵せんと思はれけん。急使を發し二川驛に於て公の職俸を加ふる恩命を傳へらる。然れども公は登庸以來未寸功なく、又拒絶談判の成功を期し難きを以て固辭せり。而して公は此の事を祕して腹心のものにも語らざりしを以て、其の詳細を知るに由なしと雖蓋し職俸壹萬苞を加ふる恩命なりしといふ。左の文書は公が二川驛に於て此の恩命に接せしとき山形、松山の二關に寄せ恩命を解するの意を陳べ、其の執達を囑したるものにして、之を一讀すれば公が至誠上を奉ずるの情藹然として紙上に溢れ、彼の利祿に汲々として國家の大事を顧みざるものと大いに逕庭あるを知るに足る。

尺素奉拜呈候春夏の交御坐候處

上様益々御機元好破爲遊御坐恭悅至極奉存上候。次御兩臺様益御裕和不堪欣躍の至候。然者昨日

於二川驛憩處 御奉書到來即時拆封奉拜覽候處私儀出精相勤候に付、御加恩被成下候趣、奉蒙臺命重疊難有仕合奉存上候。御役儀被 仰付未間合も無之處斯迄奉蒙 御供恩段申上候様も無之、奉恐入候儀に御坐候。然上者早速御請可仕候處少々愚存も有之候間、此度の義者平に御辭退申上度奉存上候。愚意の赴者餘の義にも無之前々申上候通御役儀被 仰付未間も無之處、右様御恩惠を奉蒙候には際立候。一廉の手柄無之候而者何分御請難申上奉存上候。御地發程後旅行中熟愚考仕候處、是迄何一ツ是と申功勞も無之、此度掛り被 仰付候御臺場御用も、せめて一ツに而も成就仕候義に候得者、少しは御奉公の廉も相立候得共、實は未取掛りも不致次第御地に於ても、聊も御爲に相成候儀無之、素餐の罪難遁奉恐入候。就而は御役義さへ御免もや願候半と内實相考居候。折節奉拜 恩命甚以赤面の次第穴へも入度様奉存候。且江戸表の義も何ぞ見込に而も御座候得者、夫等を目當に御請可申上哉に御坐候處、是以此頃中色々工夫仕候得共、更に見込も付兼、旁此度の 恩命者何分御請難申上等の意味厚く御諒察可被下奉願上候。乍去 御奉書返上と申候而者猶以奉恐入候事故夫も出來兼進退維谷、誠に當惑仕合に御坐候。依而百方愚考仕候處、是者最初より被 仰出無之方に御取計此儘御沙汰止に相成候はゞ、別段廉立不申可然哉に奉存候。兎も角も前文の次第に而何ヶ度被 仰出候而も迺も御受は申上兼候間、御手續者如何様に而も宜敷候間、何卒御斷相立候様御周旋偏に偏に奉懇願候。

御臺場御用も最早閏三月候得共、片代丈も出来不致、せめて一つにても成就致候得者少しは諱を  
防く言も有之候處、實者未併外役も有之、私壹人の罪にも無之と申説も可有之候得共、私主役の  
事に候得者到底罪者不遁義と奉存上候。

再白時候折角御自愛被成候様奉祈候。本文の義實に當惑の次第如何様と歎愚意相立候様御周旋吳  
吳奉願候。右の趣即刻可申上候處、再三入念愚考仕候上可申上と存、大に遅延に相成何歎懶惰の  
様可被思召候得共、全左様に無之、此邊も御諒察可被下候。御奉書者一緒に封込密に奉返納候。  
副書奉拜啓候。私儀桑名新居渡海者勿論、其外共無少碍致旅行、大井川越し今晚島田驛へ止宿仕  
候間御安意可被下候。

一、今度大砲爲御上に付、大砲方組頭萬年慎太郎守護致罷越候處、同人義私兼而知合の者故白須  
賀に待居候間、致面會候處御地の義殊の外心配致し、模様相尋候間大略の義申聞置候。大小銃  
持込方如何可仕哉伺出候間、大砲は菰包の儘、小銃者革袋掛候儘荷ひ候。而京入可然旨申候  
處、大砲杯は車臺に据付引込不申候而も宜敷候哉と申聞候間、前文の通に而可然旨申聞置候。  
私意内者所謂衣錦聚衣の意に而申聞候御都合如何御座候ひし哉。

公の此の重大の使命を奉じて四月六日、江戸に着し、其の處分に就いて衆議を問ひしに、議論百  
出して一定せず。或は曰く、有無相通するは天地自然の道理にして、又宇宙の形勢を察するにも、

鎖港の事は到底行はるべきにあらず。故に一度拒絶の勅命を奉ずると雖も飽くまでも其の理由を開  
陳して、朝議を回さざるべからず。殊に生麥の事は曲我れにあり、故に彼れの要求に應ずるは固よ  
り當然なりとす。

或は曰く。一たび勅命を奉ぜり。義に於て復た負くべからず。然れども生麥の事は曲我れにあ  
り。故に此の事は彼の求めに應じ、然る後人心激動の事情を告げて拒絶の承諾を求むるに如かず。  
或は曰く。生麥の事は曲我れに在りといふと雖も彼れも亦諸侯の行列を犯し、國法を破りたる罪  
なきにあらず。故に之を口實として其の要求を拒み、直ちに拒絶の談判を開くべし。彼れ若し聽か  
ずんば兵端を開くのみと。而して幕府の諸有司は大率、第一第二の説を主張し、在野の有司者は第  
三説を主張するもの多し。左に掲ぐる二篇の内、一篇は一時外國奉行の職を勤めて外國の事情に通  
曉せるを以て、公が嘗つて外交事務を委任せんと推薦せし水野癡雲（筑後守忠徳）が井上閣老に呈  
したる意見書にして、一篇は世に大儒と仰がれたる安井衡（仲平）が公に呈せし意見書なり。（靖  
冠愚案と題す）而して、二氏の論旨の大いに異なることは暫く措き、今日より之を見れば或は姑息  
なり、或は迂濶なり、或は自分勝手の言ひ分なり。との譏りは免かれざるべし。然れども當時學識  
を以て世人に推尚され、朝野の間に勢力ありし二氏の説く所斯くの如しとすれば、餘人の説く所は  
推して知るに足らん。

今般英國使節より書翰を以申立候償金申請度との儀、此節柄御聞届に而者御不都合に付、還御迄談判差延方外國奉行へ應接可。被仰付との御趣意御尤にも御座候得共、乍恐却而御不都合に而是迄度々英人を切害仕候得共、松平丹波守家來自滅仕候迄に而其他者相手の行衛不相分、殊に生麥一條は主人眼前の儀に有之處、其家來を爲逃去候儀最御不都合に而條約親睦の趣意に反し候間、償金等申出候茂不筋とも難申、然るを御差延置御斷にも相成候而は則此方の御不筋と相成、御不都合の上に又御不都合を重ね候儀に有之、是迄切害一條に付而者其度々種々申立候儀も有之候得共、事實何れの者と可差定見極無之候間於彼も勘辨罷在候儀に可有之處、生麥一條を好機會とし、本國政府評決の上申立候事に付、御斷に相成候へば於彼幸に而右を口實と仕、戰爭に反可申然る時は御信義相立兼候故、終には御國體も難立に到り可申候。攘夷の二字者蘭人迄にも及候事に而義に於て難被行次第に付。

御上洛の上は右等の筋合も判然御了解に可相成、然る上は尙更の義、たとひ信義等に御構無之強而攘夷の御主意に候共、右償金者被差遣候方却而御都合宜儀に而信義を不顧、攘夷と申候而も蘭人を初め當今渡來の各國人共を突然拂攘出來可仕に無之、其趣意柄を以追々御説得の御手順に無之而者難叶、然る處是迄の次第に而者只々開港以來、物價沸騰上下及難儀候より年來鎖國の風習に染候、人心彌折合兼候旨を以主張の外無之、既に兩都兩港延期の御懸合も大意者右の廉に有之

候處、今般大數の償金申出候者幸に而右員數御渡相成候逆、此上切害可相止見据者無之、然る時萬一向後同斷の儀有之候へば、尙又償金と可相成間政府者只々償金に被追、是の爲め疲弊に及び人心者彌折合兼、益右體の儀も出來可致左候へば則双方の親睦を取失ひ候間、條約を破候基と可相成、逆も久遠の御交際難出來との廉相立前段物價沸騰、人心不折合の外一段の御辭柄出來に付、打碎き申上候へば、此度の員數に而右御辭柄を御買取被遊候如くに御坐候。

既に今般御買上の御船も廿萬に近き趣に候處、器械の類者一時の御用には罷成候得共、終に者朽廢に至り候。此度の御買上ものは永久迄の御辭柄と罷成候へ者至極の御恰好物に御座候。大義に於て攘夷者難出來事に候へ共、開港以來物價沸騰を初御國政に差障候廉等者御談判に而御都合宜敷方に何と歎御取直し無之而者難叶候處、右御懸合の御辭柄にも罷成一ト廉の御都合に可有之候間、開鎖共に此度の償金者御渡相成候方可然、先方より申出候を幸に速に御渡し方と奉存候。京都表も御折合の上者則人心も折合候故、右體の御手數者不相懸様成行可申、且外國人にも向後の御所置も如何様共行届可申事に御座候。然るを此度御斷に相成候得者右と表裏相反し、御國に而信義禮節ともに御失ひと申す辭柄を外國人に被買受候と同様に御座候間、彼に取候而者得意に而これを種と仕、一ト戰爭を仕懸け其果者償金杯申す所に無之、彼存分の利益を得候に至り如何斗の御大害と可罷成哉。

